

# 第 5 次 かつらぎ町 長期総合計画



**第5次かつらぎ町  
長期総合計画**

## 策定にあたって ～町長インタビュー～

**Q** かつらぎ町の  
誇り・特徴は  
何ですか？

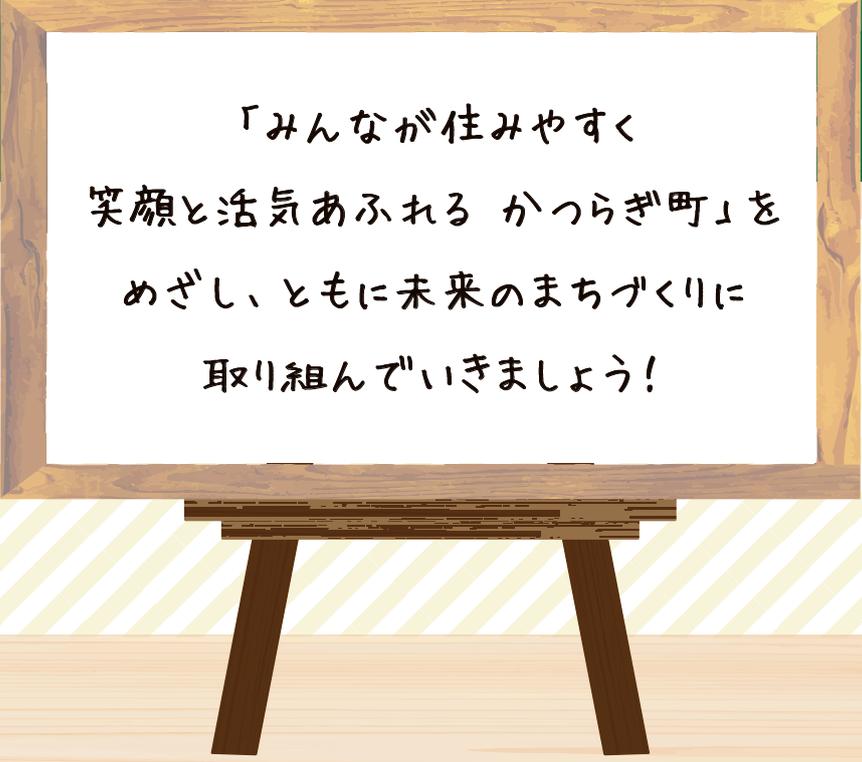
**A** 歴史と文化に恵まれた世界遺産のあるまちです。世界遺産である丹生都比売神社は、空海の高野山開創とかがわりが深く、かつらぎ町が誇る文化遺産の一つです。また、柿・桃・ぶどう・梨・いちごなど年間を通じて多くのフルーツが栽培され「フルーツ王国」といわれています。和歌山県は柿の生産高が日本一であり、県内ではかつらぎ町の生産高が一番です。さらに、交通の利便性が高いまちであり、車を使うと大阪まで通勤圏になりますし、京奈和自動車道を使って奈良県や和歌山市へのアクセスも良いです。

歴史や文化、自然環境などとともに、交通の利便性もあわせもつ、住みやすいまちであると考えています。

**Q** 今後めざす  
「まちのすがた」は、  
どのようなものですか？

**A** 「みんなが住みやすく 笑顔と活気あふれる かつらぎ町」をめざします。これは、この計画の最終年度である2035(令和17)年のまちの姿を描いているもので、そこでは老若男女問わず、だれにとっても確かな“住みやすさ”が実現しています。

このフレーズは、総合計画策定審議会の皆さん、そしてアンケートやワークショップで寄せていただいた皆さんの意見や思いを参考にしたものです。この場を借りて、ご協力いただきました皆さんにお礼を申し上げたいと思います。



「みんなが住みやすく  
笑顔と活気あふれる かつらぎ町」を  
めざし、ともに未来のまちづくりに  
取り組んでいきましょう!

**Q** この先12年で  
力を入れるポイントは  
何ですか？

**A** 全国的に少子高齢化に伴う人口減少が社会的な課題となっております。かつらぎ町としても、まちの活力を維持していくためには、働く場所、住む場所、生活を支える場所などの充実が必要と考えています。

そのため、本計画にも記載のとおり、「安全で安心して暮らせるまちづくり」、「子育てしやすい、人を育むまちづくり」、「福祉と健康のまちづくり」、「にぎわいを創出するまちづくり」、「持続可能なまちづくり」の5つの分野において、効率的で効果的な事業展開を行います。

**Q** 町民の皆さんへ、  
メッセージを  
お願いします。

**A** 普段から、まちづくりが住民主体の“自分ごと”として進められていることを実感しています。まずは、皆さんに感謝の思いを伝えたいと思います。これからも、住民と行政がめざすべき将来像を共有しながら、幅広い年齢層の町民の皆さんに、かつらぎ町のまちづくりに参加いただき、「みんなが住みやすく 笑顔と活気あふれるかつらぎ町」を創っていきたいと思います。

かつらぎ町はまだまだあらゆる可能性のあるまちであると考えています。これからも未来に誇ることのできるまちづくりをともに進めていきましょう！



令和6年4月

かつらぎ町長

中 阪 雅 則

# 計画策定の趣旨・計画の構成と期間

## 1. 計画策定の趣旨

かつらぎ町では、平成 25 年 6 月に策定した「第 4 次かつらぎ町長期総合計画」で描いた町の将来像を実現するために、さまざまな施策や事業に取り組んできました。

この間、本格的な人口減少社会の到来や少子化・高齢化の進行、ICT 社会の進展、災害の激甚化とともに、SDGs（持続可能な開発目標）や脱炭素（カーボンニュートラル）へ向けた取り組みの加速化など、行政に求められるニーズが多様化しています。

今後、これまで以上に地域間競争が激化する中でまちづくりを進めていくためには、住民、企業、行政がそれぞれ英知を集結し協働を進めるための、町の未来を照らし出す設計図が必要となります。

そのことから、12 年後のかつらぎ町のあるべきすがたを示すとともに、その実現に向けてまちづくりを進めていくための総合的な指針として、これからの時代を切り拓く「第 5 次かつらぎ町長期総合計画」を策定しました。

## 2. 計画の位置づけと視点

### （1）計画の位置づけ

総合計画は、かつらぎ町の最上位計画であり、政策全分野にまたがる基本指針となるものです。施策の優先順位づけや行財政資源の効果的かつ効率的な配分など、行政改革大綱としての内容を備えつつ中長期的な地域経営の視点を取り入れ、まちの魅力を高めていくものとします。

### （2）計画の視点

総合計画では、住民の暮らしに着目し、どのように住民サービスの向上を図っていくか、そのために重要な施策は何かということに重点を置いていきます。さらに、計画の適切な進捗管理を行うべく、基本計画では数値目標を設定するとともに、加えて実施計画によるより詳細な進捗管理を行うよう努めます。

### 3. 計画の構成・期間

#### 基本 構想

計画期間：12年〔令和6年度～令和17年度〕

- まちづくりの基本理念
- めざすべき将来像
- まちづくりの目標（施策の大綱）

#### 前期 基本計画

計画期間：4年〔令和6年度～令和9年度〕

- まちづくりの分野別施策

基本計画は計画の期間を4年間とし、前期・中期・後期とすることにより、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応できる、実効性の高い計画とします。

	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
基本 構想	基本構想（12年）											
基本 計画	前期（4年）			中期（4年）				後期（4年）				

### 4. 計画策定の過程で重視した視点

- (1)まちづくりにおける重点項目を念頭に置いた計画づくり
- (2)わかりやすい・伝わる計画づくり
- (3)時代潮流に対応した、柔軟で戦略的な計画づくり
- (4)経営の視点による成果・実効性を重視した計画づくり
- (5)住民参加による協働の計画づくり

## contents

<b>I 基本構想</b> .....	9
<b>第1章 まちづくりの基本理念</b> .....	10
<b>第2章 めざすべき将来像</b> .....	11
1. まちの未来 .....	11
2. 人口フレーム .....	12
3. 土地利用の方針 .....	13
<b>第3章 まちづくりの目標（施策の大綱）</b> .....	14
1. 安全で安心して暮らせるまちづくり .....	15
2. 子育てしやすい、人を育むまちづくり .....	16
3. 福祉と健康のまちづくり .....	18
4. にぎわいを創出するまちづくり .....	19
5. 持続可能なまちづくり .....	20
<b>第4章 計画の推進にあたって</b> .....	22
1. 住民の役割 .....	22
2. 行政の役割 .....	22
3. 中間支援組織の役割 .....	22
<b>II 基本計画</b> .....	23
基本計画の見方 .....	24
<b>政策1 安全で安心して暮らせるまちづくり</b> .....	26
1. 防災体制の充実・強化 .....	26
2. 消防力の強化 .....	28
3. 防犯体制・交通安全の充実 .....	30
4. 消費者保護の推進 .....	32
<b>政策2 子育てしやすい、人を育むまちづくり</b> .....	34
1. 子育て支援の充実 .....	34
2. 教育環境の充実 .....	36
3. 青少年の健全育成 .....	38

### 町章

《昭和34(1959)年11月1日制定》

かつらぎ町の「か」を図案化したもので、全体を平和と発展の精神に見たて、円形は友愛と団結、上辺左右の翼状は永遠の発展と限りなき飛躍を象徴しています。



4. 生涯学習環境の整備	40
5. スポーツ・レクリエーションの推進	42
6. 歴史・文化の継承と創造	44
7. 男女共同参画社会の実現	46
8. 人権尊重社会の実現	48
<b>政策3 福祉と健康のまちづくり</b>	<b>50</b>
1. 健康づくりの推進	50
2. 地域医療の充実	52
3. 地域福祉社会の形成	54
4. 高齢者福祉の充実	56
5. 障害者福祉の充実	58
6. 社会保障の充実	60
<b>政策4 にぎわいを創出するまちづくり</b>	<b>62</b>
1. 地域特性を生かした農林業の振興	62
2. 魅力ある商工業の振興	64
3. 観光・サービス業の振興	66
4. 移住・定住施策の推進	68
5. 雇用・就業環境の整備	70
6. 多様な交流の推進(地域・国際交流)	72
<b>政策5 持続可能なまちづくり</b>	<b>74</b>
1. 自然環境の保全・活用	74
2. クリーンなまちづくり(循環型社会)	76
3. 秩序ある土地利用	78
4. 公共交通網の充実	80
5. 生活基盤の整備	82
6. 上下水道の整備、し尿の収集・処理	84
7. コミュニティ活動の活性化	86
8. 協働によるまちづくり	88
9. 行政運営の効率化	90
10. 財政の健全化	92



### 町花：あじさい

≪昭和62(1987)年9月制定≫

初夏、大輪の花が咲き一段と目立ちます。花が咲いて色彩が変わるので、七変化・八仙花・手毬花ともいいます。



### 町木：きんもくせい

≪昭和62(1987)年9月制定≫

秋に芳香の強い花が咲き、寿命が長く育てやすいので、庭木として親しまれています。

資料編	95
1 第5次かつらぎ町長期総合計画等策定方針	96
1. 計画策定の趣旨	96
2. 計画の位置づけなど	97
3. 計画の構成・期間	98
4. 計画策定の過程で重視する視点	99
2 かつらぎ町のすがた	100
1. かつらぎ町の概況	100
2. かつらぎ町の歴史	100
3. 統計からみるかつらぎ町	101
3 第2期かつらぎ町人口ビジョン(抜粋)	105
1. 人口ビジョンとしての推計の考え方	105
2. 人口の将来展望(推計結果の詳細)	106
4 第5次かつらぎ町長期総合計画策定経過	107
5 第4次かつらぎ町長期総合計画の評価結果	108
1. 評価・検証の目的	108
2. 評価・検証結果について	108
6 みんなの“声”	118
1. 住民アンケート実施内容	118
2. 高校生ワークショップ実施内容	123
3. 住民ワークショップ実施内容	128
4. 関係団体ヒアリング実施内容	132
7 かつらぎ町長期総合計画策定審議会	134
1. かつらぎ町長期総合計画策定審議会規則	134
2. 第5次かつらぎ町長期総合計画策定審議会委員名簿	135
3. 諮問書	136
4. 答申書	136
8 めざそう値解説	137
9 用語解説	140
10 SDGsを踏まえた計画の推進	149

## かつらぎ町民憲章 〈昭和63(1988)年3月制定〉

かつらぎ町は、紀の川の清き流れと緑豊かな自然に恵まれたまちです。

わたしたちは、先人が築いた歴史と伝統を誇りとし、活力ある豊かなまちづくりをめざして、ここに町民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、花と緑につつまれたきれいなまちをつくります。
- 1 スポーツに親しみ、健康で明るいまちをつくります。
- 1 かおり高い伝統と文化を育てるまちをつくります。
- 1 働くことに喜びをもって、活力に満ちたまちをつくります。
- 1 人権を尊び、互いに助け合う住みよいまちをつくります。

# Ⅰ 基本構想

総合計画は「基本構想」と「基本計画」から構成されます。  
この「基本構想」では、かつらぎ町が今後12年で進めるまちづくりの考え方や、  
めざすべき将来像を描くとともに、  
それを実現するための取り組み方針として「施策の大綱」を示します。

# 第1章

## まちづくりの基本理念

「まちづくりの基本理念」とは、かつらぎ町が「第5次かつらぎ町長期総合計画（以下「本計画」という。）」に基づいたまちづくりを進めていくにあたっての、基本となる考え方です。

本町は、緑豊かな自然に恵まれ、先人のたゆまぬ努力によって築き上げられてきた歴史と伝統があります。

その歩みを称えて制定された町民憲章をまちづくりの基本理念として、これからのまちづくりに取り組みます。

### かつらぎ町民憲章

- 1 自然を愛し、花と緑につつまれたきれいなまちをつくります。
- 1 スポーツに親しみ、健康で明るいまちをつくります。
- 1 かおり高い伝統と文化を育てるまちをつくります。
- 1 働くことに喜びをもって、活気に満ちたまちをつくります。
- 1 人権を尊び、互いに助け合う住みよいまちをつくります。

# 第 2 章

## めざすべき将来像

本計画で「めざすべき将来像」は、基本構想の目標年次である令和 17 (2035) 年度に向けて、町民はもちろん、かつらぎ町のまちづくりに関わる人たちにとって、今後 12 年の共通目標となるものです。

めざすべき将来像は、そのビジョン・理念としての「まちの未来」、まちに住む人の数にフォーカスした「人口フレーム」、まちの土地を有効に活用するための「土地利用の方針」という 3 つの側面から描きます。

### 1. まちの未来

「まちの未来」は、かつらぎ町のまちづくりに関わる人たちが共有できる方向性のイメージであり、同時に本町のあるべきすがたの到達点であるといえます。

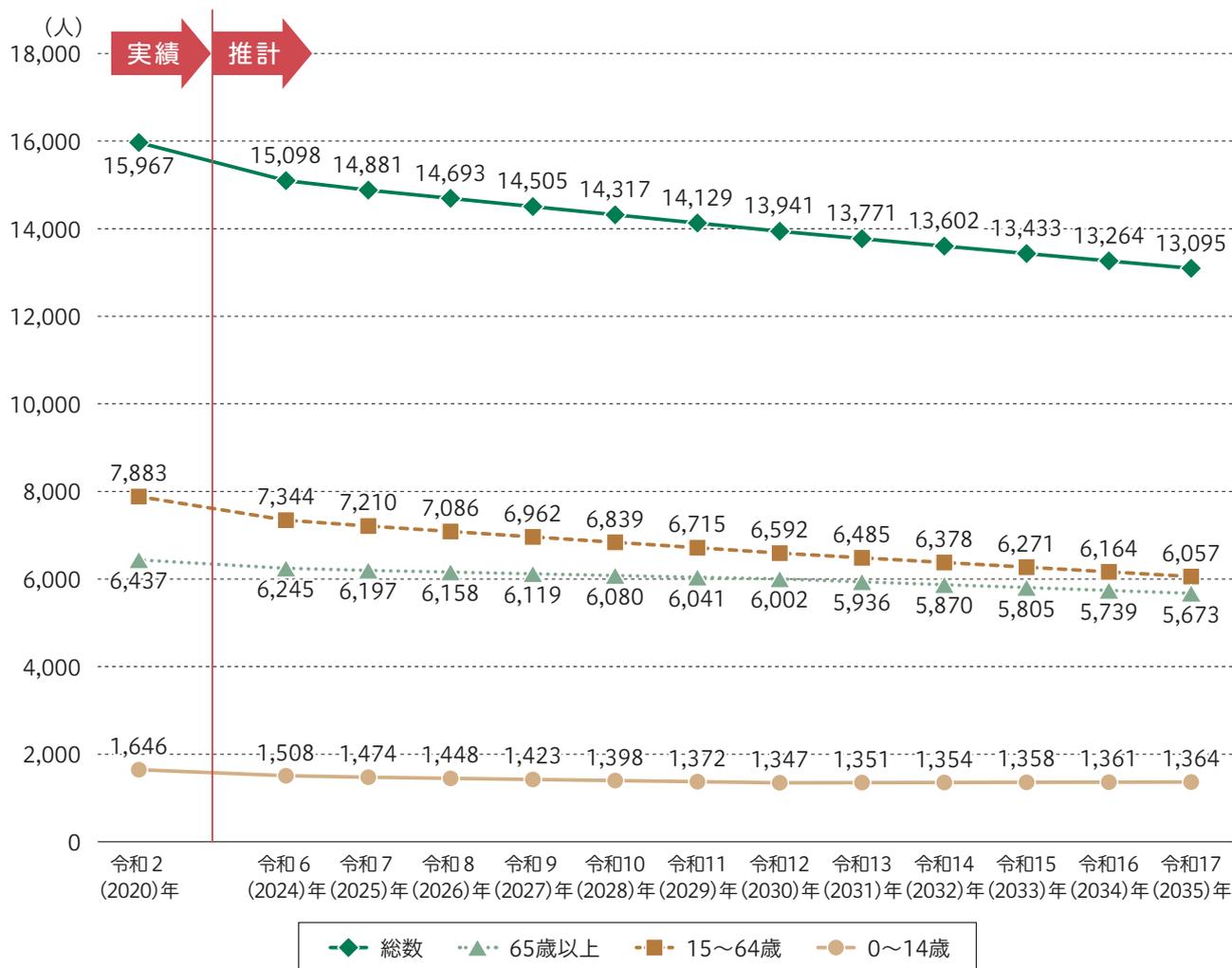


本計画が展望する2035年の“かつらぎ町”は、  
 老若男女誰にとっても住みやすいまちづくりが実現しています。  
 住み慣れた“まち”としてのかつらぎ町、  
 そして新しい暮らしをスタートさせる“ステージ”としてのかつらぎ町といったように、  
 それぞれの人にとって本町は多様なすがたを見せるでしょう。  
 そこには確かな“住みやすさ”が実現しています。  
 そして、町全体に広がる住民同士の交流と支え合いや来訪者と住民のふれあいといった  
 人と人のつながりからは“笑顔”があふれ、人々の活動は“活気”に満ちています。  
 みんなの“笑顔”と“活気”は、かつらぎ町の、さらに先の未来を明るく照らし出しています。

## 2. 人口フレーム

平成 28 (2016) 年 1 月に策定した「かつらぎ町人口ビジョン」では、令和 4 (2022) 年度における目標人口 17,000 人を踏まえた推計が示されていますが、令和 2 (2020) 年における実績との乖離を踏まえて基準人口を見直しつつ、本計画における施策効果によって人口減少に歯止めをかけ、町の活力を維持・向上させることにより、本計画の目標年度である令和 17 (2035) 年度末における人口フレームを **13,000 人** とします。

■人口フレーム(年齢3区分別人口)



※端数処理の関係上、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

### 3. 土地利用の方針

本町の限られた資源である土地を有効活用していくことは、まちづくりの基礎となる極めて重要な問題です。先述の「将来像」と「人口フレーム」の実現を支えるための土地利用の方針を次の4つの方向で定めます。

#### (1) 快適な暮らしを創造する住環境エリアの整備

住民の安全で快適な暮らしに向けて、日常的な生活機能の整備充実を図りながら、増加する空き家の利活用とともに、民間との協働による住まいの確保に取り組むなど、移住・定住によるにぎわいと活性化を促進します。本町の魅力である豊かな自然と調和した、快適で安心・安全な暮らしを創造します。

#### (2) 地域の暮らしを支え、広域的な交流を促す道路整備

住民生活の拠点をつなぎつつ、身近な生活関連アクセスの主軸を形成する国道480号・国道370号・県道花園美里線は、主要な生活路線としての機能を有するとともに、大阪府と本町を結ぶ南北の広域を接続する道路です。また、京奈和自動車道は、京阪神都市圏や関西国際空港と連携する国土連携軸です。今後、京奈和自動車道紀北かつらぎICから県道和歌山橋本線間を結ぶ新たな道路の形成および京奈和自動車道の複線化をめざします。これらの道路整備の推進により、住民生活の利便性と広域的交流を促進する基盤を創造します。

#### (3) にぎわい促進によるまちの魅力創出

世界遺産の丹生都比売神社、高野山町石道などの歴史文化遺産と、総合リゾート施設の誘致による拠点形成、有田川流域などにおける自然滞在・体験型の観光施設等、周辺観光資源を含めた広域で観光エリアを形成し、国道480号を中心とした広域のかつ周辺回遊的な観光振興に取り組みます。このことにより交流人口の増加を図りながら、にぎわいとまちの魅力を創出します。

#### (4) 自然環境との共生に向けた保全・活用

緑豊かな自然を次世代に継承していくために保全活動を推進します。農業区域については、遊休農地・耕作放棄地の発生防止・解消に向けた農業生産基盤の整備に取り組みます。森林区域については、木材生産機能をはじめ、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能などの多面的な機能をもっているため、その持続的な機能の発揮に向けて適正かつ計画的な森林整備を推進していきます。これら周辺環境と人の営みの調和に努めることにより、自然環境と共生するまちを創造します。

# 第3章

## まちづくりの目標（施策の大綱）

第2章で示した「めざすべき将来像」は、次に掲げる「まちづくりの目標（施策の大綱）」および、まちづくりの分野別施策の推進によって達成をめざします。

■まちづくりの目標（施策の大綱）とまちづくりの分野別施策の体系図

まちづくりの目標 （施策の大綱）	まちづくりの分野別施策	
<b>政策1</b> 安全で安心して 暮らせるまちづくり	(1) 防災体制の充実・強化 (2) 消防力の強化	(3) 防犯体制・交通安全の充実 (4) 消費者保護の推進
<b>政策2</b> 子育てしやすい、 人を育むまちづくり	(1) 子育て支援の充実 (2) 教育環境の充実 (3) 青少年の健全育成 (4) 生涯学習環境の整備	(5) スポーツ・レクリエーションの推進 (6) 歴史・文化の継承と創造 (7) 男女共同参画社会の実現 (8) 人権尊重社会の実現
<b>政策3</b> 福祉と健康の まちづくり	(1) 健康づくりの推進 (2) 地域医療の充実 (3) 地域福祉社会の形成	(4) 高齢者福祉の充実 (5) 障害者福祉の充実 (6) 社会保障の充実
<b>政策4</b> にぎわいを創出する まちづくり	(1) 地域特性を生かした農林業の振興 (2) 魅力ある商工業の振興 (3) 観光・サービス業の振興	(4) 移住・定住施策の推進 (5) 雇用・就業環境の整備 (6) 多様な交流の推進(地域・国際交流)
<b>政策5</b> 持続可能な まちづくり	(1) 自然環境の保全・活用 (2) クリーンなまちづくり(循環型社会) (3) 秩序ある土地利用 (4) 公共交通網の充実 (5) 生活基盤の整備	(6) 上下水道の整備、し尿の収集・処理 (7) コミュニティ活動の活性化 (8) 協働によるまちづくり (9) 行政運営の効率化 (10) 財政の健全化

## 政策

# 1 安全で安心して暮らせるまちづくり

近い将来の発生の切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震、中央構造線に起因する地震ならびに激甚化する風水害などの自然災害や不測の事態に向けて、防災体制の充実・強化に取り組みます。また、消防力の強化や防犯体制・交通安全の充実を図るとともに、消費者保護を推進します。

住民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせるまちをめざします。

## （1）防災体制の充実・強化

危機管理体制や初動体制の充実を図りつつ、地域との協働による地域防災力の向上に取り組みます。また、減災の観点によるさまざまな取り組みを促進します。

## （2）消防力の強化

地域との協働による消防力の強化を図るとともに、消防施設の充実を図るなど、消防力の強化に努めます。

## （3）防犯体制・交通安全の充実

住民の防犯意識の向上や地域における防犯活動の充実を図るなど、犯罪のない社会づくりに取り組みます。また、交通事故を防止するための交通安全教育や、安全な交通環境の充実に努めるなど、交通安全の実現に向けた取り組みを推進します。

## （4）消費者保護の推進

さまざまな消費者問題を未然に防ぐため、情報提供による啓発など、消費者保護の推進に取り組みます。



## 2 子育てしやすい、人を育むまちづくり

子育て支援とともに教育環境の充実を図ることで、若い世代に選ばれる、若い世代にとって住みやすいかつらぎ町をめざします。また、青少年の健全育成や生涯学習環境の整備、スポーツ・レクリエーションの推進を図ります。加えて、歴史・文化の継承とともに、その創造に向けた支援を進めます。さらに、男女共同参画社会や人権尊重社会の実現といった、一人ひとりが尊重される社会づくりに向けた取り組みを充実させます。

誰もが認め合うとともに育ち合うことのできる、子育てしやすい、人を育むまちをめざします。

### (1) 子育て支援の充実 .....

子どもは地域の宝であるという考えのもと、子育て家庭を行政と地域が一体となり支えることで、子どもを安心して産み育てられるとともに、子どもも親も幸せや喜びを感じながら育つことのできる、切れ目ない子育て支援の環境づくりに取り組みます。

### (2) 教育環境の充実 .....

かつらぎ町の未来を担う子どもが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育みながら、やさしさとたくましさを身につけることができるよう、そして学校・地域・家庭の連携のもとで安全で安心して学べるよう、教育環境の充実に取り組みます。

### (3) 青少年の健全育成 .....

次世代を担う青少年が社会性や自立性とともに規範意識を身につけ、ふるさとに愛着と誇りを抱く心を育めるよう、関係機関との連携による青少年の健全育成に取り組みます。



#### （４）生涯学習環境の整備 .....

人生 100 年時代の社会にあって、いつでもどこでも誰でもを基本にしながら、生涯にわたって自らを高めることができる生涯学習の環境づくりに取り組みます。

#### （５）スポーツ・レクリエーションの推進 .....

誰もが生涯を通してスポーツ活動を楽しみ、活動を通じて仲間づくりや健康増進が図れるよう、多様な住民ニーズに対応したスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

#### （６）歴史・文化の継承と創造 .....

地域における歴史・文化の振興に向けた活動の活性化を図るとともに、本町文化財の適切な保存と積極的な活用に努めます。

#### （７）男女共同参画社会の実現 .....

男女が自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、一人ひとりが個性と能力を育むとともに発揮することができる男女共同参画社会の実現に努めます。

#### （８）人権尊重社会の実現 .....

性別、年齢、国籍、障害の有無や性的マイノリティ（LGBT）などのさまざまな人権問題に配慮し、すべての住民がお互いの基本的人権を尊重するとともに、個性を認め合うことにより、それぞれが自分らしく個性と能力を発揮しながら、多様な生き方ができる人権尊重社会の実現をめざした取り組みを進めます。



# 3 福祉と健康のまちづくり

住民が生涯を通じて健康に暮らせるよう、住民の主体的な健康づくりへの支援等を推進するとともに、地域医療の充実に努めます。また、地域福祉社会の形成に向けて取り組むと同時に、高齢者福祉や障害者福祉、社会保障の充実に図ることにより、地域共生社会の実現を図ります。地域がともに支え合うことのできる、福祉と健康のまちをめざします。

## (1) 健康づくりの推進 .....

住民の健康寿命の延伸に向けて、生涯を通じた心と体の健康づくりを促進するとともに、多様化する保健ニーズに対応した各種保健施策や、疾病予防対策に取り組めます。

## (2) 地域医療の充実 .....

住民が等しく、そして安心して医療が受けられるよう、保健医療の供給体制を整備するとともに強化を図るなど、地域医療の充実に努めます。

## (3) 地域福祉社会の形成 .....

地域共生社会の実現に向けて、住民それぞれが役割を持ち、そして支え合うことのできるまちづくりに向けた、地域福祉社会の形成に取り組めます。

## (4) 高齢者福祉の充実 .....

高齢者の社会参加の促進による生きがいづくりに取り組みつつ、その一方で高齢者が必要な支援を受け自立した生活が送れるよう、高齢者福祉の充実に図ります。また、シルバー人材センターへの助成を通じて、高齢者の社会参加を促します。

## (5) 障害者福祉の充実 .....

障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域で暮らし続ける社会づくりに取り組みます。障害のある人に向けた適切な支援体制を構築するとともに、障害のある人への理解を促す情報発信に努めます。

## (6) 社会保障の充実 .....

国民健康保険や国民年金、生活保護など社会保障制度の適正な運用とともに、その周知に努めます。

## 政策

# 4 にぎわいを創出するまちづくり

本町の地域特性を生かした農林業の振興とともに、魅力ある商工業、観光・サービス業の振興に取り組みます。また、移住・定住施策の推進や雇用・就業環境の整備により、本町への転入増・転出抑制に努めます。さらに、地域間交流のみならず、国際的な交流をも視野に入れた多様な交流を推進することで相乗効果を生み出し、まちづくりのあらゆる分野に波及させます。本町の活力を最大限引き出しながら、にぎわいを創出するまちをめざします。

## 〔1〕地域特性を生かした農林業の振興

農業の振興に向けた、ソフトとハード両面からの取り組みを進め、生産性・収益性の高い農業の確立をめざします。また、林業については森林の保全と豊かな森林資源の育成に努め、多面的機能の強化を進めます。

## 〔2〕魅力ある商工業の振興

事業者や町商工会の支援を進めます。また、中小企業の育成や経営の安定化に向けた支援体制の充実に努めるとともに、企業誘致に取り組みます。また、工業については既存事業所の経営の安定化に向けた支援体制の充実に努めます。

## 〔3〕観光・サービス業の振興

既存の観光資源の有効活用と、新たな商業施設等の誘致など、歴史文化の保全と観光産業の推進を進めながら、交流人口の増加に向けた取り組みを進めます。さらに、関係団体や広域での連携強化により、スポット的な観光だけではない周遊観光をはじめ、諸外国からの誘客も視野に入れた観光振興に努めます。

## 〔4〕移住・定住施策の推進

子育て世代をはじめとする若年層をターゲットにした移住・定住施策の推進により、人口減少に歯止めをかけるとともに、本町においても増加している空き家の利活用に取り組みます。

## 〔5〕雇用・就業環境の整備

地元企業における雇用機会の創出とともに、若年層の就職促進を図るなど、就労・雇用環境の整備に努めます。また、地域にとって求められる人材を誘致するとともに、地域とつないでいく「ワーク・イン・レジデンス」の考え方を踏まえた取り組みの検討を進めます。

## 〔6〕多様な交流の推進（地域・国際交流）

「ひと・もの・こと」の交流を促すことで新たな出会いや発見を創出し、住民生活の充実感を高めるとともに、各地域の多様な交流活動を進めます。また、関係人口・交流人口の増加を図り、交流の成果がまちづくりの各分野に反映されるよう取り組みます。

# 5 持続可能なまちづくり

豊かな自然に恵まれた本町において、自然環境の保全・活用とともに循環型社会の形成に向けて取り組むことは、地球環境にやさしいまちづくりを進めるために重要です。さらに、限られた資源である町の土地については秩序ある土地利用とともに、公共交通網の充実や生活基盤の整備を進めるなど、本町が誇る住み心地良さを支える取り組みを推進します。また、地域課題が地域住民の連携によって解決できるよう、コミュニティ活動の活性化を図るとともに、協働のまちづくりを進めます。

自然との共生を進める環境づくりと、住民と行政による活発なまちづくりの両輪により、持続可能なまちをめざします。

## (1) 自然環境の保全・活用 .....

自然環境の保全に向けた取り組みの充実とともに、森林や河川・水辺環境の保全に努めます。また、有限な資源である化石エネルギーからの脱却を促進し、地球温暖化に資するための再生可能エネルギーや新エネルギーの導入を図るとともに、環境問題に向けた学習機会の充実を図ります。

## (2) クリーンなまちづくり(循環型社会) .....

地球環境への負荷を低減させるため、各種廃棄物の適正な処理を進めるなど、環境に負荷がかからない、循環型社会の確立に向けたクリーンなまちづくりを進めます。

## (3) 秩序ある土地利用 .....

自然環境に配慮しつつ、その多様な機能を発揮・活用できるように、調和を図った秩序ある土地利用の計画的な推進を図ります。

## (4) 公共交通網の充実 .....

幹線道路網や生活道路等の整備をはじめ、バスなどの生活交通の確保や地域における移動手段の確保に取り組むなど、住民の誰もが目的に応じて利用できる交通体系の整備を進めます。

## (5) 生活基盤の整備 .....

住民生活を支え、安らぎを提供する環境づくりとともに、町営住宅の長寿命化、ならびに老朽化した町営住宅の建て替えを行います。また、通信環境の充実に取り組みます。

## （6）上下水道の整備、し尿の収集・処理 .....

安全で良質な水を安定供給すべく、施設の適切な維持管理を行うなど、上水道の整備・改修を進めます。また、都市衛生の向上と洪水などに対する都市防災機能の向上に向けて、適切な下水処理の推進を図ります。

## （7）コミュニティ活動の活性化 .....

多様化する地域課題に対して住民相互の連携による解決が図られると同時に、住民一人ひとりの自治意識と連帯感に支えられた地域コミュニティ活動が活性化するよう、適切な支援を行います。

## （8）協働によるまちづくり .....

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という共通認識のもと、住民と行政が情報共有に努めながらパートナーシップを発揮し、適切な役割分担のもとで協働のまちづくりを進めます。

## （9）行政運営の効率化 .....

自立した自治体経営の確立に向け、適切な評価・検証に基づいた、効率的な行政運営を効果的に進めるとともに、住民サービスの向上に努めます。

## （10）財政の健全化 .....

財源の安定的な確保に向けて、町税の適正な課税と確実な収納に努めます。また、限られた財源を有効活用するとともに、長期的な収支の均衡を図るなど、財政の健全化に努めます。



# 第4章

## 計画の推進にあたって

これからは、住民と行政がめざすべき将来像を共有しながら、従来の行政主導によるまちづくりから、住民自らが自分ごととして地域の課題解決に向けて取り組む「かつらぎ町」をめざします。その実現に向けては、町民と行政の役割やパートナーシップのあり方を明確化することに加えて住民の活動と行政の協働のまちづくりとを支援する中間支援組織を設置することとし、住民と行政、そして中間支援組織とがそれぞれの役割のもとに、それぞれの組織が連携・協力して取り組みを進めていくことが重要です。

そのため、この基本構想に掲げるまちづくりの目標（施策の大綱）については、基本計画においてさらに具体化するとともに、計画的な行財政運営により、継続的な取り組みとして推進していきます。

### 1. 住民の役割

住民は行政サービスの受け手であるというだけでなく、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識を持ちながら、まちづくりに積極的に関わっていくことが求められます。

そのため、広報紙やホームページ等を通じて、本計画ならびにめざすべき将来像を共有しながら、地域資源や人材の発掘、情報の活用や発信等に積極的に関わっていくことが重要です。また、自主的なまちづくり活動を展開していくなど、積極的な取り組みも欠かせないものとなります。

### 2. 行政の役割

財政基盤の強化や健全な行財政運営はもちろん、地域資源の活用やさまざまな地域活動への支援が求められます。また、施策の展開を通じて、多様な主体による自主的な社会的諸活動やまちづくりへの意識を喚起しながら、まちへの愛着と自治意識の向上につなげていく必要があります。

そのため、多様な主体の活動を促進し、協働による取り組みを進めるなど、地域の主体的なまちづくりを支援していくことが求められます。さらに、「選択と集中」および見直し・改善とともに、めざすべき将来像の達成に向け、持続した取り組みを進めていくことが重要です。

### 3. 中間支援組織の役割

住民主体のまちづくりを進めるうえで、地域と行政の間にたって、社会の変化やニーズを把握し、地域におけるさまざまな団体の活動や団体間の連携を支援する仕組みが求められています。

そのため、活力ある地域社会づくりに向けて、地域団体やNPO等、多様な団体が、住民と行政がめざすべき将来像を共有しながらそれぞれの特性を発揮し、さまざまな地域課題に取り組めるよう、中間支援組織を設置し、自立的な地域運営の仕組みづくりを支援します。

# II 基本計画

この「基本計画」では、  
基本構想で掲げた「めざすべき将来像」を実現するための  
「まちづくりの目標(施策の大綱)」にかかる分野別施策を具体化するとともに、  
その取り組みの方向性を示します。

# 基本計画の見方

## めざすすがた

施策に取り組むことによって12年後にめざすすがた(生活像)を示しています。

## めざそう値

めざすすがたの達成状況を評価するための指標を設定しています。それぞれについて4年後、ならびに12年後に達成をめざす数値目標を示しています。

## 施策を取りまく現状・課題

施策に関連し、かつらぎ町や町民の暮らしの現状を整理するとともに、今後対処すべき課題をまとめています。

## みんなの声

計画の策定にあたって実施した「住民アンケート」「高校生ワークショップ」「住民ワークショップ」「関係団体ヒアリング」の結果の一部を掲載しています。

政策

# 1 安全で安心して暮らせるまちづくり

26

## (1) 防災体制の充実・強化

めざす  
すがた

防災体制の強化とともに減災対策が進んでおり、町民の生命と財産が、災害から守られるまちづくりが実現しています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★町の防災対策に対する住民満足度(%)	33.4※	36.7	44.5
地域の防火防災訓練実施率(%)	26.0	100.0	100.0
防災メール・防災アプリの登録件数(件)	3,800	5,500	8,000
避難行動要支援者の個別避難計画策定率(%)	15.9	100	100

※ R4 住民アンケート「防災対策・体制の強化」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

## 施策を取りまく現状・課題

- ・頻発化・激甚化・多様化している風水害や、近い将来発生が予想されている南海トラフに起因する巨大地震に加え、中央構造線に起因する地震などの自然災害の発生が懸念されていることから、あらゆるリスクを見据えた防災・減災対策に取り組み、強靱な地域づくりを推進する必要があります。
- ・防災情報の伝達手段として、防災行政無線、防災ラジオ等による充実・強化を図るとともに、防災意識のさらなる向上に向け、情報伝達手段の多様化・迅速化に対応していく必要があります。
- ・避難所については、必要な整備、備蓄を計画的に実施し、地域性による必要数、福祉避難所など要配慮者の多様なニーズに合わせた整備に取り組む必要があります。
- ・災害時における自治体間の連携を推進するため、本町の受援体制および支援体制を確立・強化していく必要があります。
- ・「自助」「共助」の取り組みを進めるため、現在、全地域に自主防災組織が結成されていますが、活動内容や組織の機能充実に取り組む必要があります。また、災害時の中心的な役割を果たす防災士等の養成を行うとともに、地域での活動を促進する必要があります。
- ・障害や高齢により配慮が必要な人の避難に関する支援体制づくりについて、避難行動要支援者名簿等(個別避難計画)の作成を進めるとともに、平常時から取り組みを進める必要があります。
- ・水害対策として、河川や水路、排水施設等の適正な維持管理と整備を行う必要があります。



みんなの  
“声”

かつらぎ町は大きな川の氾濫や大きな山崩れ等がなく、危機感も町全体で薄れているように思う(関係団体ヒアリングより)

今後、発生の可能性がある大規模地震に対応した、救助・救護体制のマニュアル化や、施設整備、救援物資の確保・保管などについて検討してほしい(住民アンケートより)

## まちづくりの分野別施策

基本構想で示した「まちづくりの目標(施策の大綱)」ごとに項目立てをしています。基本計画では、それぞれの施策で「めざすがた」「めざそう値」「施策を取りまく現状・課題」「みんなの声」「取り組みの方向性」「ともに“まちづくり”を！」について、見開きで示しています。

II 基本計画 / 1. 安全で安心して暮らせるまちづくり



### SDGs アイコン

施策に関連の深いSDGsを示しています。

### 取り組みの方向性

施策における取り組みの方向性と、その内容を示しています。

### 取り組みの方向性

#### (1) 緊急連絡体制の強化

- 災害時における関係機関との連絡や災害復旧等に係る連絡体制の強化を図ります。
- 高齢者や障害のある人、子どもなど、避難行動要支援者対策の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員や自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の支援体制の確立に努めます。

#### (2) 自助・共助の意識の醸成

- 地域防災力の向上と自主防災組織の活性化を図るため、防災士等の養成に取り組みます。
- 自主防災組織に対し防火防災訓練への積極的な参加を働きかけます。
- 自助・共助・公助の精神のもと、地域と連携した避難所運営を推進します。

#### (3) 情報伝達・防災啓発の充実

- さまざまな情報伝達手段により、町民が情報を取得しやすくなるように周知活動を行います。

#### (4) 相互応援体制の確立

- 被災者の収容など、災害時における応援協定等による応急救援体制の確立を推進するとともに、既に締結している団体等とは、有事の際でも円滑な応援活動が行えるよう、連絡体制の強化を図ります。また、災害時における効果的なボランティア活動の在り方を検討します。

#### (5) 災害時における体制強化

- 台風や大雨などによる河川の氾濫時における水防体制を強化するとともに、浸水や排水対策の推進に取り組みます。
- 災害時およびその後の復旧・復興に向けた司令塔として、迅速かつ確にその役割を發揮できる防災機能を備えた新庁舎の整備を図ります。

#### (6) 防災・減災対策の実施

- 地震による被害を軽減するため、住宅の耐震診断や耐震改修に係る補助制度の普及・啓発に努めます。
- 周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池や河川の防災・減災対策の推進に取り組みます。



- ⇒ 住んでいる建物や所有している建物の耐震性を把握しましょう。
- ⇒ 災害に備えて、備蓄品の準備や避難場所の確認を行うとともに、地域の防災訓練に参加しましょう。

### ともに“まちづくり”を!

めざすがたに向かってまちづくりを進めるにあたって、町民、団体・事業者が、どのような考え方で取り組んでいくのかという方向性を示しています。

# (1) 防災体制の充実・強化

めざす  
すがた

防災体制の強化とともに減災対策が進んでおり、町民の生命と財産が、災害から守られるまちづくりが実現しています。

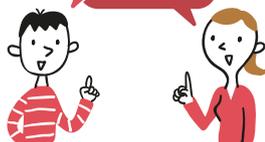
めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★町の防災対策に対する住民満足度(%)	33.4※	36.7	44.5
地域の防火防災訓練実施率(%)	26.0	100.0	100.0
防災メール・防災アプリの登録件数(件)	3,800	5,500	8,000
避難行動要支援者の個別避難計画策定率(%)	15.9	100	100

※ R4 住民アンケート「防災対策・体制の強化」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

## 施策を取りまく現状・課題

- ・頻発化・激甚化・多様化している風水害や、近い将来発生が予想されている南海トラフに起因する巨大地震に加え、中央構造線に起因する地震などの自然災害の発生が懸念されていることから、あらゆるリスクを見据えた防災・減災対策に取り組み、強靱な地域づくりを推進する必要があります。
- ・防災情報の伝達手段として、防災行政無線、防災ラジオ等による充実・強化を図るとともに、防災意識のさらなる向上に向け、情報伝達手段の多様化・迅速化に対応していく必要があります。
- ・避難所については、必要な整備、備蓄を計画的に実施し、地域性による必要数、福祉避難所など要配慮者の多様なニーズに合わせた整備に取り組む必要があります。
- ・災害時における自治体間の連携を推進するため、本町の受援体制および支援体制を確立・強化していく必要があります。
- ・「自助」「共助」の取り組みを進めるため、現在、全地域に自主防災組織が結成されていますが、活動内容や組織の機能充実に取り組む必要があります。また、災害時の中心的な役割を果たす防災士等の養成を行うとともに、地域での活動を促進する必要があります。
- ・障害や高齢により配慮が必要な人の避難に関する支援体制づくりについて、避難行動要支援者名簿等(個別避難計画)の作成を進めるとともに、平常時から取り組みを進める必要があります。
- ・水害対策として、河川や水路、排水施設等の適正な維持管理と整備を行う必要があります。

みんなの  
“声”



かつらぎ町は大きな川の氾濫や大きな山崩れ等がなく、危機感も町全体で薄れているように思う(関係団体ヒアリングより)

今後、発生の可能性がある大規模地震に対応した、救助・救護体制のマニュアル化や、施設整備、救援物資の確保・保管などについて検討してほしい(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 緊急連絡体制の強化

- 災害時における関係機関との連絡や災害復旧等に係る連絡体制の強化を図ります。
- 高齢者や障害のある人、子どもなど、避難行動要支援者対策の充実を図ります。
- 民生委員・児童委員や自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の支援体制の確立に努めます。

### (2) 自助・共助の意識の醸成

- 地域防災力の向上と自主防災組織の活性化を図るため、防災士等の養成に取り組みます。
- 自主防災組織に対し防火防災訓練への積極的な参加を働きかけます。
- 自助・共助・公助の精神のもと、地域と連携した避難所運営を推進します。

### (3) 情報伝達・防災啓発の充実

- さまざまな情報伝達手段により、町民が情報を取得しやすくなるように周知活動を行います。

### (4) 相互応援体制の確立

- 被災者の収容など、災害時における応援協定等による応急救援体制の確立を推進するとともに、既に締結している団体等とは、有事の際でも円滑な応援活動が行えるよう、連絡体制の強化を図ります。また、災害時における効果的なボランティア活動の在り方を検討します。

### (5) 災害時における体制強化

- 台風や大雨などによる河川の氾濫時における水防体制を強化するとともに、浸水や排水対策の推進に取り組みます。
- 災害時およびその後の復旧・復興に向けた司令塔として、迅速かつ的確にその役割を發揮できる防災機能を備えた新庁舎の整備を図ります。

### (6) 防災・減災対策の実施

- 地震による被害を軽減するため、住宅の耐震診断や耐震改修に係る補助制度の普及・啓発に努めます。
- 周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池や河川の防災・減災対策の推進に取り組みます。



⇒ 住んでいる建物や所有している建物の耐震性を把握しましょう。

⇒ 災害に備えて、備蓄品の準備や避難場所の確認を行うとともに、地域の防災訓練に参加しましょう。

## (2) 消防力の強化

めざす  
すがた

消防組合とともに消防団の機能強化が図られ、地域の高い消防力が維持・強化されています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★消防力の強化に対する住民満足度(%)	35.0※	38.5	46.6
消防団協力事業所数(社)	0	4	12

※ R4 住民アンケート「消防体制の整備」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・ 住民の生命や財産を守り、緊急時において迅速かつ確かな対応ができるよう、消防機関をはじめとする防災関係機関による消防活動体制、救急・救助活動体制の強化を図る必要があります。
- ・ 地域防災力の中核を担う消防団については、各種訓練の実施、消防団施設・車両・設備等の定期的な更新や装備の充実により、消防力の維持・向上を図る必要があります。また、消防団員の確保が大きな課題となっていることから、「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本理念に沿って、地域住民や民間事業所の消防団活動に対する理解を深め、消防団員の加入促進と団員確保を図る必要があります。
- ・ 火災予防を図るため、消防団や関係機関と協力し、広報・啓発活動を推進する必要があります。

消防団員が不足している。昼の地元に団員が少ない状態なのは、町外へ働きに出ているから。2～3年程度、定年の引き上げができないものか(団体ヒアリングより)

みんなの  
“声”



道路が狭いため、消防自動車が入れない(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 火災予防対策の推進

- 家庭での防火意識の高揚を図るため、防火知識・思想の普及や広報活動の推進に努めます。

### (2) 消防団員の確保

- 消防団活動の広報を行いながら、地域や関係団体と連携して消防団員の確保に取り組みます。
- 消防団の知名度を上げ、消防団員が活動しやすい環境づくりに努めます。

### (3) 消防体制の充実

- 各種災害に備えるため、消防施設や車両、資機材の充実を図り、高度な知識や技術を有する消防団員を育成します。



- ⇒ 地域における防火啓発に積極的に取り組みましょう。
- ⇒ 近隣での支え合いの意識を育みましょう。

## (3) 防犯体制・交通安全の充実

めざす  
すがた

日々の生活において、安心した暮らしができるような防犯対策や交通安全対策が講じられています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★防犯体制の充実に対する住民満足度(%)	22.7※	25.0	30.2
★交通安全の実現に対する住民満足度(%)	30.2※	33.2	40.2
みまもり隊員一人当たりの児童みまもり数(人)	1.5	1.2	1.0

※ R4 住民アンケート「防犯体制の整備」および「交通安全対策の充実」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・ まちの安心・安全を守るため、防犯体制や交通安全を充実させる視点は重要です。全国的に高齢者を狙った詐欺、子どもが犯罪に巻き込まれる事件や交通事故が増加しています。
- ・ 子どもや高齢者、障害者などに配慮した交通環境が求められていることから、交通事情の変化に対応した交通施設を整備する必要があります。
- ・ 盗難や SNS を利用した詐欺等の被害予防について、関係機関と連携し、犯罪を発生させない環境を確保するための活動を推進する必要があります。

みんなの  
“声”



最近は物騒な事件が多い  
ため防犯対策・防犯体制  
は万全にしてほしい  
(住民アンケートより)

通学路の歩道整備に  
取り組んでほしい  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 犯罪が発生しにくい環境づくり

- 防犯灯の設置支援や防犯カメラの設置を推進しながら、各種防犯関連情報の迅速な発信に努めるなど、犯罪が発生しにくい環境づくりを進めます。
- 地域との連携により、高齢者世帯への情報提供や、子どもたちの地域での見守り活動など、地域の絆づくりによって、犯罪の未然防止に努めます。
- 関係機関と連携し、インターネットや SNS の安心・安全な利用についての啓発活動やネット犯罪に関する情報提供に努めます。

### (2) 地域の防犯体制の強化

- 地域ぐるみの防犯パトロールや啓発活動に取り組むなど、見守り体制を強化するとともに、担い手を確保するための情報発信を行います。
- 地域の防犯自治会などの活動を推進し、その活動を支援します。
- 人口減少に伴う担い手の確保を補うため、町内要所への防犯カメラ設置や青色回転灯パトロールによる防犯体制の強化、また年代別に自らの身を守るための、防犯教室等の開催を推進します。
- 子どもたちへ防犯に関する啓発グッズなどの配布を行い、防犯への意識が高まるように努めます。

### (3) 交通環境の整備

- 交通事故の未然防止を図るため、日頃から道路パトロールや関係機関と合同点検を実施し、交通事故が多発する交差点や危険個所の早期把握など交通安全施設の整備・充実に努めます。

### (4) 交通安全意識の高揚

- 交通安全運動の積極的展開と交通安全の実践教育を進めます。
- 各小学校にてみまもり隊を結成し、月2回、登校時に関係団体とともに指定の場所に立ち、交通安全のみまもりを行います。



- ⇒ 日頃から防犯意識をもって行動し、適切な情報の拡散に協力しましょう。
- ⇒ 地域の防犯活動に、積極的に参加しましょう。

## (4) 消費者保護の推進

めざす  
すがた

住民の消費生活の安全が確保され、消費者被害に巻き込まれないような情報提供・啓発が行き届いています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★消費者保護の推進に対する住民満足度(%)	11.3※	12.4	15.0
消費者相談件数(件)	17	17	17
啓発キャンペーン等活動実施件数(件)	1	4	8

※ R4 住民アンケート「消費者保護」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- 消費や販売形態の多様化に加え、高齢者などを狙った悪質なトラブルが増加するなど、消費者を取りまく環境は、複雑多様化しています。
- 資産運用に関する詐欺が増加している現状や、消費者トラブルの多発が社会問題化していることから、関係機関との連携による速やかな情報提供を行いつつ、デジタル化社会の進展に対応した消費者教育および啓発を推進する必要があります。また、著しい環境変化に的確に対処できる自立した消費者を育成するとともに、相談体制の充実や相談業務の周知が求められています。

みんなの  
“声”



無料法律相談が、より利用しやすくなるような見直しをしてはどうか  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 消費者意識の啓発

- 消費者の安全と生活を守りつつトラブルに遭うことのないよう、商品の安全性やさまざまな消費者問題についての情報提供や啓発活動を行います。
- 消費者団体の自発的な活動を支援します。

### (2) 消費相談体制の充実

- 和歌山県消費生活センターなどと連携しながら、消費相談体制の充実を図ります。
- 多様化・複雑化する消費者からの苦情・問合せ・被害等の消費者相談に対応するため、専門相談員による相談会を開催します。



⇒ 消費者保護や消費者教育に関する情報収集に努め、周囲に対して適切な共有を図りましょう。

# (1) 子育て支援の充実

めざす  
すがた

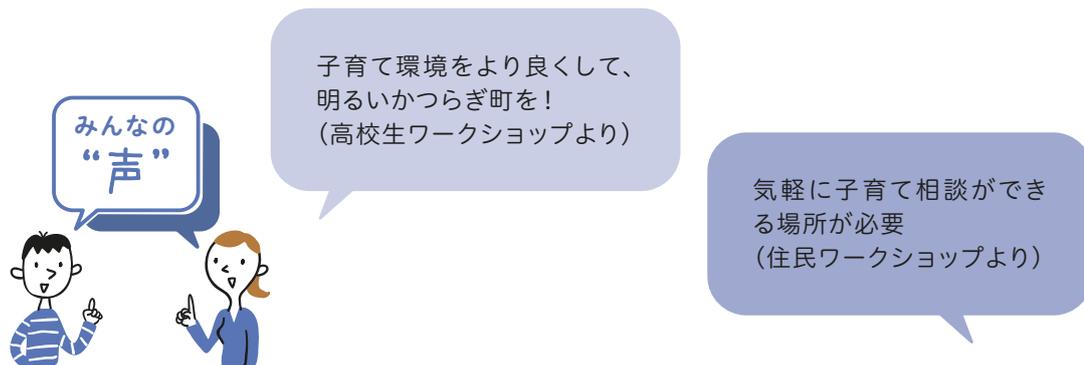
かつらぎ町の子どもと子育て家庭が地域に支えられながら生まれ、子どもも親も地域でのびのびと、笑顔で安心して暮らしています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★子育て支援の充実に対する住民満足度(%)	26.5※	29.2	35.3
母子保健推進員活動件数(件)	264	270	270
育児サークル数	1	2	2
乳幼児健診受診率(単純平均、%)	97.5	100	100

※ R4 住民アンケート「出産・子育て環境の充実」および「子育て施設の整備」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合の平均値

## 施策を取りまく現状・課題

- ・子どもを持ちたいと希望する人が安心して出産・子育てできるよう、出産を迎える母親の不安解消および妊娠から出産までの切れ目のない支援が求められています。
- ・多様化する子育てニーズに応じた保育サービスと、さらなる幼児教育の充実に向けた体制整備や機能強化が必要となっています。また、さまざまな支援を必要とする子どもに対しても、適時適切な教育・保育の充実が求められています。
- ・核家族化や地域のつながりの希薄化など、家庭での育児不安やストレスに悩む保護者が増加しており、虐待をはじめとする子どもの権利が侵害される行為の原因にもなっています。子どもの権利侵害を防ぐため、発生の予防から早期の発見・対応など、総合的な支援が求められています。





## 取り組みの方向性

### (1) 妊娠から出産・子育て期までの切れ目ない支援体制の強化

- 妊産婦や子育て家庭に寄り添った、切れ目ない包括的な支援を進めるとともに、母子保健事業の推進に取り組めます。

### (2) 子育て家庭への支援体制の強化

- 地域子育て支援センター等の子育て支援に必要な情報提供、相談体制と各種訪問事業の充実により、見守り体制を強化します。
- 子育て中の家庭に対して子ども医療費を助成、給食費を無償化するなど、経済的な負担軽減策を講じます。

### (3) 多様な保育ニーズに対応した環境整備

- 地域社会全体で子どもを守り育てていく観点から、こども園や学童保育においては待機児童を出さないように努め、多様化する就労ニーズに対応した子育て支援を進めます。
- こども園における延長保育、一時保育、預かり保育、体調不良児対応保育などの充実により、保育サービスの強化に努めます。また、病児保育等の研究・検討を進めます。
- ワーク・ライフ・バランスの啓発など、企業に働きかけを行います。

### (4) 地域で支える子育ての推進

- 子どもの豊かな社会性を育むため、子ども食堂に代表されるような活動を支援することにより、地域で子どもを育むという意識を醸成します。
- 児童館や公民館における世代間交流、異年齢交流を推進します。
- 地域と行政とのかけ橋となる母子保健推進員と連携し、地域ぐるみの子育てを推進します。

### (5) さまざまな課題を抱えた子育て家庭への支援体制の強化

- ひとり親家庭や障害のある子どもなど、困難を抱える家庭への支援を関係機関と地域が一体となって行えるよう体制整備に努めます。また、児童虐待防止に向けた取り組みとして、虐待の早期発見・早期介入、予防策の強化に努めます。



- ⇒ 子育て家庭に積極的にあいさつするなど、子育てを地域で支えましょう。
- ⇒ 子育て情報を地域で共有しながら、地域における交流を深めましょう。

## (2) 教育環境の充実

めざす  
すがた

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を身につけた、かつらぎ町の未来を担う子どもたちが育まれています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★教育環境の充実に対する住民満足度(%)	27.8※	30.6	37.0
全国学力・学習状況調査で全国平均を上回る学校の割合(%)	42.9	71.0	100.0
全国学力・学習状況調査で「学校へ行くのは楽しい」と答えた児童生徒の割合(%)	85.8	90.0	100.0
全国体力・運動能力、運動習慣等調査の評価がA、Bランクの児童生徒の割合(%)	男子37.3 女子47.4	男子40.0 女子50.0	男子45.0 女子55.0
学校給食における地場産物活用割合(%)	19.8	21.8	24.0

※ R4 住民アンケート「教育環境の充実」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・現在の学校教育においては、複雑多様化する問題への対処とともに、的確な教育・指導方法を研究していくことが求められています。さらに「生きる力」を育成する心の教育、生徒指導や教育相談の充実、障害のある児童・生徒に対応する特別支援教育の推進など、きめ細かな教育指導の充実が求められています。
- ・本町では「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた人間の育成を基本に、それぞれの特色を生かした学校づくりを進めており、外国語指導助手(ALT)、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員の配置や教育支援センターの設置、公認心理師による発達相談・巡回相談など、今日的な課題に対応しています。



これからの子どもにとっての学習環境はとても重要である。学校教育のステップアップをお願いしたいし、その子に合ったレベルで学習させてもらいたい(住民アンケートより)

学校教育に力を入れて、子どもそれぞれが人間として立派に一人立ちできる教育をしてほしい(団体ヒアリングより)



## 取り組みの方向性

### (1) 子どもの「生きる力」を育める教育の実現

- 「かつらぎ町教育大綱」に基づき、時代潮流に対応した教育に取り組みます。
- 地域資源を活用した郷土学習、農林業等の体験学習に取り組み、自ら調べ、発表し、討議する活動などの実践的な学習を重視し、自ら学び考える力などの「生きる力」を育みます。
- 学習における基礎・基本の確実な定着と、思考力・判断力・表現力の育成に努めます。
- 学校へ登校できない児童生徒に学びの機会を保障するため、教育支援センターを中心に関係機関とも連携を図り、個々の状況に応じた学習機会の確保に努めます。
- 障害のある児童・生徒一人ひとりに対して、持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善をめざした適切な教育的支援を進めます。

### (2) 心身ともに健康な児童・生徒の育成

- 児童生徒の健やかな心身の育成をめざし、発達や教育にかかる相談支援とともに、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の派遣による適切な配慮・支援を進めます。
- 経済的な貧困の解消に向けては、子どもにとってより効果的な施策を検討するため、関係機関と連携を密にしながらか解消に努めます。
- 児童生徒の生活習慣の維持・改善を図るため、家庭・学校における運動機会向上に努めます。

### (3) 学校給食の充実

- 地元食材を活用した安心・安全な給食の提供と、食育授業や食に関する情報提供を通じて児童・生徒に食の大切さと基本知識を育み、健康的な食生活を実践する力を養います。
- 学校給食における地場産物の活用割合を増やし、地産地消の推進を図ります。

### (4) 一人ひとりを大切にする学校づくり

- いじめや虐待、不登校等の予防、早期発見・早期対処に努めながら、関係機関との連携を密にした組織的な取り組みはもとより、相談体制の充実に努めます。
- 権利教育を充実させるとともに、子どもが意見を表明する機会確保と意見尊重に努めます。

### (5) 学校教育環境の充実

- ICT (情報通信技術) 環境の整備や、教材備品・学校図書 of 充実、地域の文化施設・運動施設等の有効活用を図るなど、総合的な教育環境の充実に努めます。
- ICT の効果的な活用により、「個別最適な学び」に努めます。

### (6) ふるさと教育の充実

- 地域人材の活用とあわせ、かつらぎ町を支える企業の理念や取り組みなどについて学び、児童生徒がふるさとかつらぎ町に関心や誇りをもつことで、自らの将来を考える機会とします。



⇒ 家庭や学校の教育・指導を通じて子どもの学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養いましょう。

⇒ いじめ・不登校の問題が発生したら、学校と協力して解決に導きましょう。

## (3) 青少年の健全育成

めざす  
すがた

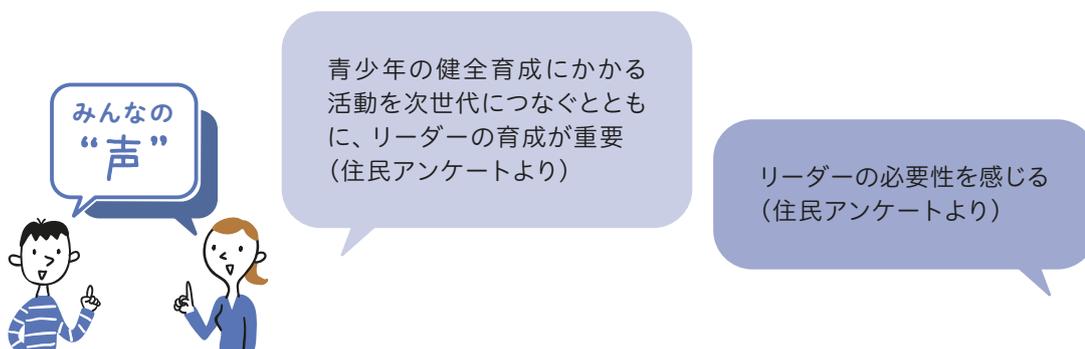
かつらぎ町を愛し、誇りに思う子ども・若者で、まちに活気があふれています。そして地域の温かい視線が、そこに注がれています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★青少年の健全育成に対する住民満足度(%)	20.6※	22.7	27.4
子ども会リーダー育成研修会参加対象者参加率(%)	9.0	10.0	11.0
児童生徒の一人当たりの児童館年間利用回数(回)	10.3	11.3	13.5

※ R4 住民アンケート「青少年の健全育成」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・本町では青少年の健全育成に向け、子ども会リーダー育成研修会を実施するなど、協調性や社会性を育み、自然体験やスポーツ体験などを通じてチャレンジする精神を学ぶことのできる社会教育の推進を図っています。
- ・今後は地域の教育力向上に努めつつ、青少年の思いやりの心と豊かな人間性・社会性を育むとともに、学校・家庭・地域と連携して、青少年の社会参加を促進していく必要があります。
- ・青少年の抱える問題の解決に向けた相談体制の充実や、町内外での世代間交流活動、健全育成のための環境づくりを継続的に進めていく必要があります。一方で、少子化が進む中で子ども会の再編成やコミュニティ活動との一体化などの検討が求められます。





## 取り組みの方向性

### (1) 社会参加・交流機会の充実

- 青少年の健全育成活動とコミュニティ活動、公民館や児童館活動と連携しながら、世代間交流や、家族と一緒に参加する活動を推進します。また、各種イベントなどの情報発信に努めます。
- 中学生や高校生などが、主体的にイベント等の運営に取り組める環境を整え、青少年の自主的な活動を後押しします。

### (2) 自主性と協調性のある若きリーダーの養成

- リーダー研修や交流事業の実施により、地域社会をリードする人材の発掘・育成に取り組みます。
- 子ども遊びのチャレンジ大会や子ども文化祭、友好都市との交流などを通じて、参加者のチャレンジ精神とともに社会奉仕の心を育みます。

### (3) 相談体制の充実

- 成長期にある青少年の直面するさまざまな問題に対応するため、家庭・学校・地域が連携し、教育や学校生活相談など青少年の相談体制を充実させます。
- 発達過程に対応した必要な指導・助言を行い、問題の早期発見・早期解決をめざします。

### (4) 青少年が健全に育まれる環境整備

- 子どもの安全対策を関係機関との連携によって進めながら、有害環境の浄化、補導活動、声掛け運動、啓発活動など、地域ぐるみで青少年の非行防止に努めます。
- 青少年育成連絡協議会の調整機能を生かして家庭・学校・地域、関係機関の連携強化に取り組むとともに、活動への支援を充実させます。
- 青少年育成組織の再編を検討しつつ、その活性化を図ります。

### (5) 児童館・児童公園等の施設整備

- 児童館については、かつらぎ町児童館施設整備計画に基づき児童数や利用実態を考慮し、適正な施設の配置および整備を進めます。
- 児童公園および児童遊園については、社会情勢や人口動態、利用ニーズの変化に対応するとともに、限られた財源で適正な施設の配置および整備を進めます。



- ⇒ 若い世代の活力をまちに広げていくため、地域のイベントに積極的に参加しましょう。
- ⇒ 青少年の健全育成に関する活動に、積極的に参加しましょう。

## (4) 生涯学習環境の整備

めざす  
すがた

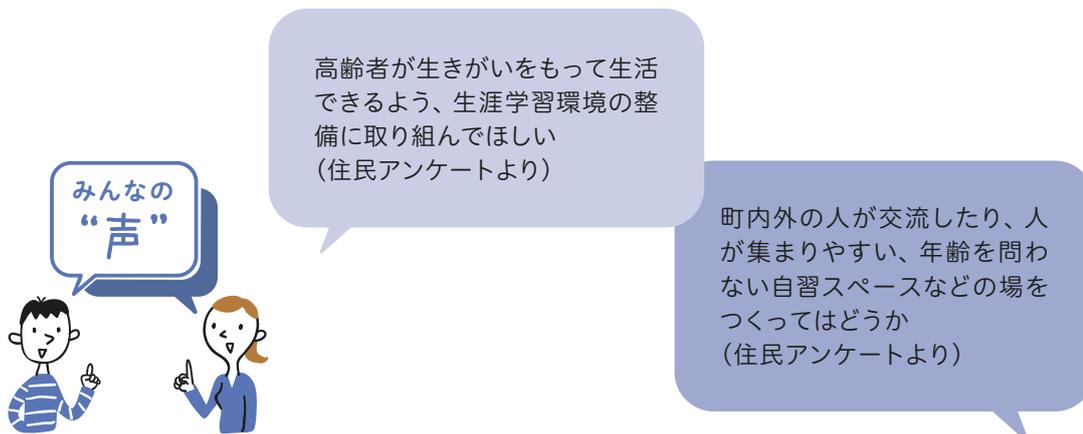
住民の誰もが、学びたいときに学ぶことができる生涯学習環境のなかで、それぞれの学びを深めつつ、地域の活動に生かしています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★生涯学習環境の整備に対する住民満足度 (%)	25.5※	28.1	33.9
図書館における町民一人当たりの年間貸出冊数 (冊)	4.5	4.9	5.4
総合文化会館利用における町民一人当たりの年間来館回数 (回)	3.0	3.3	3.7

※ R4 住民アンケート「生涯学習環境の整備」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・生きがいのある心豊かな生活や、活力あるまちづくりに住民の学習活動を生かしていくため、公民館を拠点として、あらゆる世代を対象とした学級・講座を開催しているほか、ボランティア活動や社会教育団体の育成に努めています。
- ・一方、各種学習活動の参加者の高齢化や固定化といった状況がみられるほか、多様化する学習ニーズに効果的に応えられる体制づくりが求められており、すべての町民が生涯にわたって学び続け、その効果が適切に評価され、地域社会の発展に生かされる学習環境づくりが一層必要となっています。
- ・公民館活動・地域活動の交流と、住民による自主運営体制を進めていくことが重要です。そのため、講座・サークル活動参加者および地域住民の参画により、公民館活動を協議する機会を設け、運営強化と活動内容の充実を進めていかなければなりません。





## 取り組みの方向性

### (1) 生涯学習環境の充実と学習活動の推進

- 住民それぞれの興味と必要性に応じて学習活動ができるよう、各世代に対応したプログラムを企画し、多種多様な学習機会の提供に努めます。
- 活動団体の設立や地域ボランティアの養成（ボランティア養成講座の開設）、情報発信などに積極的に取り組みます。
- 事業の効果検証を進めつつ、計画的・効果的な事業運営と生涯学習の推進に努めます。
- 生涯学習の拠点である公民館をはじめ、関連施設に関する整備計画に基づいた適正な維持管理を進めつつ、その有効活用を図ります。

### (2) 公民館活動・地域活動の交流促進

- 各地域のもつ課題について学習機会を提供するとともに、地域づくりに関わる活動への支援や、地域の連帯意識を高める活動に取り組みます。
- 公民館を中心とした地域づくりを進めるため、地域における人材発掘や、事業を通して公民館を支える人材の育成を図ります。

### (3) 図書館利用の拡大と学習（読書）活動の推進

- 館内におけるサービスはもとより、インターネットサービスの構築による蔵書の検索・予約等のサービスを提供するとともに、幼児から高齢者まで幅広い利用者のニーズに応える図書・資料の提供に努めます。
- 学校など関係機関との連携により、子ども読書活動を計画的に推進します。

### (4) 高等教育機関等との連携

- 住民の高度化する学習意欲に応えるため、大学等と連携して各種講座等の開催に取り組みます。



- ⇒生涯学習により得た知識や情報を、地域に生かしましょう。
- ⇒地域課題に関心を持ち、積極的な解決に努めましょう。

# (5) スポーツ・レクリエーションの推進

めざす  
すがた

住民の誰もが、スポーツ・レクリエーション活動に親しみ、仲間とともに楽しい日々を過ごしています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★スポーツ・レクリエーションの推進に対する住民満足度(%)	19.8※	21.8	26.4
スポーツ施設における一人当たりの年間利用回数(回)	4.5	4.9	5.4
体育センター稼働率(%)	50.6	55.0	60.0
週1回以上のスポーツ・運動実施率(%)	32.7	39.4	50.0

※ R4 住民アンケート「スポーツ・レクリエーションの推進」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

## 施策を取りまく現状・課題

- ・本町では、スポーツ施設や学校施設を積極的に開放しており、スポーツ活動の振興に努めています。健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりの一環として、スポーツへのニーズに対応しながら、スポーツを楽しむ人々を支援するとともに、その数を増やしていく必要があります。
- ・スポーツ活動においては、少子化による児童数の減少により、スポーツ少年団の運営に大きな影響を与えているとともに、スポーツ少年団の活動の幅を狭め、団体競技の存続が困難となる状況も発生しています。その一方で、高齢者を中心に健康づくりを重視した軽スポーツなどの競技者が増加しており、活動場所の確保が求められています。
- ・施設面では、既存施設の老朽化と安全性に対処するとともに、生涯スポーツへの気運の高まりと多様化するニーズに対応し、誰もが気軽に参加できるスポーツ施設の運営が求められています。

みんなの  
“声”



中高年が参加できるスポーツクラブのようなものをつくってほしい。毎週2回のバドミントンやテニスなど  
(住民アンケートより)

スケボーの施設をつくると、若者などの利用が増えて活気づくと思う  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) スポーツ・レクリエーション活動の普及

- スポーツ大会の実施やスポーツ教室の開催とともに、スポーツ推進委員の育成にも努めるなど、スポーツ活動の普及・推進に取り組みます。
- スポーツ意識の向上を図るため、継続的な情報提供を行います。
- 生涯スポーツを推進するため、指導者の養成に取り組みます。

### (2) スポーツ・レクリエーション団体の育成

- スポーツ協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどのスポーツ団体の運営を支援するとともに連携を強化し、指導者や団体の育成、競技力の向上を図ります。

### (3) スポーツ・レクリエーション施設の維持・整備

- スポーツ施設の老朽化や安全性に対処するとともに、スポーツ施設の補修など維持管理に努め、利用を促進します。

### (4) スポーツを通じた健康づくりの促進

- スポーツ推進計画に沿って、誰もがそれぞれのライフステージや自己の体力、年齢、技能、興味および目的に応じて、いつでも、どこでも、誰とでも、気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりに努めます。



- ⇒地域のスポーツイベントに積極的に参加し、地域の交流を図りましょう。
- ⇒日頃からスポーツを楽しみ、健康維持に努めましょう。

## (6) 歴史・文化の継承と創造

めざす  
すがた

かつらぎ町の豊かな歴史・文化が継承されるとともに、創造的な文化活動がまちのにぎわいを生み出しています。

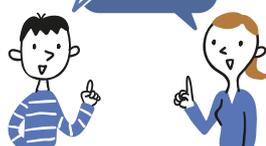
めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★歴史・文化の継承と創造に対する住民満足度(%)	24.1※	26.5	32.1
文化財関連イベント等参加者数(人)	453	700	1,000
文化財指定等の件数(件)	86	90	100

※ R4 住民アンケート「歴史・文化の継承と創造」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・本町には、国指定重要文化財(建造物)として「丹生都比売神社本殿」「丹生都比売神社桜門」、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の一部として「丹生都比売神社境内」「高野参詣道町石道」「丹生酒殿神社」を含む「高野参詣道三谷坂」といった貴重な資源を有しています。他にも、万葉の歌枕となった「背山」や、全国的にも類例の少ない木製基壇の古代寺院「佐野寺跡」、西日本最大級の縄文時代の竪穴建物跡「中飯降遺跡」、江戸時代初頭に遡る本殿を擁する「宝来山神社」をはじめ、多くの歴史的・文化的資源に恵まれています。
- ・文化活動においては参加者の固定化や、指導者・後継者が不足している現状があり、文化活動の魅力を高めつつ後継者の育成を図るなど、その持続可能性の確保が求められています。
- ・先人たちのまちづくりの精神を伝える貴重な文化財は、郷土に対する関心を高め、歴史・文化、風土を広く発信するうえで重要な役割を担っています。今後も適切な調査・保存を進め、より多くの人々が本町の歴史や文化にふれる機会を増やすことが重要です。

みんなの  
“声”



学校行事で町の文化や伝統行事を取り入れて文化を楽しみ、そのなかで地域の現状を知って話し合いにも参加すると良いと思う  
(住民ワークショップより)

神社や世界遺産、日本遺産などがあるのがまちの魅力だと思う  
(高校生ワークショップより)



## 取り組みの方向性

### (1) 文化活動の推進

- 文化団体やグループ活動の発表機会を確保しながら、芸能・文化にふれるとともに体験し、交流する機会の充実を図ります。
- 新たな文化・芸術活動の取り組みに対する支援を行います。

### (2) 文化財拠点施設を核とした行政の推進と次世代への継承

- 文化財の調査研究・保存・活用の好循環を生む文化財拠点施設を設置します。
- 文化財拠点施設における常設展等を計画的に進めつつ、その公開を積極的に行います。
- 埋蔵文化財や有形文化財の調査研究・保存・活用、地域の伝統文化や無形民俗文化財の保存・活用、文化財に係る人材の育成を行い文化財行政を推進します。
- 観光交流情報の提供と合わせた文化財紹介冊子やマップの作成、町内の自然と文化財を活用した連携事業、住民相互の交流を促進する郷土学習教室、イベントや体験事業など多分野の行政による連携を推進します。



- ⇒地域で実施する祭り等のイベントに積極的に参加し、住民同士の交流を図りましょう。
- ⇒地域の伝統文化に関心を持ち、積極的に関わりましょう。

# (7) 男女共同参画社会の実現

めざす  
すがた

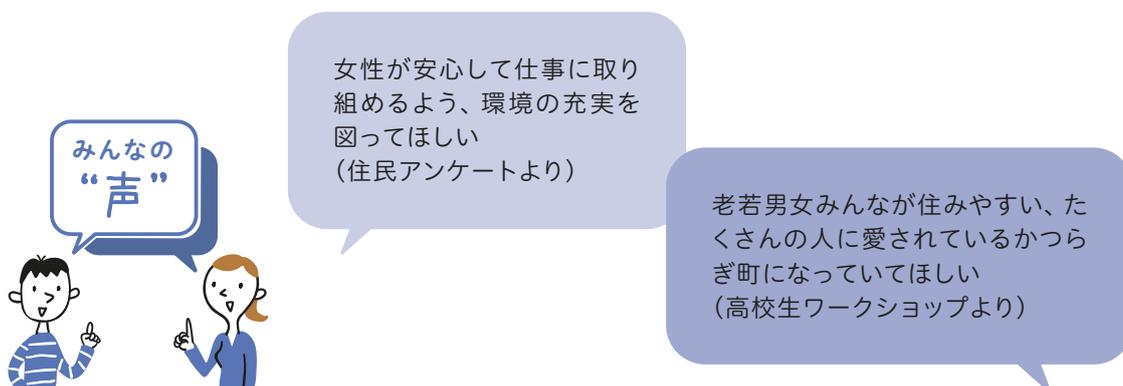
すべての人の個性と尊厳が尊重されるとともに、互いを認め合い、男女共同参画社会（ジェンダー平等社会）が実現されています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★男女共同参画社会の実現に対する住民満足度 (%)	9.9※	10.9	13.2
審議会等の女性割合 (%)	23.4	40.0	50.0

※ R4 住民アンケート「男女共同参画社会の実現」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

## 施策を取りまく現状・課題

- ・ 社会状況が著しく変化してきている中、誰もが多様な生き方を主体的に選択できる社会の形成がなお一層重要となっています。
- ・ 性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、本町では令和4年4月に「かつらぎ町男女共同参画基本計画【第3次】」を策定し、計画的な取り組みを推進しています。
- ・ 一方で、依然としてドメスティック・バイオレンス（DV）等による人権侵害や、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行が根強く残っています。また、ジェンダーフリーの考え方は、徐々に社会に受け入れられてはいますが、一方で多くの課題や偏見が残されています。
- ・ 町が行うすべての施策において、男女共同、人権の方針や取り組みが反映されるよう働きかけを行う必要があります。





## 取り組みの方向性

### (1) 男女共同参画社会に向けた啓発

- 次世代を担う子どもたちへの家庭・地域・学校などにおける学習・教育が不可欠であり、発達段階に応じた子どもの頃からの社会的・文化的な性差にとられない教育を推進します。
- 町の審議会や委員会等への女性参画を積極的に推進し、多様な意見が町政に反映できるように取り組みます。

### (2) 男女が安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

- 防災分野への女性の参画を促進することで意識の醸成を図り、女性の意見を取り入れた災害対応の強化に結び付けていけるよう推進します。
- 「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」に基づき、障害者、高齢者、妊婦や子ども連れの人を含むすべての人が社会の活動に参加・参画し、社会の担い手として役割と責任を果たしつつ、自信と喜びをもって生活を送ることができるよう推進します。

### (3) 男女がともに働きやすい環境づくりの推進

- 男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業所などに働きかけ、管理職を含む企業の意識改革に向けた啓発を行い、労働者が性別により差別されることなく、仕事と家庭生活が両立しやすい職場づくりを推進します。
- 働きながら子育てを両立するため、保育サービスの充実等、環境の整備を図るとともに、働きやすい職場づくりへの支援について取り組みます。

### (4) 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり

- DV（配偶者からの暴力）以外にも、児童虐待や高齢者虐待が社会問題となっています。こうした問題を予防、早期発見、対処するために、あらゆる暴力を容認しない社会的環境づくりの啓発を進め、関係機関と連携し、相談支援体制を整えます。



- ⇒男女共同参画社会を自分ごととして考え、その実現に向けて取り組みましょう。
- ⇒普段の生活や行動を男女共同参画の視点から見直してみましょう。

## (8) 人権尊重社会の実現

めざす  
すがた

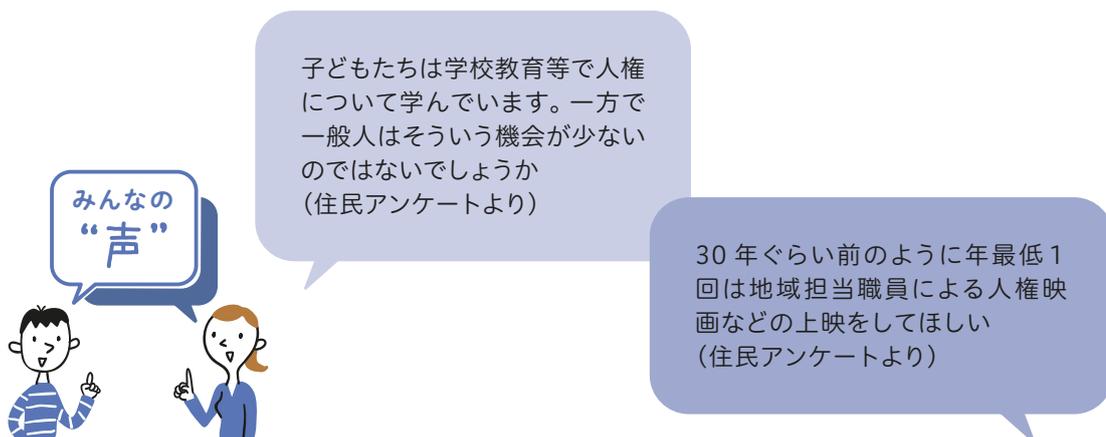
住民それぞれ、みんなの人権が尊重され、差別や偏見のない生活が送られるようになっています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★人権尊重社会の実現に対する住民満足度(%)	14.9※	16.3	19.8
人権学習会等参加者数(人)	181	500	500
人権教育総合推進事業保護者学級出席者数(人)	228	250	250

※ R4 住民アンケート「人権尊重社会の実現」および「人権啓発の推進」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合の平均値

### 施策を取りまく現状・課題

- ・従来の社会制度や慣習などに基づく人権問題について、人権啓発講演会や各ブロックでの研修会など、人権感覚の醸成や正しい知識の普及に取り組み、一定の成果を上げてきました。
- ・しかし、国際化や情報化社会の進展、少子高齢化の到来などの社会情勢の変化に伴い、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、インターネットの悪用による人権侵害など、人権に関するさまざまな課題が生じています。
- ・あらゆる人の人権が尊重され、自身の自己実現と「ともに生きる社会」の実現をめざして、各実施主体が相互にネットワークを構築し、総合的に人権意識の普及・啓発活動に取り組み、人権意識の高揚を図っていく必要があります。





## 取り組みの方向性

### (1) 人権啓発活動の推進

- 基本的人権が尊重されるとともにそれぞれが認め合い、一人ひとりが幸せに暮らせる社会を実現するため、人権問題に対する正しい理解と認識を深められるよう啓発活動を推進します。
- 人権教育講演会の開催や啓発グッズの配布など、さまざまな機会を通じ、啓発活動を効果的、継続的に推進します。

### (2) 人権教育の推進

- 人権教育の基本の場となる学校教育において人権学習の充実を図ります。
- 人権作文や人権ポスターへの応募など、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を養えるよう取り組みます。
- 人権問題を自分の問題として生涯にわたって学び続け、気づき合える学びの場を提供します。

### (3) 関係団体との連携

- 人権問題に取り組む町内の各種団体を支援するとともに連携を強化します。



- ⇒ 人権問題を他人事と捉えず、自分の問題として考え、人権問題の解決に向けて行動しましょう。
- ⇒ 普段の生活や行動を人権の視点から見直してみましょう。

# (1) 健康づくりの推進

めざす  
すがた

子どもから高齢者まで、みんなが健康づくりに取り組み、ハツラツと日々の生活を送っています。

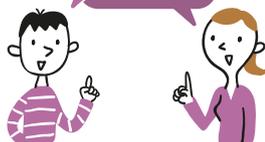
めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★健康づくりの推進に対する住民満足度 (%)	49.0※	53.9	65.2
胃・肺・大腸がん検診受診率 (%)	25.8	40.0	60.0
特定健診受診率 (%)	33.7	49.0	60.0
体力づくりフロア利用延人員 (人)	5,977	7,500	7,500
健康推進員活動実績 (延人数)	929	950	950
健康講座等の健康教育 (回)	111	130	150
健康相談・保健指導 (人)	679	700	750
食生活改善推進員活動 (回)	6	6	6

※ R4 住民アンケート「病気の予防」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

## 施策を取りまく現状・課題

- ・本町では、平成 25 (2013) 年 9 月に「健康寿命日本一宣言」を行い、住民が心身ともに健康で元気に暮らすことができる期間の延伸をめざして「健康寿命日本一推進計画」を策定し、さまざまな健康づくりに関する取り組みを計画的に進めています。
- ・個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けるため、社会全体として、個人の健康を支え、守る環境づくりに努めていくことが重要です。
- ・行政機関のみならず、広く住民の健康づくりを支援する企業、民間団体等の積極的な参加協力を得るなど、町民が主体的に行う健康づくりを総合的に支援する環境整備が必要です。また、住民一人ひとりが、検診や生活習慣病予防・重症化予防の周知・啓発といった保健活動を通して、自身や家族の健康に関心を持ち、健康づくりに取り組むことや、サロンへの参加など、地域活動に主体的に参加し、社会的役割を担うことが健康増進につながります。

みんなの  
“声”



高齢者の孤立を防ぐためにも、各公園にちょっとした健康器具を置いてほしい。皆が自由に使えて健康にも良く、コミュニティが生まれると思う (住民アンケートより)

集団の健康診断を毎年実施してほしい。早期発見・早期治療で医療費も軽減できるはず (住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 健康づくりの推進

- 「健康寿命日本一推進計画」に基づき、健康寿命に取り組む「ひとづくり」と健康な「まちづくり」両面からの取り組みを進めます。
- 特定健診の受診を促進させるとともに、ライフステージに応じた健康増進のための取り組みについての周知啓発を進めます。
- 健康づくりの担い手となる健康推進員とともに、その活動を通じて住民の健康管理意識の高揚や知識の向上を図ります。
- 生活習慣の改善に向けて、食生活改善推進員と連携を図りながら、地域における健康づくり事業の体制整備を進めます。
- 保健福祉センターを拠点に各種健康づくり事業を実施し、住民が主体的に健康づくりに取り組む意識を醸成します。
- 受動喫煙の防止に向け、その趣旨の周知を図るとともに、禁煙化・分煙化を推進します。

### (2) 各種検診・指導等の充実

- 病気等の早期発見・早期治療を推進するため、妊産婦や乳幼児から高齢者までの各種検診の周知徹底を行い、受診率向上を図ります。
- 健診受診データ等を基に町の健康課題を抽出し、その改善に向けて計画的に取り組めます。
- 特定健診および特定保健指導を推進し、課題に応じた健康教育や健康相談の充実に努め、ハイリスク者には医療機関での治療を促します。

### (3) 歯科保健対策の推進

- 歯周疾患の予防と口腔機能の保持・増進に取り組むとともに、生涯健康な歯を保つことができるよう「噛ミング 30 運動」「6024 運動」「8020 運動」を進めます。
- 青年期からの歯周病検診をはじめとした歯の健康づくりを進めます。

### (4) 食育の推進

- 生活習慣病対策としての食育の推進を図りつつ、地産地消についての意識を高めるなど、かつらぎ町ならではの食育に取り組めます。
- 行政、農林漁業関係者、食品産業関係者、学校教育関係者、栄養・保健行政関係者等が、それぞれの各分野ならびに分野間で連携を図り、食育の推進に取り組めます。



- ⇒ 「健康は自分でつくる」という意識をもって、主体的に健康づくりに取り組みましょう。
- ⇒ 健康に関心を持ち、年齢に応じた検診の受診に努めましょう。

## (2) 地域医療の充実

めざす  
すがた

けがや病気の時に、誰もがすぐに病院にかかることができる、  
安心の地域医療が実現しています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★地域医療の充実に対する住民満足度(%)	38.9※	42.8	51.8

※ R4 住民アンケート「地域医療の充実」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・ 住民の誰もが安心して、適切かつ質の高い医療が受けられるよう、和歌山県立医科大学附属病院紀北分院（以下「紀北分院」という。）をはじめとする地域医療機関との連携を図っています。
- ・ 一方、産科医・小児科医の確保や花園地域の医療体制については、関係機関の協力を得ながら充実を図っていく必要があります。
- ・ 効果的な地域医療を推進していくためには、保健・福祉・医療などの関係機関の連携が重要です。

地域医療として、地域で住み続けるために往診の充実に取り組んでほしい  
(住民アンケートより)

みんなの  
“声”



子育て支援とともに医療体制を確立し、若者の集まりやすいまちづくりをしてほしい  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 地域医療体制の充実

- 身近で地域医療を受けられるよう、かかりつけ医および在宅医療の確保・普及を促進するとともに、切れ目ない地域医療体制の充実に向けた働きかけを地域医療の中核的役割を担っている紀北分院や医師会・歯科医師会・薬剤師会へ進めます。また、かつらぎ町の健康課題に対しても各種団体と連携をもって取り組みます。
- 産科・小児科、高度医療の確保については、橋本保健医療圏域全体の課題として、県や紀北分院、医師会に働きかけます。
- 住民の生命と健康の確保に向け、紀北分院や関係機関と連携を図り、感染症など健康被害の発生予防、拡大防止および原因究明を行う体制の確立に努めます。
- 衛生備品の備蓄と職員の研修を実施し、緊急時に備えます。

### (2) 救急医療体制の充実

- 医師会・歯科医師会や医療機関の協力を得て、休日急患診療体制の充実を図ります。



- ⇒病気の治療や医療の相談にのってもらえる「かかりつけ医」を持ちましょう。
- ⇒緊急時の医療情報を把握しましょう。

## (3) 地域福祉社会の形成

めざす  
すがた

地域みんなが、なかよく支え合い、いきいきと活発な地域共生社会が実現しています。

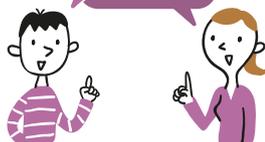
めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★地域福祉社会の形成に対する住民満足度(%)	11.8※	13.0	19.8
地域見守り協力員数(人)	12	25	50
ボランティア連絡協議会等登録数(団体)	44	44	44
ひきこもり講演会回数(回)	0	1	1

※ R4 住民アンケート「支え合う地域福祉社会の形成」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・ 子どもから高齢者まで、また障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めるため「かつらぎ町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づいた取り組みを進めています。
- ・ 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。また、住民一人ひとりが地域のつながりのなかで、幸せや豊かさを感じながら暮らし続けることのできるウェルビーイング(Well-Being)の視点も望まれています。
- ・ 本町の地域福祉は町のみならず、社会福祉協議会を中心に、自助グループ活動やボランティア活動など、多くの住民や団体の献身的な活動によって支えられています。
- ・ 少子高齢化や核家族化のさらなる進行などにより、地域における生活課題はますます複雑多様化することが予測されます。高齢者等の安否確認の重要性とともに、ダブルケアやヤングケアラーといった新たな福祉課題が問題視されています。より多くの主体の福祉活動への参画・協働を促し、支え合い、助け合うまちづくりを進めていく必要があります。

みんなの  
“声”



体の不自由な人、病気になった人でも住みやすく生活しやすい地域づくりを進めてほしい  
(団体ヒアリングより)

ボランティア団体の活動支援をがんばってほしい  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 支え合い助け合う地域共生社会の実現

- 高齢者や障害のある人等が孤立せず、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会との連携のもとで、民生委員・児童委員、障害者相談員および事業者などが一体となり、見守り活動をはじめ、支え合い、助け合う活動を促進するなど、合理的配慮を推進します。
- 広報・啓発活動の充実により、世代間交流や福祉施設との交流など、地域福祉活動への町民の積極的な参加を推進します。
- 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、相談体制の整備に取り組みます。

### (2) 団体の活動支援

- 地域福祉推進の中心的役割を担う社会福祉協議会と連携し、保健・福祉関連の NPO やボランティア団体が、その組織力と知識・経験を福祉のまちづくりに生かすことができるよう取り組みます。

### (3) さまざまな福祉課題への対応

- 地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- 8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーといった新たな福祉課題について、早期発見とともに、ケースにより関係機関と連携を図り解決に努めます。
- 福祉人材の養成・確保のための総合的な施策を推進するため国へ働きかけを行います。

### (4) 福祉のまちづくりの推進

- 住民や事業者の理解を求めながら、誰もが住みやすい町をめざします。
- 「和歌山県福祉のまちづくり条例」に準拠し、誰もが利用しやすい施設整備に取り組みます。



- ⇒ 近所で日常的に声掛けを行う等、地域での孤立を防ぎましょう。
- ⇒ 地域福祉活動への協力・参加に努め、支援を必要としている人を地域で助け合しましょう。

## (4) 高齢者福祉の充実

**めざす  
すがた**

かつらぎ町の高齢者が、いつまでもいきいきと住み慣れた地域で暮らすことのできるまちづくりが実現しています。

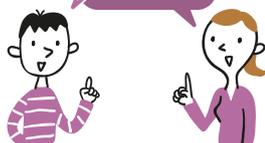
めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★高齢者福祉の充実に対する住民満足度(%)	26.7※	29.3	35.5
シルバー人材センター会員数(人)	155	150	145
シルバー人材センター就業延実人員(人)	2,319	2,226	2,156
老人クラブ数(団体)	22	20	20
いきいきサロンの設置数(箇所)	31	43	70
75歳以上人口に占める要介護認定者の割合(%)	32.5	30.6	33.6

※ R4 住民アンケート「高齢者の社会参加」および「高齢者福祉の充実」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合の平均値

### 施策を取りまく現状・課題

- ・介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。
- ・介護予防サービスの対象者を把握し、要介護状態になることを未然に防ぐための予防事業や、高齢者を取りまく環境の変化に対応した、きめ細かな支援体制の整備が求められています。
- ・高齢者が地域社会の一員として生きがいと役割をもって、知識や経験を生かすことができる仕組みづくりに取り組む必要があります。これからは地域内での交流や生きがいづくり、就労の場の提供などを通して、元気な高齢者を社会参加へと促す環境整備が求められています。

みんなの  
“声”



一人暮らしをされている高齢者の所に若者が来て、一緒に食事をしてはどうか  
(住民ワークショップより)

高齢独居の方が医療・買い物ほか外出難民にもならず、健康でしっかり食事ができる体制づくり  
(団体ヒアリングより)



## 取り組みの方向性

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、地域包括支援センターを中心に取り組みます。
- 健康づくり事業を推進し、認知症予防プログラムや健康教育などの充実を図ります。
- 介護保険制度やサービスについての情報提供とともに、被保険者のニーズ等を踏まえたうえでさらなるサービスの充実が図れるよう、関係機関と連携しながらサービスの提供を行います。
- 生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるリスクの高い高齢者を早期に把握するとともに各種プログラムを実施するなど、介護予防の取り組みを推進します。

### (2) 生きがいづくり・社会参加の促進

- シルバー人材センターへの登録や生涯学習・スポーツ等の促進、老人クラブ活動の支援、多世代交流サロンの充実など、高齢者が気軽に集まれる場の拡充等に努め、孤独・孤立対策や引きこもり、閉じこもりの防止を図ります。
- 元気で勤労意欲のある高齢者の技術や経験を生かすために、公共職業安定所（ハローワーク）や高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携により、就労機会の確保に努めます。
- 地域や団体等との連携により、外出や買い物支援に関する取り組みを支援します。

### (3) 高齢者の見守り運動

- 地域社会における見守り支援を進めるため、ボランティアによる訪問や声かけ運動のみならず、郵便配達員や新聞配達員等の外交・訪問事業者との連携による見守りに取り組みます。

### (4) 高齢者福祉サービスの充実

- ホームヘルパーの派遣やデイサービス等の自立支援サービス、緊急通報装置の貸与、日常生活用具の給付、一人暮らしを支援するサービスなど、各種福祉サービスの充実を図ります。



- ⇒ 高齢になっても趣味やボランティア活動、就労等の社会活動に積極的に参加しましょう。
- ⇒ 介護予防に関する取り組みへの参加に努めましょう。

## (5) 障害者福祉の充実

めざす  
すがた

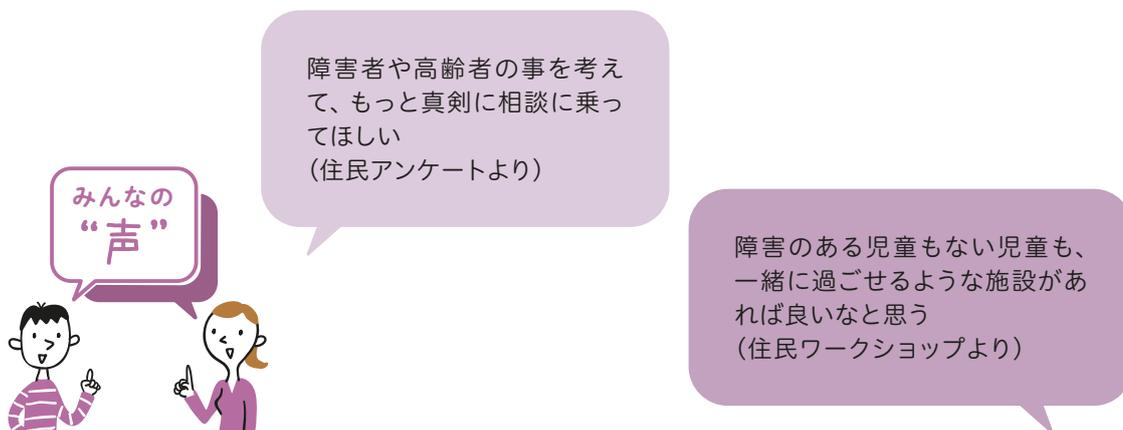
障害のある人もない人も、ともに理解を深め合うとともに、住み慣れた地域での暮らしを続けています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★障害者福祉の充実に対する住民満足度(%)	16.8※	18.5	22.4
手話奉仕員養成講座受講者数(人)	27	35	40

※ R4 住民アンケート「障害者支援の充実」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・ 障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、その人格が尊重される地域社会の形成をめざして、「かつらぎ町障害者基本計画」に基づいた取り組みを進めています。
- ・ 障害のある人もない人も、相互の人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことのできる地域共生社会の形成が求められています。
- ・ 高齢化や核家族化の進展による家族の介護力の低下や、障害のある人にとっての「親亡き後」問題など、障害者支援のさらなる充実が求められる傾向にあります。
- ・ 障害のある人の生活支援を重視した施策・事業を推進し、障害のある人が積極的に社会参加できるよう、環境整備に取り組む必要があります。





## 取り組みの方向性

### (1) 障害のある人への理解促進

- 障害や障害のある人に対する住民理解を深めるべく、広報・啓発活動や交流事業等を推進します。

### (2) 支援体制と福祉サービスの充実

- 相談支援事業所や関係機関との連携強化とともに、ニーズに応じた相談支援体制の充実を図ります。
- 在宅福祉サービスの充実や医療費の助成など、生活支援を行います。
- 公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携を図り、就労支援に取り組みます。また、企業等に対して啓発活動を行い、就労への理解を深めるとともに雇用促進に努めます。

### (3) 社会参加と交流の促進・就労支援の充実

- 障害のある人が生きがいをもって生活できるよう、スポーツ・レクリエーション、文化活動等の充実を図るとともに、地域住民との交流機会を確保します。
- 移動やコミュニケーションを支える基盤を強化するとともに、外出介助、朗読、手話通訳など、障害のある人に対するボランティア活動の推進に努めます。
- 障害者等の就労機会の拡大を図るため、関係機関と連携し、就労支援体制の充実を図ります。

### (4) 療育の充実

- 発達障害等の早期発見・早期支援を図ります。
- 発達の遅れ等が発見された場合の家族への支援体制を充実させるとともに、療育方法等の相談に対応できるよう各関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。



- ⇒ 障害のある人との交流の場へ参加するなど障害への理解を深めましょう。
- ⇒ 困っている人を見かけたら積極的に声をかけ、必要なサポートを行いましょう。

## (6) 社会保障の充実

めざす  
すがた

誰もが健やかに生きがいをもって活動できる社会保障制度が運用されています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★社会保障の充実に対する住民満足度(%)	15.0※	16.5	20.0

※ R4 住民アンケート「社会保障の充実」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・ 少子高齢化の進展や産業構造の変化等により、医療保険制度や介護保険制度、年金制度といった社会保障制度を取りまく情勢は厳しい状態が続いています。
- ・ 社会保障制度はすべての人が生涯にわたって健康で安定した生活を送るための仕組みです。制度を将来にわたって維持できるよう、適正な運営に努める必要があります。

低所得者に対する支援をもう  
少し充実してほしい  
(住民アンケートより)

みんなの  
“声”



困っている人、住民が生きていきやすくなる  
税金対策や年金制度を考えてほしい  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の安定的運営

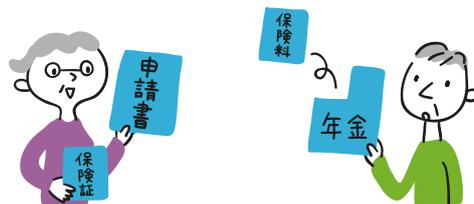
- 国民健康保険、後期高齢者医療の制度の周知を図り、保険料収納率の向上に努めるとともに、被保険者の健康管理の促進により、医療費の抑制に努めます。
- 介護保険制度の安定した運営を図るため、保険料収納率の向上と適正な介護給付に努めます。

### (2) 国民年金制度の周知徹底

- 住民が低額あるいは無年金の生活者とならないよう、加入・納付や免除制度について「町広報紙」や「ホームページ」を通じて国民年金制度の普及啓発を行い、年金の正しい理解を促進します。

### (3) 生活困窮世帯の自立促進

- 民生委員・児童委員や社会福祉協議会等と連携した相談体制の充実に努めます。
- 生活福祉資金貸付制度などの活用や就労支援などにより、生活困窮世帯が困窮状態を解消できるよう支援体制の構築に努めます。



- ⇒ 社会保障制度に関する正しい知識を身につけましょう。
- ⇒ 未納分がある場合は必ず納付するようにしましょう。

# (1) 地域特性を生かした農林業の振興

めざす  
すがた

本町の地域特性が生かされた農林業が振興され、将来に続く農林業に向けて、従事者はいきいき取り組んでいます。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★地域特性を生かした農林業の振興に対する住民満足度 (%)	16.1※	17.7	21.4
遊休農地解消面積 (㎡)	15,103	15,000	15,000
有害鳥獣捕獲頭数 (頭)	779	817	856
防護柵設置面積 (ha)	3.18	3.33	3.49
森林経営意向調査の進捗割合 (%)	21.6	47.5	89.5
森林環境譲与税を財源とした事業数 (件)	4	10	10

※ R4 住民アンケート「地域特性を生かした農林業の振興」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

## 施策を取りまく現状・課題

- ・本町は傾斜地を生かしたフルーツの生産が盛んで、柿・みかん・桃・ぶどう・梨・りんごなど、さまざまなフルーツが生産されています。特に柿は日本有数の産地となっています。
- ・関係機関との連携により、ほ場や用排水路など農業生産基盤の整備、中核農家の育成など、基幹産業である農業の振興に向けたさまざまな支援施策を積極的に推進してきました。一方、輸入農産物との競争の激化や、農産物価格の低迷などによる農業所得の減少など、農業をめぐる情勢は依然として厳しい状況が続いています。
- ・森林は木材の生産機能をはじめ、水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全など、多面的な機能をもっているため、適正な森林整備を推進していく必要があります。



数多くの果物が収穫される農業について、若い人たちがチャレンジできる対策を (住民アンケートより)

若者だけでなく定年退職者を農業へ導く施策が必要ではないか (住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 農業生産基盤の整備・充実

- 農業生産基盤の整備ならびに、耕作放棄地の発生防止と解消に向けて取り組みます。
- 農地の流動化に努めるなど、再生・有効利用の取り組みに対して支援を進めます。

### (2) 新たな担い手の確保・育成

- 本町農業の将来を支える新たな担い手の育成と、その連携・交流を促します。
- 県や県農林大学校およびJAなどの関係機関と協力し、農業技術の研修や営農指導および新たな担い手への農地利用集積などの支援策を進めます。

### (3) 交流型農業の促進

- 教育や観光部門などと連携しながら、本町農業の特色を生かした観光農園など、多様な交流型農業を推進します。
- 農商工連携による6次産業化など、付加価値を高める取り組みへ支援を行い、収益性を高めます。
- 安定した農業経営に向けて、国や県の補助制度の周知および活用促進を積極的に行います。

### (4) 地産地消の促進と消費拡大

- 地元生産者の顔が見える新鮮な農畜産物の提供や、特産品の購買促進を図ります。

### (5) 新規就農者育成による持続可能な農業経営

- 特定地域づくり事業や新規就農に係る各種補助金を有効に活用して、新規就農者の育成による持続可能な農業経営を推進します。

### (6) 鳥獣害対策

- イノシシや鹿などによる農産物への被害の深刻化・広域化に対する対策を強化しつつ、地域における対策指導者や担い手の確保・育成を図るなど、被害の防止に取り組みます。

### (7) 森林整備の促進および活用

- 森林整備の適正な進行管理を行うなど、計画的な林業振興に取り組みます。
- 「ふるさとの森」を指定し、町民の森としての整備と適切な管理を行います。
- 森林組合と連携して従事者や後継者の確保・育成に努めつつ、就労環境改善に取り組みます。
- 林地残材等の未利用木材の活用や、間伐材の加工による高付加価値化に取り組みます。



⇒ 地産地消を心掛けつつ、町の特産品をPRしましょう。

⇒ 「ふるさとの森」など森の必要性を学び、林業への理解を深めましょう。

## (2) 魅力ある商工業の振興

めざす  
すがた

商工業の振興によりまちの魅力が向上し、にぎわいとともにより経済活動が活発化しています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★魅力ある商工業の振興に対する住民満足度(%)	13.4※	14.7	17.8
起業支援補助金による起業の累計件数(件)	17	22	30
事業所支援交付金(仮称)の累計交付件数(件)	0	40	120

※ R4 住民アンケート「魅力ある商工業の振興」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・本町の商業施設は、国道24号沿いに立地しており、主に大手資本が中心となっています。また、都市部の商業集積地に町内の購買力が流出していることもあり、個人事業主の商業経営の環境は厳しさを増しています。
- ・地元での購買を回復していくため、町民への日常生活必需品の販売拡大を進めるとともに、観光客をターゲットとした販路拡大に取り組み、商工会や商業団体等との連携を図りながら、商業の活性化に努めていく必要があります。
- ・本町には、食品加工や印刷関連および繊維工業を中心とした製造業の事業所・工場があり、主に中小規模の事業所が多くなっています。こうした中小規模の事業所においては、経営の健全化や基盤強化を促進するため、支援制度の充実など経営基盤の強化に取り組む必要があります。

みんなの  
“声”



地域から離れて他に就職しないよう、魅力ある商工業の振興に取り組んでほしい  
(住民アンケートより)

昔ながらのお店が多いのはいい所だと思うが、一方であまり進化していないのはイマイチ  
(高校生ワークショップより)



## 取り組みの方向性

### (1) 商工業の振興

- 商工会や地元企業などが農林水産業分野と連携した取り組みを支援します。加えて、本町の4つの道の駅の活用による、地域特産品の販売やPR、イベントの開催などによる商品の消費喚起等に取り組みます。
- 地域の特色を生かした商店づくりや空き店舗の再生・利活用など、地域に密着した取り組みを支援するとともに、地元商店への誘導を視野に入れた経済効果の発生に努めます。
- ふるさと納税制度を活用し、特産品のブランド化や販路拡大、産業の活性化を図ります。

### (2) 中小企業の経営改善支援

- 県や商工会と連携し、各種支援制度を活用した企業の経営改善や、設備投資を促進します。
- 各種相談・指導の充実、講習会の実施、また国・県等の制度資金の活用等により、事業者の経営を支援するとともに、後継者の育成に取り組みます。
- 経営改善に努力する店主や中小企業などへの支援に取り組みます。

### (3) 企業立地の推進

- 京奈和自動車道や国道480号鍋谷峠道路(府県間トンネル)など交通アクセスの良さを生かし、温浴・宿泊・物産販売を行う総合リゾート施設の誘致を県などの関係機関と連携を図りながら進めます。
- 新庁舎建設をまちづくりの手段として捉え、庁舎周辺が「にぎわいの場」や「魅力の場」となるように、民間資本による敷地内への商業施設の誘致を進め、庁舎と商業施設等の一体的な整備を官民連携により取り組みます。

### (4) 起業や新規分野への支援

- 町内への定住・定着や、雇用の創出につながる起業・第二創業、コミュニティビジネスを積極的に支援します。
- 産業間連携や異業種交流の促進、産業団体間および事業者間の情報交換を支援するとともに、産業振興やコラボレーションに向けた研究開発活動などの推進に取り組みます。
- 商工会等と連携した積極的な情報提供とともに、経営基盤の強化に向けて支援します。



- ⇒ 事業所は若い世代にとって魅力的な職場づくりに取り組みましょう。
- ⇒ 新規産業の創出に取り組み、雇用機会の充実に努めましょう。

## (3) 観光・サービス業の振興

めざす  
すがた

かつらぎ町の観光資源の魅力にさらに磨きがかかり、多くの来訪者でにぎわっています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★観光・サービス業の振興に対する 住民満足度(%)	20.7※	22.8	27.6
観光入込客数(人)	1,459,547	1,600,000	2,600,000
観光語り部・観光ボランティア登録 人数(人)	31	36	40
観光農園利用者数(人)	6,786	7,400	8,100
宿泊施設利用者数(人)	31,986	35,000	38,000

※ R4 住民アンケート「観光・サービス業の育成」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・ 少子高齢化や人口減少が進むなか、持続可能なまちづくりを進めるためには、地域内外の交流を促進させ、まちの成長や活力を取り戻すことが重要です。
- ・ 本町の観光客数は、平成 16 (2004) 年に「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録を受けたことを契機に年々増加し、平成 18 (2006) 年には 100 万人を初めて突破しました。本町の基幹道路である京奈和自動車道や国道 480 号鍋谷峠道路(府県間トンネル)が整備されたことにより、令和 4 (2022) 年における観光客数は 146 万人となっており、今後もその増加に向けた取り組みを進め、交流人口の増加を図っていくことが重要です。
- ・ 観光客を誘致するためには、県や市町村といった枠組みを超えた連携により、一つの広域的な観光エリアとして情報発信するとともに、本町の利便性や観光拠点としての魅力についても、さまざまなメディアを活用した PR を、積極的に展開していく必要があります。

みんなの  
“声”



観光客誘致の具体策の策定  
(自然、文化遺産の広報の充実など)が必要ではないか  
(住民アンケートより)

多くの人が必ず寄り道をした  
と思う、公園を含めた大き  
な観光やレジャー設備がある  
と良い  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 情報発信と受け入れ体制の整備

- かつらぎ町観光協会を核とした観光情報の提供充実や、語り部の会などの観光ボランティアの活用による着地型観光の支援を進めます。
- わかりやすい観光案内看板の設置や整備、外国人観光客にも対応できる魅力ある観光パンフレットの作成、インターネットの活用、SNS を活用した PR 活動の強化を図ります。
- 観光客の受け入れや人々の交流を支援する観光案内機能を強化します。
- 宿泊施設と連携し、友好都市との交流・体験活動、教育研修などの受け入れを進めます。
- 豊かな自然や農産物直売所、寺社・名所旧跡、伝統行事など、地域に散在する観光資源の相互連携と併せて、観光客の利便性・回遊性の向上を図ります。

### (2) 交流機能の強化

- 関係機関・団体との連携のもと、本町ならではの資源を生かした観光農園における体験メニューを充実させます。
- 体験型観光資源のネットワーク化を図り、体験メニューに応じた施設や人材確保などの条件整備を重点的に進めます。
- 民間事業所や民間団体、商工会などと連携した各種イベントを開催します。

### (3) 広域観光の推進

- 広域の関係団体や民間旅行会社との連携強化を図り、町内にある世界遺産や日本遺産葛城修験等の、観光・交流産業の発展に向けての PR 活動や誘客活動を推進し、新たな観光プログラムの開発に取り組みます。
- 京奈和自動車道と国道 480 号からのアクセスが良い笠田中地区に、温浴や宿泊、物産販売を行う統合型リゾート施設の誘致を進め、関西国際空港から高野山・熊野へ至る好立地を生かしたハブ施設として広域からの誘客に努めます。

### (4) 農業と観光の一体的な取り組みの推進

- 世界かんがい施設遺産等の農業施設を観光施設として活用する施策を進め、農業と観光の一体的な取り組みを推進します。



⇒積極的な情報発信に協力しましょう。

⇒観光地としての魅力を高めつつ、おもてなしの心を育みましょう。

## (4) 移住・定住施策の推進

めざす  
すがた

自然環境が良く、通勤できる、住みやすい町として周知され、本町での暮らしを希望する人が増えています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★移住・定住施策の推進に対する住民満足度(%)	16.5※	18.2	22.0
移住相談の年間件数(件)	119	140	140
空き家バンク登録の累計件数(件)	8	100	270

※ R4 住民アンケート「移住・定住施策の推進」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・人口減少社会の到来とともに、少子化や町外に職場をもつ人の転出などから人口減少が続いています。そのような状況から、コミュニティ活動や持続可能な地域社会の形成のため、総合的な定住促進策が必要とされています。
- ・京奈和自動車道や国道480号鍋谷峠(府県間トンネル)の開通などにより交通条件の改善が進み、通勤圏と生活圏が拡大したことにより、今後は本町に定住して町外通勤をするための選択の幅が広がると考えられます。
- ・移住に関する相談窓口や受け入れ体制など、行政と地域住民が連携して移住者を支援し、積極的な情報発信を進める必要があります。
- ・適切な管理が行われていない空き家により、周辺の住環境に悪影響が生じています。令和5(2023)年度に実施した町内の空き家等実態調査(現地外観目視調査)では、約600件の空き家が確認されました。今後、人口減少の影響からさらなる増加が予想されるため対策が必要です。

みんなの  
“声”



移住定住促進のPR活動や移住お試し体験など、もっと必死に前向きにやるべきだと思う  
(住民アンケートより)

若者の定住を見据えた企業誘致や雇用確保など、若者がかつらぎ町で住める環境を整えてほしい  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 快適な生活環境・住環境づくり

- 子育て世代など、住宅確保が困難な世帯に対して定住促進住宅を適切に供給するとともに、地域優良賃貸住宅の整備に取り組むなど、若年層の定住にあたって必要な支援を進めます。
- 周辺環境に悪影響を与えるような不良空き家の除去を推進し、安心・安全で良好な住環境の向上を図ります。

### (2) 移住・定住を促す PR の強化

- 移住定住の検討のきっかけとなるような地域情報の発信に取り組みます。
- 本町の気候・風土・文化などを体験できる田舎暮らし体験住宅を活用し、移住・定住を促進します。
- 都市地域で開催される移住フェアなどに積極的に参加します。
- かつらぎ町受入協議会や地域住民、事業者等とともに、地域情報の発信、住宅の確保、移住定住相談対応等に取り組む、より一層の移住・定住・交流の拡大をめざします。

### (3) 空き家活用による移住定住の推進

- 防災、衛生、景観などの生活環境を維持するため、「空家等対策計画」に基づいた空き家の適切な管理と有効活用を進めます。
- 空き家の適切な管理や利活用についての普及啓発および空き家バンクによる情報発信力の強化を進め、移住者受け入れ体制を整備し、移住を推進します。



- ⇒町の魅力を積極的に発信しましょう。
- ⇒移住を検討している人に対して、情報発信や相談に乗りましょう。

## (5) 雇用・就業環境の整備

めざす  
すがた

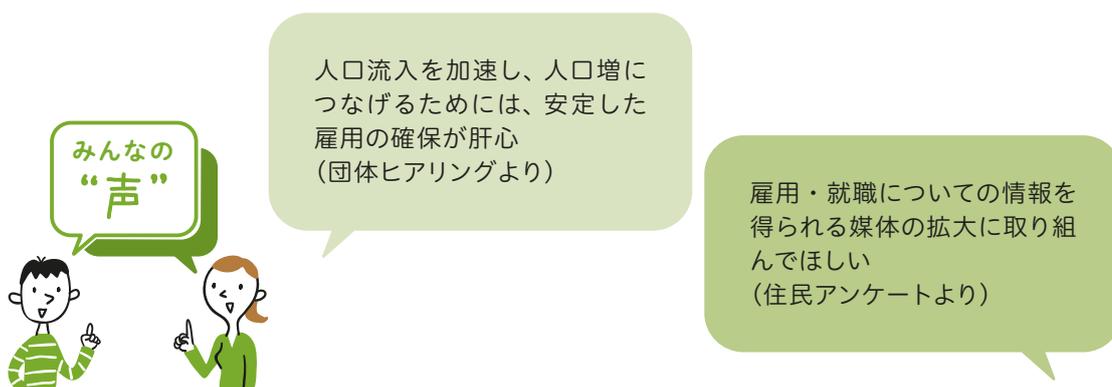
誰もが仕事に困ることなく、自身の仕事にやりがいを感じながら、日々の仕事に励んでいます。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★雇用・就業環境の整備に対する住民満足度(%)	8.0※	8.8	10.6
町内企業の採用情報の集約・発信社数(社)	0	30	30

※ R4 住民アンケート「雇用・就業環境の整備」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・本町への定住を促進するためには、雇用の場の創出が不可欠です。これまで本町では、地域産業の振興対策に努めるとともに、関係機関と連携した雇用情報の提供や勤労者福祉など雇用・労働対策を進めてきました。
- ・現在の経済状況から企業の合理化が進む中で、雇用に制約があることに加え、本町の地勢条件から土地利用の制約もあり、大規模な事業所の誘致対策は厳しい状況にありますが、今後も、企業や事業所の誘致を通じて、雇用の拡大に取り組むことが必要です。
- ・国道480号鍋谷峠(府県間トンネル)の開通、京奈和自動車道との結節点としての潜在力をもつ本町における産業振興が、地域経済および社会の活性化に果たす役割の重要性を踏まえ、産業基盤の安定および強化、健全な発展を促進することが重要です。
- ・雇用の創出を進める一方で、人手不足の原因である労使間のミスマッチの解消を進める必要があります。また、仕事をもった人や仕事を作り出す人を呼び込むという観点から、取り組みを進めていく必要があります。





## 取り組みの方向性

### (1) 雇用・就業の周知の充実

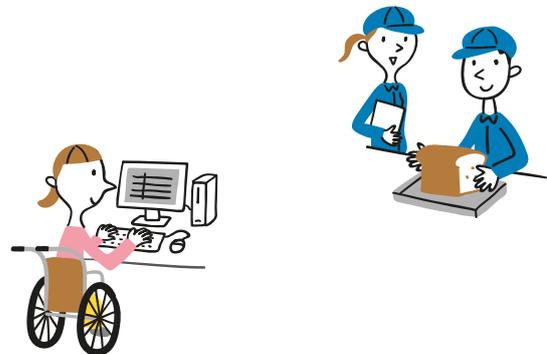
- 再雇用制度、育児休業制度などの活用を奨励します。
- 高齢者や女性、障害のある人などの雇用促進に係る制度の周知に努めます。

### (2) 雇用・就業促進の情報提供

- 住民生活の安定・向上などの就業ニーズに応えるため、公共職業安定所（ハローワーク）などの関係機関と連携し、求人・雇用情報の提供や職業能力開発等の支援を行うなど、多様な就業機会と場の拡充に努めます。
- 勤労者が健康で安心して就労できる職場環境づくりのため、労働環境の改善・向上を図るとともに、多様な働き方を支援するために制度の周知・啓発に努めます。
- 近隣の高等学校に町内企業の雇用情報へアクセスが可能となる情報誌を配布して、町内企業への就業促進を図ります。

### (3) 新たな雇用の創出

- 雇用の場の創出や地域経済の安定した発展を促進し、周辺環境との調和に配慮した企業誘致に努めます。
- 地域にとって求められる人材の誘致に取り組むとともに、地域と人材をつなぐ「ワーク・イン・レジデンス」の考え方を踏まえた取り組みを検討します。



- ⇒勤労者が健康で安心して就労できる職場環境づくりを進めましょう。
- ⇒就業を希望する人は、ハローワークなどの相談窓口を活用しましょう。

# (6) 多様な交流の推進 (地域・国際交流)

めざす  
すがた

友好都市をはじめ、広域的な交流が活発になっています。また、国際交流の基盤が充実し、外国人にとって利便性の高いまちづくりが実現しています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★多様な交流の推進(地域・国際交流)に対する住民満足度(%)	9.8※	10.8	13.0
大学連携に関する事業の参加者数(人)	39	145	417
ふるさと住民数(人)	655	1,205	2,085

※ R4 住民アンケート「地域間交流の推進」および「国際交流の推進」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合の平均値

## 施策を取りまく現状・課題

- ・ 情報通信網の発達や広域幹線道路の整備などにより、住民の生活圏や活動範囲が拡大するとともに、かつらぎ町へのアクセスも向上しました。本町への観光客や交流人口・関係人口をさらに増やすためにも、友好都市との交流や各種イベントの実施などのPR活動を通じて、地域間交流を推進していく必要があります。
- ・ 複雑・多様化する行政課題に対応するため、近隣市町を含む他自治体との広域行政のほか、大学等の研究機関などと連携を図り、自治体の枠組みを超えたさまざまな取り組みを推進する必要があります。
- ・ 平成16(2004)年に高野山や本町の丹生都比売神社、町石道などが「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録されて以降、高野山を訪れる外国人観光客が増加しており、外国人観光客に対する受け入れ体制の整備が重要な課題となっています。

岩出のような多様な店舗のあるまちづくりに向け、和泉市との連携など大阪への道路・アクセスを充実してほしい  
(住民アンケートより)

みんなの  
“声”



真の国際人となるためには「教育」が重要。まず日本、地元を深く知ることが大事だと思う  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 友好都市との交流の推進

- 友好都市である和泉市や守口市との子どもたちの交流や、文化、教育、産業、経済、観光などの幅広い分野において、お互いがさまざまな経験を積み、恩恵を受けられるような交流を推進します。

### (2) 広域的な交流の推進

- 関係人口・交流人口の増加に向けて、地域や特産物の PR、観光資源の活用、施設の利用などが広域的に取り組めるよう、関係団体との政策立案等で連携強化を図ります。

### (3) 国際化に向けた環境整備

- 外国人観光客の利便性向上を図るため、外国語に対応したアクセスマップや観光案内板などの整備を推進します。

### (4) 大学等との連携

- 大学等との連携により、大学が有する人材や専門的知見を地域課題の解決につなげるとともに、研究や実習に協力し学術振興に貢献することで、さらなる効果的な取り組みへと発展させることをめざします。



- ⇒ 広域情報に関心を持ち、その発信に協力しましょう。
- ⇒ 国際的な交流も含め、広域的な連携を盛り上げましょう。

# (1) 自然環境の保全・活用

めざす  
すがた

かつらぎ町の美しい自然環境が保全されるとともに活用され、多様な生物との共生ができています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★自然環境の保全・活用に対する住民満足度(%)	27.1※	29.8	36.1
森林組合施業面積(間伐、ha)	154.88	162.62	170.36
公共施設のCO <sub>2</sub> 排出量(t)	2,018	1,430	808

※ R4 住民アンケート「自然環境の保全と活用」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

## 施策を取りまく現状・課題

- ・ 本町の面積の約 65%を占める山林は、林産物の供給のみならず、良質な水を育む水源のかん養機能、土砂災害の防止など重要な役割を果たしていますが、人工林の荒廃が多くみられるようになりました。森林のもつ多様な機能を増進するために、森林の造林と保全を図る森林整備を促進していく必要があります。
- ・ 本町は、紀の川、有田川をはじめとする清流に恵まれており、河川・水辺環境の保全のため、河川改修における自然に調和した工法の導入や、河川愛護に関する情報発信などを行う必要があります。
- ・ 幅広い環境問題に対応して地球温暖化を防止するためには、住民、事業者、行政が一体となり、環境に配慮した社会経済活動や生活様式に転換するなどの環境保全対策が求められます。本町では「2050年脱炭素社会の実現」をめざす「かつらぎ町地球温暖化対策実行計画」に基づいた取り組みを進めています。

みんなの  
“声”



自然豊かな町をもっと大切に  
してほしい  
(住民アンケートより)

自然が豊かで景色がきれい。  
そして空気がおいしい  
(高校生ワークショップより)



## 取り組みの方向性

### (1) 自然環境の保全

- 「紀伊山地の霊場と参詣道」として世界遺産に登録された資産周辺に設けられている緩衝地帯（バッファゾーン）について、景観に配慮した施業を実施し、良好な環境維持に努めます。
- 公共事業の実施にあたっては SDGs を念頭に置き、生態系の保護や自然景観の保全に配慮した資材・工法の導入を進めます。

### (2) 森林を育てる

- 森林組合と連携し、森林のさまざまな機能や自然環境を維持するために、間伐、下刈り、林道整備などを行い、森林の保全に努めます。

### (3) 河川・水辺環境の保全

- 貴重な水資源である河川の水質保全と美化運動に取り組みます。

### (4) 地球温暖化対策の推進

- 公共施設をはじめ、家庭や企業などにおいて、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の削減に取り組みます。
- すべての公共施設において、照明や冷暖房の工夫による節電と省エネルギーの取り組みを実践するとともに、家庭や企業における節電・省エネルギーの啓発に努めます。
- 住民一人ひとりの環境意識の醸成を図るため、住民や活動団体などに学習機会を提供します。

### (5) 新エネルギー施策の推進

- 地域の特性を生かした木質バイオマスなどの新エネルギーの導入を図り、環境保全と循環型社会のシステムづくりを推進します。



- ⇒ 日頃から環境保全に関する意識を高めるべく、情報収集しましょう。
- ⇒ 身近な自然とのふれあい等を通して、地域の環境に関心を持ちましょう。

## (2) クリーンなまちづくり (循環型社会)

めざす  
すがた

住民みんなが 5R に取り組んでおり、ごみの少ない快適な生活空間が形成されています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★クリーンなまちづくり(循環型社会)に対する住民満足度(%)	42.8※	47.1	57.0
1人当たりごみ排出量(kg/年)	302.5	245	184
リサイクル率(%)	13.4	20.0	25.0

※ R4 住民アンケート「クリーンなまちづくりの推進」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・本町の廃棄物行政は、分別収集によるごみの減量化と資源の循環型社会の形成を推進し、環境負荷の軽減とごみ処理経費の抑制に取り組んでいます。分別リサイクルでは、缶類・ビン類・プラスチック類・ペットボトル・陶器ガラス類・粗大ごみなど合わせて 21 種類のきめ細かな分別回収と、手選別による生きビン類の分別を実施し、ごみの減量化ならびに処理経費の節減に努めています。
- ・空き缶などのポイ捨てや、山間地などにおける粗大ごみ等の不法投棄は後を絶たず、景観を阻害しているため、モラルの強化とともに美化運動の取り組みが求められています。



みんなの  
“声”

ごみの収集場所をまとめてほしい  
(住民アンケートより)

不燃物の日が月1回なのは少ない  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) ごみの適正な処理

- 一般廃棄物の処理に向けた基本的な指針を踏まえ、計画的かつ適正な処理を進めます。

### (2) 5R 運動の推進

- 住民、事業者、行政が一体となり、5R (リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リペア) 運動をさらに推進します。
- 住民との協働による啓発活動を充実し、資源ごみの適切な分別収集とリサイクルを進めます。
- 住民が利用しやすいごみステーションの整備、充実を図ります。
- 生ごみ処理機器購入補助などの補助金制度を周知し、ごみの減量化に努めます。

### (3) 町内クリーンアップ作戦の推進

- 住民参加による道路清掃や河川清掃を実施するとともに、快適な環境づくりに対する住民意識を高めます。
- 環境美化活動など住民主体の取り組みを支援し、まちの美しい環境の維持に努めます。

### (4) 不法投棄対策の推進

- ポイ捨て・不法投棄防止のために監視・パトロールを実施し、ごみを捨てられない環境づくりを推進するとともに、ポイ捨てや不法投棄防止の啓発活動を行います。
- 警察などの関係機関と連携し、不法投棄の取り締まりを強化します。



- ⇒ 地域の環境保全活動や環境美化活動に参加しましょう。
- ⇒ 5R 運動を積極的に実践しましょう。

## (3) 秩序ある土地利用

めざす  
すがた

かつらぎ町の自然と住民の生活、そして産業活動が調和した土地利用が進んでいます。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★秩序ある土地利用に対する住民満足度(%)	16.5※	18.2	22.0
荒廃農地面積割合(%)	19.0	22.0	28.7

※ R4 住民アンケート「秩序ある土地利用」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・近年の土地開発は宅地分譲地の開発が主に行われていますが、農林業の担い手不足などにより、保育管理の行き届かない森林が拡大しているとともに、農地の減少と耕作放棄・遊休地化が進み、特に山間部の農地荒廃が進んでいます。
- ・京奈和自動車道や国道480号鍋谷峠道路(府県間トンネル)が整備されたことにより、人や物の流れが大きく変化しているため、交流拠点や沿道の計画的な整備の必要性が高まっています。
- ・限られた土地を効果的に活用し、豊かな自然環境との調和、災害の防止など安全性を重視した防災対策、また観光交流の舞台づくりが課題となっています。

空地(空き家対策も含め)土地利用を考えるべきではないか  
(住民アンケートより)

みんなの  
“声”



土地の売却を考えており、必要な方に譲渡できる機会があればと考えている。  
町の協力をお願いしたい  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 土地利用指針の確立

- 農業振興地域整備計画、森林整備計画等を基本に、また自然公園地域、保安林等の指定地域を踏まえ、都市計画マスタープランなどの土地利用指針の見直しを進めます。

### (2) 計画的な土地利用の促進

- 「農地法」「農業振興地域の整備に関する法律」「都市計画法」の適切な運用により、農地を保全しつつ、自然環境と居住環境が調和した計画的なまちづくりを推進します。

### (3) 開発指導の推進

- 開発行為に関わる規制の周知・啓発を進めるとともに、法制度、条例、指導要綱等により適切な開発指導を進めます。



- ⇒ 環境と景観に調和した土地利用に努めましょう。
- ⇒ 所有している土地等の適正な維持管理に努めましょう。

## (4) 公共交通網の充実

めざす  
すがた

町内における公共交通の充実とともに連携が図られ、町内外のスムーズな交流が実現しています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★公共交通網の充実に対する住民満足度(%)	16.8※	18.5	22.4
コミュニティバス乗車率(1便当たり)	1.1	1.2	1.3
デマンドタクシー乗車率(1便当たり)	1.2	1.3	1.4

※ R4 住民アンケート「公共交通の確保」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・バスや鉄道などの公共交通は、通勤や通学、買い物等の生活を支える手段として重要な役割を果たすのみならず、地域の発展にも重要な役割を担っています。地域の発展のためにも、誰もが安心して移動できる、安全で利用しやすい総合的な交通網の充実に取り組む必要があります。
- ・本町では、令和3(2021)年4月に、コミュニティバスのコースを見直すとともにダイヤ改正を行いました。加えて、デマンド型乗合タクシーの導入を行い、利便性の向上を図っています。
- ・交通手段を持たない高齢者が医療機関を利用する場合などの公共交通手段の確保は、安心して暮らしていくために、ますます重要性が高まっています。

みんなの  
“声”



近い将来の免許返納を考えると、コミュニティバスをもっと広範囲に走らせてほしい  
(住民アンケートより)

JRを活用してもっと外へ出かけられる楽しみをつくりたい  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 公共交通の確保・充実

- 公共交通空白地帯の解消や交通弱者の移動手段を確保するため、路線バスの運行支援や地域コミュニティバス運行の効率化、デマンド型乗合タクシーの運行を進めます。
- 利用者ニーズに合わせたルート・ダイヤにするとともに、利用促進に向けた周知・啓発に努めます。
- 鉄道については、沿線市町等と連携した利用促進活動により、住民に鉄道利用を啓発するとともに、JR 和歌山線の増便や輸送力の増強を関係機関に要望します。
- 公共交通と JR 各駅の円滑な接続や、山間部と JR 各駅の接続を円滑化する体制の確立に向けて取り組みます。

### (2) 交通弱者への対策

- 身近な場所への移動手段が問題となる住民に対して、自転車に代わる移動手段としてマイクロモビリティなどの実用性と安全性を検証し、利便性改善を図る取り組みを進めるとともに、地域課題の解決に向けた活動を支援します。
- 交通弱者の方に、利用ニーズに合わせた移動手段が提供できるよう、交通弱者が安全に移動できる、さまざまな交通手段の検討を進めます。



⇒身近な公共交通を積極的に利用しましょう。

## (5) 生活基盤の整備

めざす  
すがた

みんなが便利で、住み続けたい、住みたいと思うような生活基盤が整備され、町内外のスムーズな交流が実現しています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★生活基盤の整備に対する住民満足度 (%)	27.2※	29.9	36.2
1人当たりの公園面積 (㎡)	10.3	14.9	14.9
狂犬病予防接種率 (%)	47.0	60.0	75.0

※ R4 住民アンケート「生活基盤の整備」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・人口減少社会の到来により、定住人口の維持が大きな課題となっています。人口を維持するためには、生活の基盤となる住環境とともに、必要な都市機能を充実させることが求められます。
- ・居住環境の整備向上として、老朽化した町営住宅は状況を考慮しながら、計画的な整備を進めていく必要があります。
- ・ブロードバンド環境については、令和4(2022)年3月に光ファイバー網の整備が完了しました。引き続き、通信環境の維持に向けた取り組みが必要となります。
- ・交通の主軸となる「京奈和自動車道」「国道24号」「国道370号」「国道480号」などと、主要施設との連携を図るため、計画的な道路整備を進めています。
- ・町道は日常生活に密着した道路として整備していくとともに、橋梁およびトンネルについても点検結果を基に、長寿命化に向け計画的な改修等を進めていく必要があります。
- ・町が管理する一定要件農道や林道は、安全で快適な交通環境と産業振興を図る道路として、計画的な整備改修等を進めていく必要があります。
- ・動物愛護については、「動物の愛護および管理に関する法律」に基づき、狂犬病、ふん尿、鳴き声など、近隣住民の迷惑とならないよう適正な飼育・管理方法の普及・啓発が求められます。

みんなの  
“声”



子どもが遊べる公園を増やしてほしい。大型遊具を設置してほしい  
(住民アンケートより)

山間部に子育て世帯向けの町営住宅を整備してほしい  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 都市基盤のインフラ整備

- ゆとりと潤いのある快適な居住空間を創造するためのインフラ整備をはじめ、公園や緑地の整備、安全な遊具の設置など、住民が憩い安らぐ環境を整備します。
- 無秩序な住宅開発の拡散を防止しつつ、住宅ニーズに対応するため、良好な住宅・宅地の開発を促進します。
- かつらぎ町内の携帯電話サービスエリアについては、通信事業者と連携し安定した通信環境の維持に努めます。

### (2) 町営住宅の整備

- 老朽化した町営住宅の建替事業を推進し、小規模な町営住宅は建替団地への統合を検討するとともに、長期的に活用できる町営住宅の長寿命化を図るため、計画的な修繕・改善を行い、良好な住環境の形成と居住水準および地域環境の向上を図ります。

### (3) 道路整備の促進

- 安全性・快適性の向上のため国道・県道の適切な維持管理と改良等を関係機関に要望します。
- 河北と河南を結ぶ新たな交通・物流ルートとして、紀北かつらぎ IC から河南地域に直結する県道の早期実現に向けた取り組みを推進します。
- 安全で快適な交通環境と産業振興を図るため、歩行者や運転者といった道路利用者の目線からの道路づくりをめざし、町道や歩道、橋梁といった交通環境を計画的に整備します。
- 営農や林業経営の改善に対応する農林道の改良・整備を促進します。

### (4) 斎場・霊園の管理

- 地域社会に融和する斎場・霊園をめざすとともに、利用者の利便が図られるよう適切な管理運営を促進します。

### (5) 動物愛護の推進

- 狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録と予防接種の必要性を周知し、接種率向上に努めます。
- 和歌山県動物愛護管理促進計画に基づき、動物の愛護精神の高揚と適正管理に取り組みます。
- 人と猫が共生しやすい生活環境をつくるため、地域猫活動を推進します。



⇒住んでいる建物や、所有している建物の適正な維持管理に努めましょう。  
⇒道路整備の重要性を地域全体の共通課題として考えましょう。

# (6) 上下水道の整備、し尿の収集・処理

めざす  
すがた

生活に欠かすことのできないきれいな水を、誰もが安心して利用できるようになっていきます。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★上下水道の整備、し尿の収集・処理に対する住民満足度 (%)	27.6※	30.3	36.7
水道事業有収率 (%)	71.9	82.0	85.0
管路更新率 (% / 年)	0.35	0.43	0.50
汚水衛生処理率 (%)	57.4	69.1	86.0

※ R4 住民アンケート「上下水道の整備」および「下水道の整備」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合の平均値

## 施策を取りまく現状・課題

- ・都市基盤施設である水道は、生命を守るライフラインとして、施設の耐震化や管理・復旧体制等のさらなる強化により、事故・災害時にも安定した供給が可能となるよう努めつつ、さらには周辺自治体との連携を進めながら、供給体制の広域化を図ることが重要となります。
- ・災害発生時の飲料水供給、施設の応急復旧等に必要な資材を確保するのみならず、非常時に備える危機管理体制の確立を早急に整備することが重要です。
- ・公共下水道事業認可区域において、既に整備が完了している地域については、水洗化を促進するとともに、水洗化の普及啓発にも努めていく必要があります。一方、今後はコスト縮減や事業進捗を考慮した中で、公共下水道事業認可区域の見直しにも取り組んでいきます。また、認可区域外においても、水洗化率の向上を図るため、合併処理浄化槽の普及に積極的に取り組んでいく必要があります。
- ・し尿および浄化槽汚泥の処理については、許可業者に対して収集などの適正指導を行うとともに、処理施設である橋本環境管理センターの適正管理に努める必要があります。

みんなの  
“声”



水道管が古く漏水がよくある。耐震管に入れ替えてほしい。水がよく濁る。水圧が低い (住民アンケートより)

健康管理や細菌、ウイルスによる感染症対策に上下水道整備は最重要と考える (住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 上水道施設の適切な管理

- 安全性の高い飲料水が安定供給されるよう取り組みます。
- 道路の新設・改良時に、将来性・有効性を勘案しながら布設工事・配管替・施設改良等を行います。
- 水道施設のライフラインとしての機能を保持するため、老朽施設の計画的な更新や水道施設の耐震化を推進します。

### (2) 水源地の保全

- 生活や農業など、住民活動を支えている河川はもとより、水源となる地下水や湧水の水質およびため池などの水環境を保全するため、住民などへ啓発するとともに、環境美化活動を推進します。

### (3) 緊急時における給水体制の構築

- 濁水や災害などの緊急時に対応するため、近隣市町との連携を強化していきます。
- 緊急時における給水体制の構築をめざします。

### (4) 公共下水道の普及促進

- 公共下水道については認可区域の見直しを行うとともに、整備途中のものについては、完了に向けた取り組みを行います。
- 公共下水道事業の健全化を図るため、汚水管の適切な維持・管理を図るとともに、使用料の適正化に努めます。

### (5) し尿処理の適正化

- 公共下水道の普及と併せた、適切なし尿の収集・処理に努めます。
- 合併処理浄化槽の必要性や補助制度について周知・啓発に努めます。



- ⇒ 水資源の有効利用のため、節水に取り組みましょう。
- ⇒ 住民一人ひとりが、水を汚さないための工夫を行いましょう。

## (7) コミュニティ活動の活性化

めざす  
すがた

住民同士のあたたかいつながりがさらに深まり、地域への自治意識が広がるまちづくりが進んでいます。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★コミュニティ活動の活性化に対する住民満足度(%)	20.1※	22.1	26.8
公民館・地域交流センター利用率(人口一人当たり)	2.3	2.7	3.0

※ R4 住民アンケート「コミュニティ活動の活性化」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・町内には25の自治区があり、地域に根ざした活動が展開され、知恵を出し合い、助け合いながら住民相互の交流を図っています。また、住民の社会活動への関心の高まりと同時に、地域福祉や環境保全をはじめとしたさまざまな分野における地域コミュニティ単位での自主的な活動が盛んに行われています。
- ・地域コミュニティの核となる町内会組織については、活動拠点となる集会所の整備など、活動への支援を進めていますが、住民の価値観の多様化や未加入世帯の増加、過疎化による構成員の減少、高齢化などを背景にした組織運営の停滞が懸念されています。
- ・地域の現状や特性を踏まえながら、持続可能性をキーワードにした組織規模の検討とともに、組織間の連携や、自治区、町内会などの既存組織の再編も視野に入れながら、ふれあいと愛着を感じられるコミュニティづくりに取り組んでいく必要があります。

町内会の運営などに若い方々の参加が  
ほぼないうえ、ここ数年のコロナにより  
集まりの場や行事が成り立たない現状  
(住民アンケートより)

みんなの  
“声”



町内会単位へ職員を派遣し、  
地域住民と役場職員の  
協調性を充実してはどうか  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) コミュニティ組織の啓発等の推進

- 地域コミュニティの重要性や必要性に関する啓発や情報提供を行い、地域コミュニティへの加入を促進するとともに、地域活動への参加者増を図ります。

### (2) コミュニティ活動の活性化支援

- 人口減少に伴うコミュニティ組織の維持が困難になる町内会の発生を考慮しながら、地域の自治区・町内会活動を町全体のコミュニティ活動の向上につなげるため、自治区・町内会間の連携強化を促進し、持続可能なコミュニティ組織の形成に向けた施策を検討します。
- 自立した住民自治を進めるため、自治区・町内会組織と地域の各種団体、民生委員・児童委員等が地域活動を通じて連携を強化し、一体的な地域活動が推進できるよう支援します。
- 地域コミュニティの活性化を図るため、町内会の役割やメリットを啓発し、町内会の加入促進を支援します。
- 地域団体や NPO などが、さまざまな地域課題に取り組めるよう、自立的な地域運営の仕組みづくりや団体の活動・団体間の連携を支援します。

### (3) コミュニティ施設の整備

- 地域拠点の役割をもつ施設については、施設の利用ニーズの変化などの状況を把握し、長期的な視点によって施設のあり方を検討しながら整備を進め、活動しやすい環境づくりに努めます。



- ⇒ 地域のイベント等に積極的に参加し、住民同士の交流を図りましょう。
- ⇒ 地域コミュニティの維持・活性化に向けて、さまざまな活動に挑戦しましょう。

## (8) 協働によるまちづくり

**めざす  
すがた**

地域住民が主体的にかつらぎ町のためにできることを考え、活  
発な活動が広がっています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★協働によるまちづくりに対する住民満足度(%)	25.3※	27.8	33.6
行政懇談会参加人数の人口に対する割合(%)	3.7	5.0	6.3
協働のまちづくり活動回数(回)	74	300	300

※ R4 住民アンケート「協働によるまちづくり」および「行政情報の提供」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合の平均値

### 施策を取りまく現状・課題

- ・これまでのまちづくりは、住民ニーズに対して主に町が公共サービスを提供することで地域の課題を解決してきました。しかし、人口減少社会の到来の一方で多様化・高度化するニーズとともに、地域社会の高齢化、生活環境の変化などを背景にしながら、さまざまな地域課題を解決していくには、行政と住民等のパートナーシップの構築が重要となります。
- ・町内会・自治区等が地域社会のまちづくりに一定の役割を担ってきましたが、近年は担い手不足や地域住民の関心の低さといった課題がうかがえます。

住民の意識改革とともに、定期的なアンケートを実施し、協働のまちづくりに取り組んでほしい  
(住民アンケートより)

みんなの  
“声”



世界情勢の変化は、地域課題の顕在化とは無縁でないと思う。  
町民・企業・行政が協働して解決しなければ  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) まちづくりへの住民参加

- 各種審議会委員等における一般公募や女性委員の登用や、ワークショップやパブリックコメントの導入を進めるなど、各種計画の策定や行政評価等への住民参加を促進します。

### (2) 地域活動への支援

- 協働によるまちづくりを推進し、地域内外・各世代が交流する地域社会の実現を図るため、住民自らが企画・実施する住民主体のまちづくり活動を支援するとともに、さまざまな活動が活発に行われるよう啓発に努めます。
- 文化・スポーツなどのイベントや事業の実施にあたっては、住民との協働による企画・運営に取り組みます。
- 地区担当職員制度を基本に、職員の地域活動への積極的な参加を促すとともに、住民と行政の適切な役割分担のもとで、相互に補い合いながら、協力してまちづくりを進めます。

### (3) 広聴機会の充実

- 懇談会や自分ごと化会議等の開催、住民意識調査の実施、電子メール・SNSの活用などによる住民の声の聴取や自治区との連携など、多様な広聴手段を用いた住民意識の把握に努めます。



⇒ 行政の発信する情報に興味を持ち、積極的な情報の取得に努めましょう。

⇒ 地域活動に積極的に参画するとともに、自らの発言と行動に責任をもってまちづくりに取り組みましょう。

## (9) 行政運営の効率化

めざす  
すがた

デジタル技術やデータ等の活用により、業務の効率化が図られ、行政サービスの利便性が向上するとともに信頼できる行政サービスが展開されています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★行政運営の効率化に対する住民満足度(%)	20.4※	22.4	27.2
県市町村職員研修協議会等研修受講率(%)	46.7	67.2	100.0
オンラインによる行政手続申請率(%)	0	35.0	70.0
コンビニエンスストアにおける証明書交付率(%)	9.6	15.0	30.0

※ R4 住民アンケート「行政運営の効率化」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

### 施策を取りまく現状・課題

- ・住民参画を推し進めていくためには、積極的に情報提供を行う必要があり、広報・インターネット等の媒体を有効活用しながら、町政情報の共有化を図っていく必要があります。
- ・情報通信技術の進展に伴う変化に対応するため、本町においても新たなシステムの構築や既存システムの合理化を図るとともに、庁内情報システムを適切に維持し、これらを有効活用することによって、事務処理の省力化・高度化を進める必要があります。
- ・住民に身近な行政を担う地方自治体の役割は重要なものとなっており、デジタル技術やデータを活用した自治体デジタル・トランスフォーメーションを進めるべく、主要な窓口業務をはじめ、手続きのオンライン化やペーパーレス化を図るなど、利便性の向上が求められています。



高齢者が多く、助け合いの生活ですが、月に1回でも役場の方のお話を聞かせていただければ (住民アンケートより)

適切かつ積極的な情報提供の充実 (住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 情報提供・情報共有の推進

- 行政情報の積極的な提供・公開に努め、住民と行政の適切な情報共有を図ります。
- 広報紙やインターネットなど従来の方法に加え、SNS などの新たな情報発信媒体の活用を努めます。

### (2) 行政組織等の改善

- 「一般職員適正化計画」に基づき、職員数の適正化に努めるとともに、事務の多様化や横断的な施策・事業に対し、職員配置の適正化や課室間の横断的な連携強化を進めます。
- 限られた財源と人員により、住民満足度の高い行政サービスが提供できるよう、簡素かつ効率的な組織体制の構築を進めます。
- 職員一人ひとりが住民サービスの提供者として自覚を持ち、職務に対する改善・合理化を積極的に取り組み、職場環境・風土の醸成を図ります。

### (3) 行政情報システムの整備と業務の効率化

- 技術革新に対応した行政サービスの提供や事務の効率化・迅速化を図るため、各分野における情報システムの整備、インターネット機能の活用などを計画的に行い、高度情報化の推進に努めます。
- 国が推進する自治体情報システムの標準化・共通化に基づき、行政情報システムの移行に取り組みます。また、大規模災害発生時の業務継続性の確保や行政サービスの利便性の向上を図るため、クラウド方式による行政情報システムの効率的な運用を進めます。
- 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について、行政事務の効率化や住民サービス向上のための効果的な利用に努めるとともに、その取り扱いについては、より一層の情報セキュリティ対策に配慮します。

### (4) 情報セキュリティの強化

- 職員におけるセキュリティ教育・研修、内部監査を充実させ、システムの安全対策、情報の適正管理、機密保持といった情報セキュリティの確保を徹底します。

### (5) 自治体デジタル・トランスフォーメーションの推進

- 人口減少が深刻化しても、住民福祉の水準を維持するために、住民サービスへの自治体デジタル・トランスフォーメーションの活用を推進し、住民一人ひとりのニーズに適したサービスの提供など、住民の利便性を向上するとともに、業務の効率化を図り、持続可能な形で「誰一人取り残さない」行政サービスの提供に努めます。



- ⇒ まちづくりへ興味・関心を高め、町の発信する情報に目を向けましょう。
- ⇒ 役場へ気軽に足を運び、意見や相談を行いましょう。

# (10) 財政の健全化

めざす  
すがた

財源の安定的な確保とともに有効活用がなされ、健全で持続可能な財政運営が図られています。

めざそう値 (単位)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)	到達目標 (令和17年度)
★財政の健全化に対する住民満足度(%)	19.5※	21.5	26.0
町税の徴収率(%)	94.5	96.0	97.7
実質公債費比率(%)	9.2	9.1	9.0
将来負担比率(%)	28.8	28.8	28.8
ふるさとかつらぎ寄附金額(千円)	393,251	426,120	484,519

※ R4 住民アンケート「財政の健全化」における「満足」および「やや満足」と回答した人の割合

## 施策を取りまく現状・課題

- ・本町の財政構造は、歳入総額に占める地方交付税の割合が約30%～40%となっている一方、町税の占める割合は約16%～20%前後で、自主財源の占める割合が30%前後と低くなっています。このことから、依存財源に大きく左右される財政構造となっているといえます。
- ・歳入について、近年国の税収の増加等により普通交付税額は確保されていますが、先々、国勢調査人口の減少などの影響がみられると考えられます。歳出では社会情勢に伴う物価高騰による物件費の増加や少子高齢化の進行、社会保障費の拡大により、厳しい財政運営が予想されます。
- ・町民への情報提供と住民主体の協働のまちづくりを推進することにより、町民にとって本当に必要な事業を見極め、町民に理解の得られる透明性の高い、持続性のある施策の展開に努めます。

みんなの  
“声”



責任をもった財政の執行と検証が重要だと思う  
(住民アンケートより)



## 取り組みの方向性

### (1) 財源の確保

- 自主財源の根幹である町税の適正課税を行うとともに、収納については、悪質滞納者への差押えなどの滞納処分を行い、併せて密接に納付相談等の機会を設け、懇切な説明を尽くして信頼関係を確保することにより自主納税意識の構築を図り、税の公平性の確保に努めます。
- 受益と負担の公平性の確保を基本にして、適正な受益者負担を求めます。
- 手数料や使用料などについては、公平性を見地から応分の負担となるよう適正化を図ります。その他、公有財産の売却や貸し付けなどにより積極的な自主財源の確保に努めます。
- ふるさとかつらぎ寄附金の周知を図り、財源の確保、地域産業の振興、関係人口の増加につなげます。

### (2) 財政運営の健全化

- 中長期的な財政収支の見直しによる健全財政の推進に努めます。
- 社会環境の変化や費用対効果を重視した事業選択を図ります。
- 限られた財源で最大の効果をあげるため、将来への投資という観点のもと、これからのかつらぎ町像を見据え、スクラップアンドビルドを基本として事業の選択と集中を行い、歳出の適正管理と収支の均衡に努めます。
- かつらぎ町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の利用需要の変化や、全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担の軽減・平準化を図ります。

### (3) 事務事業の見直し

- 行政評価・事務事業評価の導入・定着化を図ります。
- 事務事業の評価に基づき、改善および整理・合理化・民間委託等を推進します。
- 総合計画の進捗管理については、行政評価を行う機会の場合を設けるとともに、住民や有識者など第三者の意見が反映される仕組みにより、行政評価の有効性を高めます。

### (4) 財政情報の提供

- 町民にわかりやすい財政運営に関する情報提供を進め、財政への理解の充実を図ります。



⇒ 行政サービスにおける適切な受益者負担への理解と協力を進め、租税等の期限内納付に努めましょう。

⇒ 町の発信する情報にふれ、町の財政運営への関心を高めましょう。



# 資料編

# 1

## 第5次かつらぎ町 長期総合計画等策定方針

---

### 1. 計画策定の趣旨

---

かつらぎ町では、平成 25 (2013) 年に「住んでみて ここがイチバン かつらぎ町」を将来像に掲げた「第4次かつらぎ町長期総合計画(以下「第4次長期総合計画」という。)」を策定しました。

第4次長期総合計画は「基本構想」と「基本計画」の2層で構成され、前期基本計画を平成 25 (2013) 年度～平成 29 (2017) 年度、後期基本計画を平成 30 (2018) 年度～令和 5 (2023) 年度(※1年延長)という計画期間を設定し、基本構想で描いた町の将来像を実現するために、さまざまな施策や事業に取り組んでいるところです。

この間、本格的な人口減少社会の到来や少子化・高齢化の進行、ICT 社会の進展、災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症の発生・拡大とともに、SDGs (持続可能な開発目標: Sustainable Development Goals) や脱炭素(カーボンニュートラル)、自治体デジタル・トランスフォーメーションへ向けた取り組みの加速化など、行政に求められるニーズが多様化しています。その一方、国・地方自治体ともに直面している財政危機や、民間企業における経営状況の二極化の進行など、厳しい状況が続いています。

今後、これまで以上に地域間競争が激化する中でまちづくりを進めていくためには、住民、企業、行政がそれぞれ英知を集結し協働を進めるための、町の未来を照らし出す設計図が必要となっています。

そのことから、12年後のかつらぎ町のあるべきすがたを示すとともに、その実現に向けてまちづくりを進めていくための総合的な指針として、これからの時代を切り拓く「第5次かつらぎ町長期総合計画(以下「第5次長期総合計画」という。)」を策定します。

また、本町のまちづくりをより強力に推し進めるため、第5次長期総合計画の策定と同時に「第2期かつらぎ町人口ビジョン(以下「第2期人口ビジョン」という。)」および「(仮称)かつらぎ町デジタル田園都市構想総合戦略(以下「総合戦略」という。)」を策定し、それぞれの計画間のより良い整合・連携を図ります。

## 2. 計画の位置づけなど

### 1

総合計画は、かつらぎ町の最上位計画であり、政策全分野にまたがる基本指針となるものです。施策の優先順位づけや行財政資源の効果的かつ効率的な配分など、行政改革大綱としての内容を備えつつ中長期的な地域経営の視点を取り入れ、まちの魅力を高めていくものとしします。

### 2

総合計画では、住民の暮らしに着目し、どのように住民サービスの向上を図っていくか、そのために重要な施策は何かということに重点を置いていきます。さらに、計画の適切な進捗管理を行うべく、基本計画では数値目標を設定するとともに、加えて実施計画によるより詳細な進捗管理を行うよう努めます。

### 3

第2期人口ビジョンでは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）（以下「国の長期ビジョン」という。）」および「和歌山県長期人口ビジョン」等を勘案しながら、令和42（2060）年までの長期的な推計を示します。

### 4

総合戦略は、国において令和4（2022）年12月23日付けで「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定されていることから、その内容を勘案して策定を進めるものとしします。

### 3. 計画の構成・期間

#### (1) 第5次長期総合計画

第5次長期総合計画は、かつらぎ町がめざすべき「将来像」を示すとともに、その実現に向けた「まちづくりの基本目標（現・施策の大綱）」等を示した「基本構想」と、基本構想を実現するために必要な施策を体系化した、総合的かつ計画的な行政運営の指針となる「基本計画」で構成します。

基本構想は計画期間を令和6（2024）年度から令和17（2035）年度の12年間とします。基本計画は計画の期間を4年間とし、前期・中期・後期とすることにより、社会経済情勢の変化等に柔軟に対応できる、実効性の高い計画とします。

#### (2) 「第2期人口ビジョン」および「総合戦略」

第2期人口ビジョンは、中長期的な視野に立った展望を行うため、国の長期ビジョンの期間である令和42（2060）年までとします。なお、国の方針転換や、今後の本町における住宅開発などの影響、社会経済動向の変化など、人口に大きな影響を与える要因があった場合などにおいて、適宜見直しを行うものとします。

また、総合戦略は、第5次長期総合計画における基本計画と計画期間を整合しつつ、重点施策としての位置づけをも含むものとします。

	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)	～	令和42 (2060)
人口 ビジョン	第2期人口ビジョン（中長期的視点）													
基本 構想	基本構想（12年）													
基本 計画	前期（4年）				中期（4年）				後期（4年）					
総合 戦略	第3期（4年）				第4期（4年）				第5期（4年）					

## 4. 計画策定の過程で重視する視点

第5次長期総合計画の策定にあたって重視する視点は次のとおりです。

### (1) まちづくりにおける重点項目を念頭に置いた計画づくり

かつらぎ町がまちづくりを進めている中で大切にしている重点項目である、「防災・減災対策」「子育てしやすいまちづくり」「福祉と健康のまちづくり」「移住・定住施策の促進」「地域資源を生かした産業・観光の振興」「行財政改革」などを念頭に置いた計画づくりを進めます。

### (2) わかりやすい・伝わる計画づくり

かつらぎ町がめざす将来像と、まちづくりの方向性をわかりやすく住民に伝えると同時に、まちづくりへの参画をもめざす計画づくりとします。また、行政の業務としてではなく、住民生活の視点による施策体系で計画づくりを進めます。

### (3) 時代潮流に対応した、柔軟で戦略的な計画づくり

施策の優先性と重要度を念頭に置きながら、時代潮流に合わせて、柔軟に対応することができる戦略的な計画づくりをめざします。

### (4) 経営の視点による成果・実効性を重視した計画づくり

行政経営の視点により、将来像やまちづくりの基本目標、そしてその達成に向けた取り組みを設定し、それを実現するために数値目標を設定するとともに実施計画による詳細な接続を図るなど、実効性ある計画づくりをめざします。

### (5) 住民参加による協働の計画づくり

計画策定段階から幅広い住民参加を促し、積極的な意見収集の場を設けるとともに、策定後も参加が継続する、まちづくりの実践を促進する計画づくりをめざします。

# 2

## かつらぎ町のすがた

---

### 1. かつらぎ町の概況

---

本町は和歌山県の北東部、伊都郡の西部に位置し、県庁所在地である和歌山市からは約30km、大阪市からは約40kmに位置しています。

地勢は、北部に和泉山脈、南部に紀伊山地を仰ぎ、町の中心部を東西に紀の川が、花園地区に有田川が流れています。

町域は、東経135度26分から135度36分、北緯34度5分から34度21分で、面積は151.69km<sup>2</sup>、東西14.7km、南北29.3kmとなっています。隣接する市町村は、東に橋本市、九度山町、高野町、奈良県野迫川村、北に大阪府河内長野市、和泉市、岸和田市、西に紀の川市、南に紀美野町、有田川町があり、まちの境界は一部府県界、郡界にもなっています。

道路交通状況は、奈良県に通じる国道24号と並行して、京奈和自動車道が東西に通っていません。また、大阪府方面に連絡する国道480号が南北に、その他海南市と奈良市を結ぶ国道370号、河内長野市と串本町を結ぶ国道371号が通っており、これらの国道や県道などが本町の幹線道路となっています。

交通機関は、紀の川に沿ってJR和歌山線が走り、和歌山市方面と奈良県方面を結び、大阪市へは、橋本市を経由して、南海高野線によって結ばれています。

### 2. かつらぎ町の歴史

---

明治21(1888)年の市制・町村制の施行に伴う、いわゆる明治の大合併を経て、明治22(1889)年に妙寺村、笠田村、大谷村、四郷村、見好村、天野村、花園村の7村が誕生しました。その後、明治43(1910)年に妙寺村が妙寺町に、大正9(1920)年に笠田村が笠田町にそれぞれ町制に移行するとともに、町村合併法(昭和28(1953)年)、新市町村建設促進法(昭和31(1956)年)によって進められた昭和の大合併により、昭和30(1955)年に見好村と天野村が合併し見好村に、笠田町、大谷村、四郷村が大合併し伊都町になり、さらに昭和33(1958)年7月1日に伊都町、見好村および妙寺町が合併しかつらぎ町が形成されました。

その後、平成7(1995)年に改定された合併特例法に基づき、平成17(2005)年10月1日、かつらぎ町と花園村が合併(編入合併)し、現在のかつらぎ町が誕生しました。

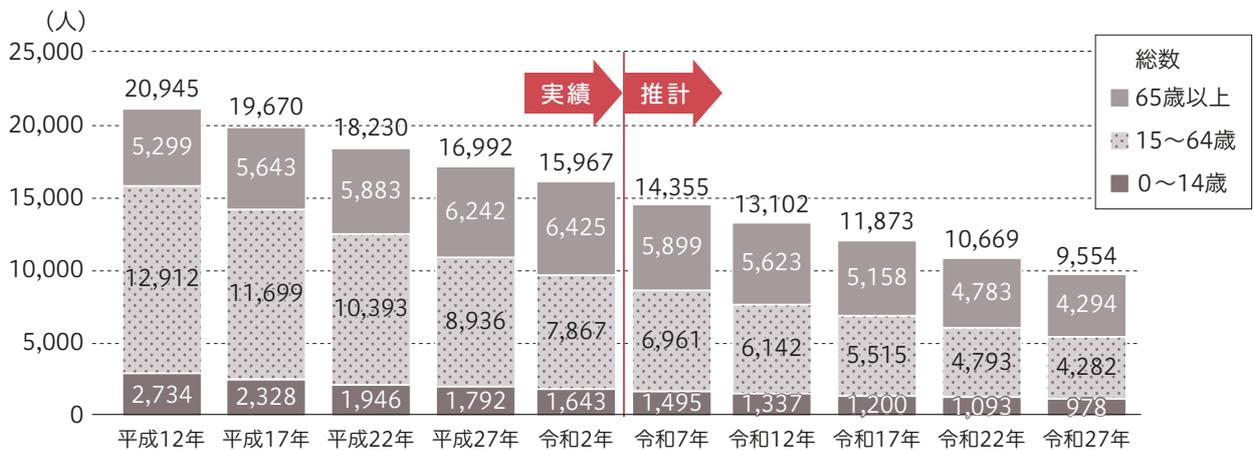
### 3. 統計からみるかつらぎ町

#### (1) 人口の推移と推計

令和2年の国勢調査では、本町の総人口は15,967人となっており、減少傾向が続いています。年齢3区分別にみると、0～14歳人口と15～64歳人口については減少傾向にあり、65歳以上人口は増加傾向にあります。高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は令和2年で40.3%となっています。

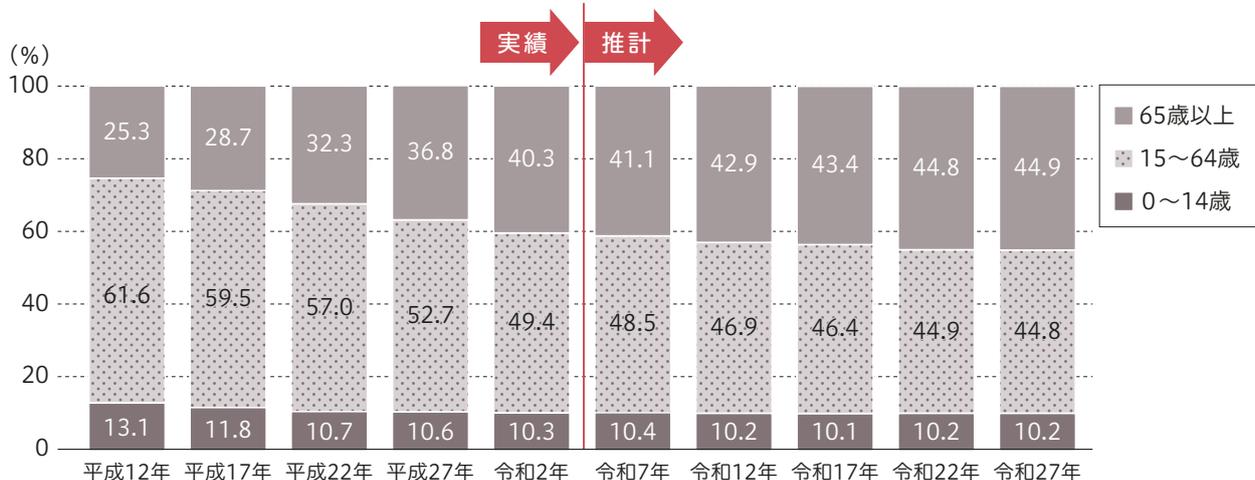
また、令和7年以降は、平成30年12月に発表された、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」を示しています。総人口は一貫して減少するものと見込まれており、10年後の令和12年には14,000人を割る推計となっています。

■総人口と年齢3区分別人口の推移（実績、推計）



資料：【実績】国勢調査  
 （※総数には年齢「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない場合がある。）  
 【推計】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

■年齢3区分別人口割合の推移（実績、推計）



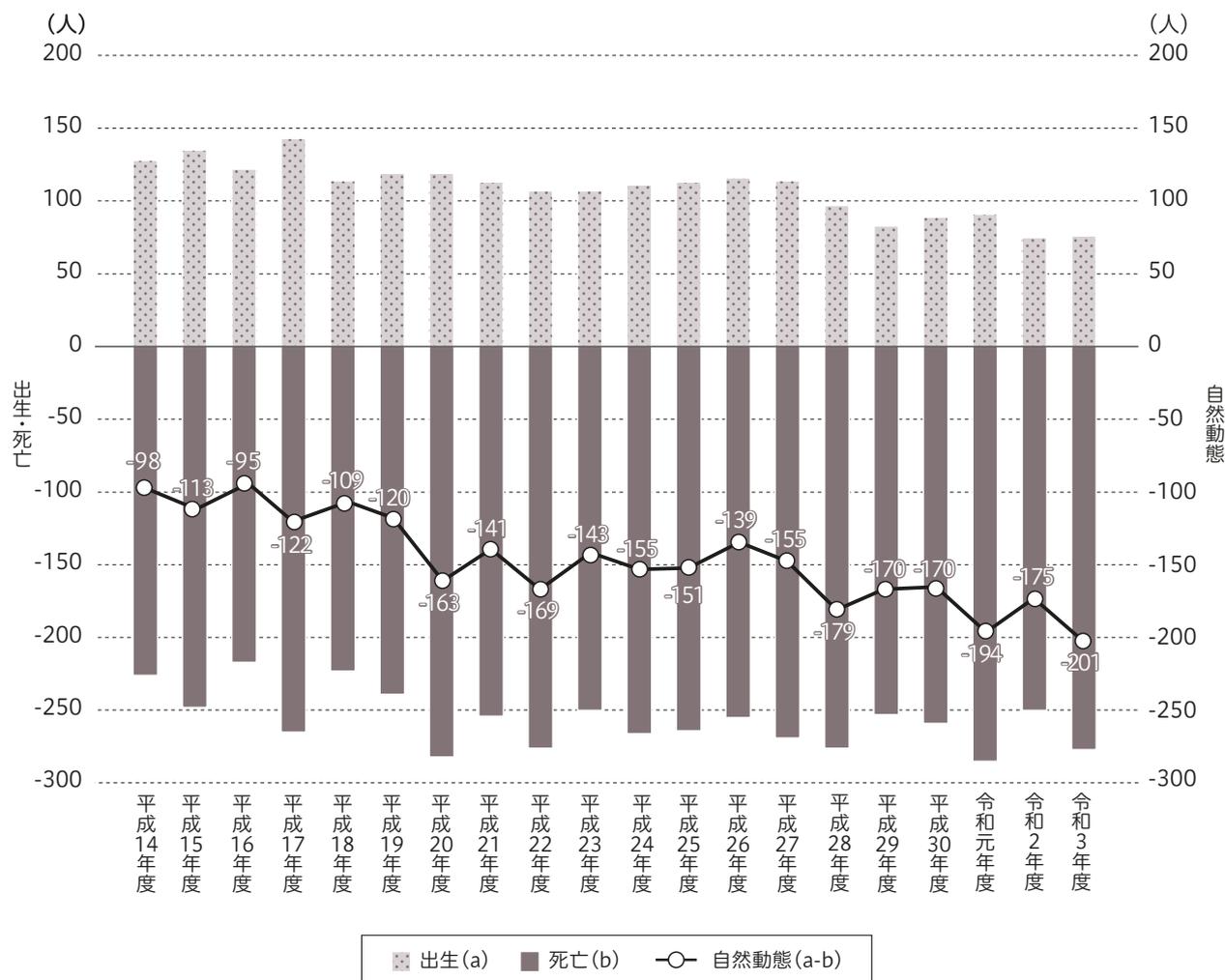
資料：【実績】国勢調査  
 【推計】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

## (2) 自然動態の推移

本町の自然動態（出生・死亡による人口の変化）についてみると、出生数、死亡数とも年によって変動はあるものの、死亡数が出生数を上回る状況が続いており、人口減少の大きな要因となっています。

特に、平成20年度以降は死亡者が250人以上で推移しており、100人を超える自然減が続いています。

### ■自然動態の推移



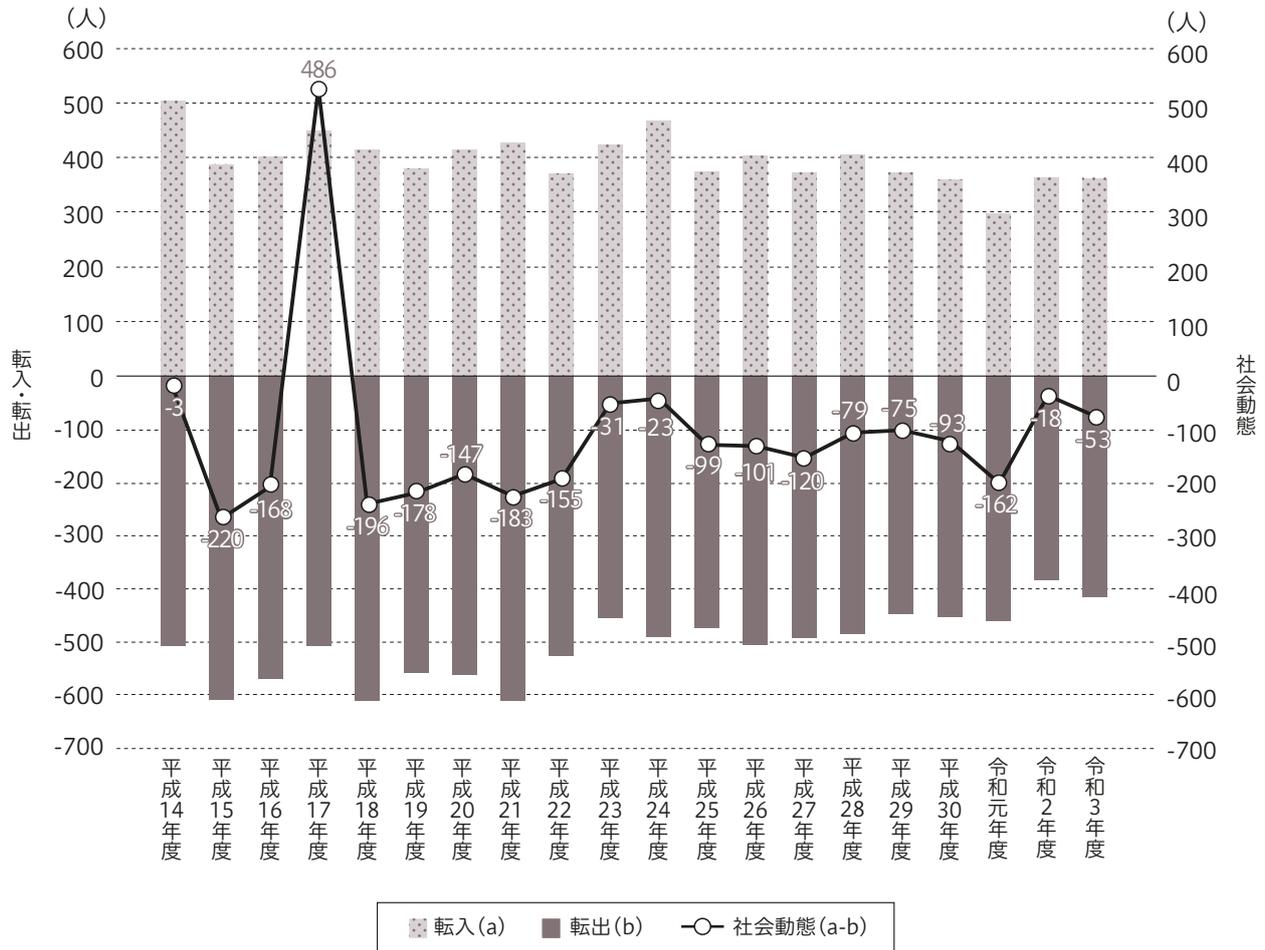
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
出生(a)	128	135	122	143	114	119	119	113	107	107	111	113	116	114	97	83	89	91	75	76
死亡(b)	226	248	217	265	223	239	282	254	276	250	266	264	255	269	276	253	259	285	250	277
自然動態(a-b)	△98	△113	△95	△122	△109	△120	△163	△141	△169	△143	△155	△151	△139	△155	△179	△170	△170	△194	△175	△201

資料：住民基本台帳  
※平成25年以降は外国人を含む

### (3) 社会動態の推移

本町の社会動態（転入・転出による人口の変化）についてみると、基本的には転出超過の状態が続いています。しかし令和元年以降、転出者は減少傾向にあり、一方の転入者は増加傾向にあることから、減少幅は縮小傾向にあります。

■社会動態の推移



	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
転入(a)	504	388	401	449	414	380	415	427	370	423	467	374	404	372	406	372	360	297	364	362
転出(b)	507	608	569	506	610	558	562	610	525	454	490	473	505	492	485	447	453	459	382	415
社会動態(a-b)	△3	△220	△168	486	△196	△178	△147	△183	△155	△31	△23	△99	△101	△120	△79	△75	△93	△162	△18	△53

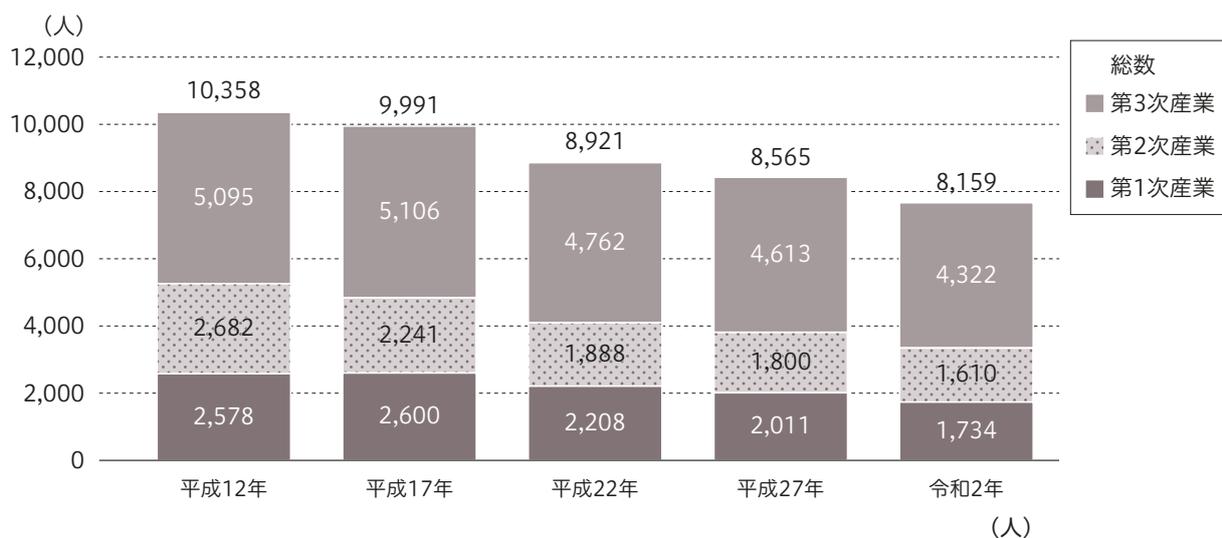
資料：住民基本台帳  
 ※平成17年度における社会動態の数値には、同年10月、花園村合併による人口増加を含む  
 ※平成25年以降は外国人を含む

## (4) 産業別就業人口

産業別就業人口については減少傾向が続いています。本町の主要産業である農業等の第1次産業、および第3次産業については、平成12年から平成17年にかけてわずかながら増加しましたが、以降は減少が続いています。

令和2年における産業別の内訳については、第1次産業で1,734人(22.6%)、第2次産業で1,610人(21.0%)、第3次産業で4,322人(56.4%)となっています。

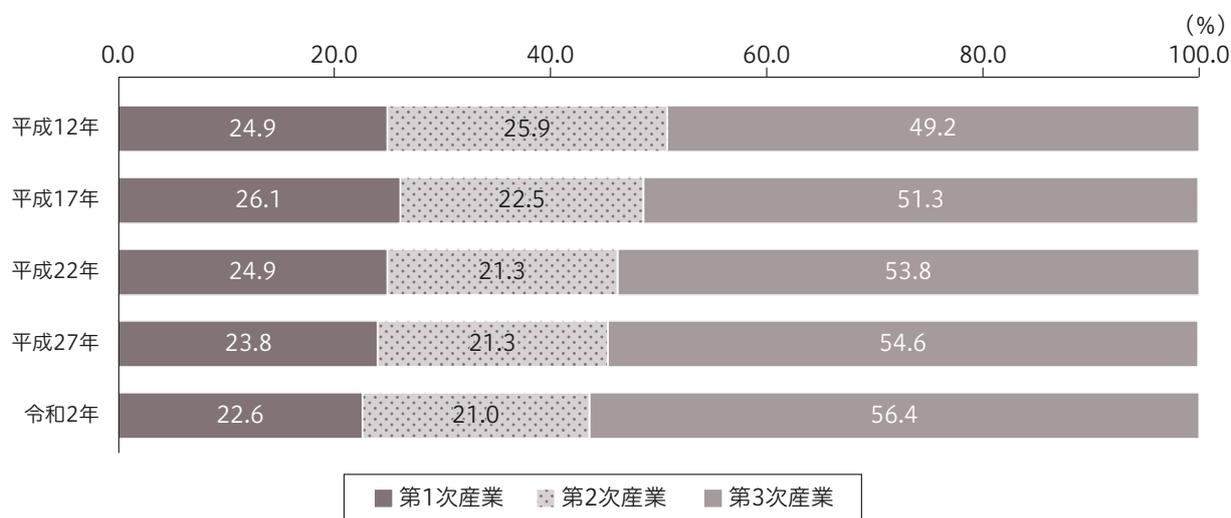
### ■産業別就業人口の推移



	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	2,578	2,600	2,208	2,011	1,734
第2次産業	2,682	2,241	1,888	1,800	1,610
第3次産業	5,095	5,106	4,762	4,613	4,322
分類不能	3	44	63	124	493
総数	10,358	9,991	8,921	8,565	8,159

資料：国勢調査  
※グラフ内の総数には「分類不能」を含むため、各項目の合計とは一致しない

### ■産業別就業人口割合の推移



資料：国勢調査

## 3

# 第2期かつらぎ町人口ビジョン (抜粋)

## 1. 人口ビジョンとしての推計の考え方

令和2(2020)年における本町の総人口(実績)は、平成28(2016)年1月に策定した「かつらぎ町人口ビジョン」の推計から乖離していることから、将来を展望するにあたっての人口ビジョンを見直す必要があります。

まず、「かつらぎ町独自推計(基準推計)」を算出しました。これはコーホート要因法による推計で、平成27(2015)年から令和2(2020)年の2時点間の推移を踏まえたものとなっています。この推計が、人口維持や出生率の向上等について、今後新たな取り組みを行わず、現在の状況が続くと仮定した場合のものといえます。

上記を踏まえつつ、本計画の施策効果を見込みながら、町としてめざすべきビジョンとしての考え方を次のとおりとし、人口推計を行いました。

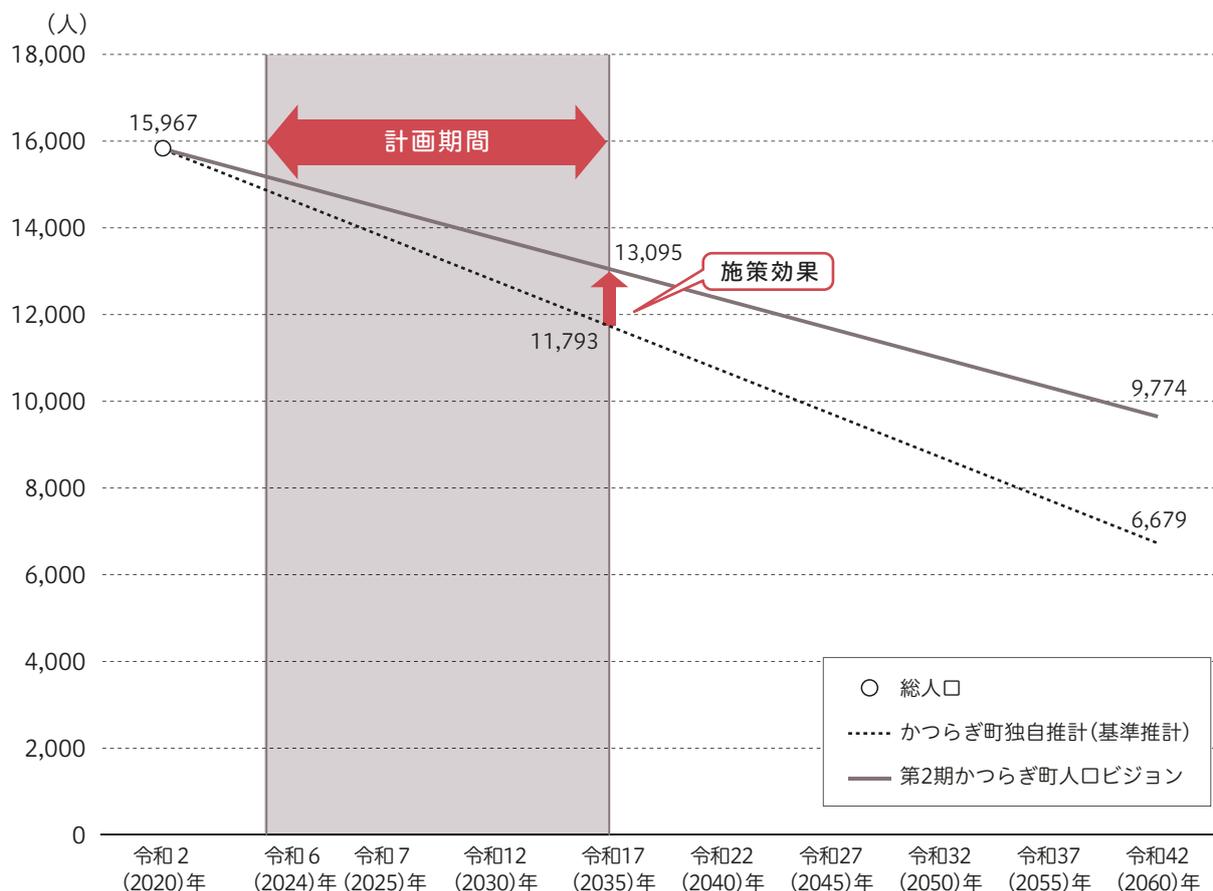
### ■第2期かつらぎ町人口ビジョンの考え方

長期的な目標人口	令和42(2060)年に9,800人程度の人口規模を維持
自然増減に関する仮定	かつらぎ町独自推計(基準推計)をベースに、「和歌山県長期人口ビジョン(平成27年6月)」ならびに国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン(令和元年改訂版)」を踏まえ、合計特殊出生率が人口置換水準(=2.07)まで段階的に回復し、以降は維持することを見込む。
社会増減に関する仮定	転入数10%程度の増加、ならびに転出数10%程度の抑制(5年間で430人程度の転入増あるいは転出抑制)を図る。

## 2. 人口の将来展望（推計結果の詳細）

第2期かつらぎ町人口ビジョンの目標と仮定に基づいた人口推計は次のようになります。本計画の推進によって施策の展開を図りながら、令和42（2060）年にかけての長期的な目標人口を9,800人程度（令和42（2060）年で9,774人）とすることをめざします。

■第2期かつらぎ町人口ビジョンと各種推計パターンの比較



(人)

	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
総人口（実績）	15,967								
かつらぎ町独自推計（基準推計）	15,967	14,482	13,106	11,793	10,549	9,446	8,442	7,518	6,679
第2期かつらぎ町人口ビジョン	15,967	14,881	13,941	13,095	12,294	11,600	10,940	10,317	9,774

資料：【実績】国勢調査（令和2年）

## 4

# 第5次かつらぎ町 長期総合計画策定経過

I 基本構想

II 基本計画

資料編

日程	事項
令和5年 2月28日	第5次かつらぎ町長期総合計画等策定方針決定
3月22日～ 4月14日	かつらぎ町まちづくり住民アンケート調査の実施
4月25日～ 5月9日	第4次長期総合計画（後期基本計画）評価・検証
5月24日 5月25日 7月10日	第4次長期総合計画（後期基本計画）評価・検証内容の庁内ヒアリング実施
5月29日	高校生ワークショップ（かつらぎ“ミライ”ワークショップ）開催
6月13日	第1回 長期総合計画策定委員会（政策推進会議・本部会議）
6月27日	第1回 長期総合計画策定審議会（町長からの諮問）
6月27日～ 7月20日	関係団体ヒアリング実施
8月5日	住民ワークショップ（かつらぎ“まちづくり”ワークショップ）開催
8月29日	第2回 長期総合計画策定委員会（政策推進会議・本部会議）
9月8日	長期総合計画策定協議（政策推進会議・経営会議）
9月26日	第2回 長期総合計画策定審議会
9月29日	第3回 長期総合計画策定委員会（政策推進会議・本部会議）
11月21日	第4回 長期総合計画策定委員会（政策推進会議・本部会議）
12月13日	第3回 長期総合計画策定審議会
12月21日～ 令和6年1月11日	パブリックコメント実施
2月9日	第4回 長期総合計画策定審議会
2月13日	第5回 長期総合計画策定審議会（書面開催）
2月22日	長期総合計画策定審議会から町長への答申

# 5

## 第4次かつらぎ町 長期総合計画の評価結果

### 1. 評価・検証の目的

本計画の策定にあたり、第4次長期総合計画・後期基本計画に掲載されている施策の進捗状況等について把握し、今後の施策の方向を検討するための基礎資料として活用することを目的に、評価シートの記入・面談方式による庁内評価・検証を実施しました。

### 2. 評価・検証結果について

#### (1) 評価・検証の全体像について

第4次長期総合計画・後期基本計画においては、6つの基本目標からなる政策の柱、そしてその基本目標を実現するため、17のまちづくりの基本方向、36の施策区分から構成されています。それぞれの施策区分には「主な取り組み事項」が位置づけられています。

このうち、主な取り組み事項 338 項目について、それぞれ「今後の方向」を4区分で設定し、評価を行いました。

#### ■「今後の方向」の全体集計

	区分	項目数
1	継続	281 (76.6%)
2	充実	59 (16.1%)
3	見直し・改善	22 (6.0%)
4	完了	5 (1.4%)

※複数課にまたがる項目については、「主な取り組み事項」も別々にカウントしているため、上記表の合計は小項目数の 338 項目とはなりません。

## (2) 区分ごとの内容について

評価・検証区分ごとの項目内容について、特に「充実」「見直し・改善」の項目については次の通り取りまとめ、その結果を踏まえながら第5次長期総合計画の検討を行うとともに、可能な限り施策の統合を行うなどして整理を行い、「選択と集中」の観点からの見直しを図りました。

### ■「充実」させていく項目内容と評価の理由

区分	事項
	項目内容
	評価の理由
充実	<p>・自然環境の保全</p> <p>公共事業の実施において、生態系の保護や自然景観の保全に配慮した資材・工法の導入を進めます。</p> <p>⇒ SDGs の理念に基づいて、さらなる充実を図る必要があるため。</p>
	<p>・河川・水辺環境の保全</p> <p>町民共有の貴重な水資源である紀の川や有田川などの河川の水質保全と美化運動に取り組みます。</p> <p>⇒ 自然と触れ合える機会を提供する中で自然の大切さを啓発し、環境美化の精神を育む機会とする。今後は、大会時のみでなく、環境美化に対する取り組みを進めていきたい。</p> <p>町民が水辺にふれあえる場および交流を育むことができる水辺環境の整備を図ります。</p> <p>⇒ 自然と触れ合える機会を提供することにより、自然の大切さを啓発するとともに、花園地域への来訪者の増加を図る。今後は、キャンプ場施設などとも連携し、水辺に触れ合える取り組みを進めていきたい。</p>
	<p>・地球温暖化対策の推進</p> <p>再生可能エネルギーの普及を推進し、公共施設をはじめ、家庭や企業などにおいて、再生可能エネルギーの導入を促進します。</p> <p>⇒ PPA 等、公共施設の屋根置き型太陽発電パネルの設置の拡充を進める。</p> <p>すべての公共施設で、照明や冷暖房の工夫による節電と省エネルギーの取り組みを実践するとともに、家庭や企業における節電・省エネルギーの啓発に努めます。</p> <p>⇒ LED 照明への転換をこれまで以上に進める必要があるため。</p>
	<p>・環境問題に対する啓発と環境学習</p> <p>町民一人ひとりの環境意識のさらなる醸成を図るため、町民や町民活動団体などに対し環境保全のための学習機会を提供します。</p> <p>⇒ 教育現場における環境イベント等の実施などの充実を進めるため。</p>
	<p>・3R 運動の推進</p> <p>町民、事業者、行政が一体となり、3R（ごみの減量・再使用・再生利用）運動をさらに推進します。</p> <p>⇒ 地球温暖化対策実行計画において 5R への取り組みを挙げており、時代に即した内容とするため。</p>
	<p>・不法投棄対策の推進</p> <p>ポイ捨て・不法投棄防止のため、監視・パトロールを実施し、ごみを捨てられない環境づくりを推進するとともに、ポイ捨てや不法投棄防止の啓発活動を行います。</p> <p>⇒ 継続的な監視に加えて、SNS 等を活用することで、より一層の啓発を進めていくため。</p>

区分	事項
	項目内容
	評価の理由
充実	<p>・地籍調査事業の促進</p> <p>土地利用と管理の基礎となる地籍調査事業の早期完了をめざして、実施体制の改善等により事業の着実な推進を図ります。</p> <p>⇒地籍調査事業終了後について、庁内において常時データを閲覧できるよう措置していくため。</p>
	<p>・地域活性化に効果的な土地利用</p> <p>環境との共生や景観の保全、災害の防止など安全性に配慮しながら、町内外の交流の促進、定住の促進、就農希望者の受け入れなどを重視した地域活性化に効果的な土地利用を誘導します。</p> <p>⇒耕作放棄地対策は、本町の重要な課題であるため、今後もさまざまな手法や、集団営農を検討して、引き続き対応していく必要があるため。</p>
	<p>・農林道の整備</p> <p>営農や林業経営の改善に対応する農林道の改良・整備を進め、町内道路網の強化を図ります。</p> <p>⇒今後の状況を見て、予算の増額等を含め検討する。</p>
	<p>・公共交通の確保</p> <p>通勤、通学および観光客が利用する主要な交通機関である鉄道については、沿線市町等と連携した利用促進活動により、町民に鉄道利用を啓発し、JR 和歌山線の増便や輸送力の増強を関係機関に要望します。</p> <p>⇒少子化に伴い通学等の利用の減少が懸念されるため、さらに利用促進に取り組む必要がある。</p>
	<p>・ブロードバンド環境の整備</p> <p>公的サービスによる光ファイバーの活用や、携帯電話通信の高速化など、さまざまな整備手法を検討し、関係機関に働きかけ、町内全域の超高速ブロードバンド環境の実現に努めます。</p> <p>⇒観光情報等を検索できる公衆 Wi-Fi 環境を活用し、花園地域を訪問する来訪者の利便性向上に取り組むとともに、リモートワークなどの可能性について検討していきたいため。</p>
	<p>・文化財保存の推進</p> <p>文化財の掘り起こしや研究、無形文化財の継承、人材育成を図ります。</p> <p>⇒文化財を保護するためには量・質ともに十分な調査データが必要であるため。</p>
	<p>・文化財などの情報提供</p> <p>歴史・文化や民俗資料等の保存、集積を進めながら、保管方法を検討します。</p> <p>⇒整備計画を実現する必要があるため。</p> <p>資料館等の展示施設における公開を積極的に行います。</p> <p>⇒文化財拠点施設に展示を常設する必要があるため。</p>
	<p>・工業振興と企業立地</p> <p>原材料、資材、製品の円滑な搬送の確保を図るため、国道や県道など幹線道路に接続する町道等の整備を進め、交通輸送体制の確立を図ります。</p> <p>⇒国道 480 号鍋谷トンネル開通後、京奈和自動車道、国道 480 号および県道那賀かつらぎ線を中心に交通量が年々増加しているため、今後、周辺地域の開発がますます進むと考えられる。そのため、交通安全や渋滞対策を今後、考慮していく必要があるため。</p>

区分	事項
	項目内容
	評価の理由
充 実	<p>・ 情報発信と受け入れ体制の整備</p> <p>わかりやすい観光案内看板の設置、魅力ある観光パンフレットの作成、インターネットの活用、イメージキャラクターを活用したPR活動の強化を図ります。</p> <p>⇒観光情報を提供し、花園地域に訪問する機会の増加を図るため。また今後はSNSの活用など、さらなる情報発信の強化を進めていく必要があるため。</p>
	<p>・ 広域観光の推進</p> <p>広域の関係団体との連携強化を図り、観光・交流産業の発展に向けてのPR活動や誘客活動を推進し、新たな観光プログラムの開発に取り組みます。</p> <p>⇒既存の事業に加えて、新規事業に取り組むため。</p>
	<p>・ 住環境の充実</p> <p>街灯の設置など明るく美しいまちの整備を推進します。</p> <p>⇒継続的に進める必要があるため。</p>
	<p>・ 安心できる出産・子育て環境づくり</p> <p>初期救急医療体制の強化に努めます。</p> <p>⇒花園地域における主要道路の拡幅工事が実施中であり、工事の進行に伴い救急車搬送等の対応もさらに改善されることが見込まれるため。</p>
	<p>・ 特色ある教育環境づくり</p> <p>町民ニーズに応じた学習機会の充実を図ります。</p> <p>⇒今後も引き続き、多彩な分野の学習機会の充実を図っていく必要があるため。</p>
	<p>・ 快適な生活環境づくり</p> <p>災害時における初動体制の充実や自主防災組織の結成を支援します。</p> <p>⇒自主防災組織の結成のみならず、地域の人口の増減に応じた見直しが必要である。小学校周りについては増えている。</p> <p>防犯自治会活動や防犯施設の整備などにより安全・安心なまちづくりを推進します。</p> <p>⇒防犯カメラの計画的な設置推進のため。</p> <p>誰もが安心して快適に暮らすことができるよう、快適で潤いのある住環境づくりに努めます。</p> <p>⇒脱炭素に向けた住宅環境の助成事業を実施する必要がある。</p>
	<p>・ 田舎暮らしの情報提供</p> <p>本町特有の自然資源や歴史、文化、伝統、人材等を生かしながら、農業体験や田舎暮らし体験ツアーなどの観光と農業の融合を活用し、ターゲットを明確にした交流事業に取り組みます。</p> <p>⇒観光と農業を組み合わせた事業を展開して、交流人口の増加に繋げていく必要があるため。</p> <p>地域と連携し、防災面等の対策を含めて空き家状況の実態について情報収集を進めます。</p> <p>⇒令和5年度で町内全域の空き家等実態調査を実施するため。</p>

区分	事項
	項目内容
	評価の理由
充実	<p>・地域医療体制の充実</p> <p>町民が医療を身近で適切に受けられるようプライマリ・ケアの重要性と医療機関の機能分担や「かかりつけ医」の確保・普及を促進します。</p> <p>⇒かかりつけ歯科医について充実を図っていく。</p> <p>産科・小児科、高度医療の確保については、橋本保健医療圏域全体の課題として、県や医師会に働きかけます。</p> <p>⇒紀北分院と新たな協定を締結し、さらなる連携体制の構築を図りたい。</p>
	<p>・各種検診・指導等の充実</p> <p>病気などの早期発見と早期治療を推進するため、妊産婦や乳幼児から高齢者までの各種検診の周知徹底を行い、受診率の向上を図ります。</p> <p>⇒国・県と比較して特定健診受診率が低いため、受診率向上をさらに図る必要があるため。</p> <p>特定健診および特定保健指導を推進し、課題に応じた健康教育や健康相談の充実に努め、ハイリスク者には、医療機関での治療を促します。</p> <p>⇒国・県と比較して特定健診受診率が低いため、受診率向上をさらに図る必要があるため。</p>
	<p>・生きがいづくり・社会参加の促進</p> <p>高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、積極的に社会参加できるよう、シルバー人材センターへの登録や生涯学習、スポーツ、レクリエーション活動の促進、老人クラブ活動の支援、高齢者サロンなど的高齢者が気軽に集まれる場の拡充等に努めます。</p> <p>⇒令和5年度から高齢者サロンを、多世代が交流し、生きがいづくりや社会参加を促し、地域で自立した生活が送れるよう支援していくため。</p> <p>地域や団体等と連携して外出や買い物の支援に関する取り組みを支援します。</p> <p>⇒今後も移動販売は必要不可欠であり、業者数の維持・拡大に努める必要がある。</p>
	<p>・高齢者の見守り運動</p> <p>高齢者の一人暮らしや、老老介護世帯が増える中、地域社会で見守り支援するため、ボランティアによる訪問や声かけ運動に努めます。</p> <p>⇒地域見守り協力員（ボランティア）の増員をめざして取り組んでいくため。</p>
	<p>・介護予防の推進</p> <p>生活機能が低下し、要支援・要介護状態になるリスクの高い高齢者を早期に把握し、認知症予防やフレイル予防、運動機能向上プログラムなどを実施し、要介護状態になることを効果的に防ぐ取り組みを推進します。</p> <p>⇒事業該当者を掘り起こすとともに、要介護状態となる高齢者の減少に努めていく。</p>
	<p>・地域包括ケア体制の構築</p> <p>地域包括支援センターを中心として、地域で活動している各種団体などと連携しながら介護に関する悩みや家族の悩みなど多岐にわたる相談への対応を図ります。高齢となっても地域で生活できるよう支援します。</p> <p>⇒地域包括支援センター実施の事業である認知症カフェや認知症家族の会などに支援を行っていくため。</p>
	<p>・障害者理解の促進</p> <p>障害や障害者に対する町民の理解を一層深め、心の壁を取り除くため、広報・啓発活動や交流事業等を推進します。</p> <p>⇒広報・啓発活動、交流事業については継続的に実施とともに充実が必要であるため。</p>

区分	事項
	項目内容
	評価の理由
充 実	<p>・ 支え合い助け合う地域づくり</p> <p>高齢者や障害者等が孤立せず、健康で安心して暮らせるよう、社会福祉協議会との連携のもと、多様な担い手が一体となった身近な地域における福祉ネットワークの形成を促し、見守り活動をはじめ、支え合い、助け合う活動を促進します。</p> <p>⇒生活支援コーディネーターの活動周知、地域における介護予防や集いの場の必要性に対する機運を高めることが必要であるため。</p>
	<p>・ コミュニティ組織の啓発等の推進</p> <p>災害時などに地域における共助の果たす役割が大きいため、地域コミュニティの重要性や必要性に関する啓発や情報提供を行い、コミュニティ活動への加入促進や参加者の増加を図ります。</p> <p>⇒各自治区・町内会への啓発や情報提供による加入促進の強化が必要なため。</p>
	<p>・ コミュニティ活動の活性化支援</p> <p>過疎化や少子高齢化の進行などにより、人口減少に伴うコミュニティ組織の維持が困難になる町内会の発生も考慮し、地域の自治区・町内会活動を町全体のコミュニティ活動の向上につなげるため、自治区・町内会間の連携強化を促進し、持続可能なコミュニティ組織の形成に向けた施策について検討します。</p> <p>⇒自治区長会を通じて、各自治区・町内会との連携強化を行っており、充実した取り組みが必要となっている。</p> <p>自立した住民自治を高めるため、自治区・町内会組織と地域の各種団体、民生委員・児童委員等の個人が地域の活動を通じて連携を深め、一体的な地域活動が図れるように支援します。</p> <p>⇒担い手の高齢化を背景に、取り組みの充実が必要であるため。</p>
	<p>・ コミュニティ施設の整備</p> <p>地域の拠点としての役割を持つ施設について、人口減少や少子高齢化が進む中で、施設の利用需要の変化等の状況を把握し、長期的な視点をもって施設のあり方を検討しながら整備を進め、活動しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>⇒地域交流センターの整備や集会所の維持管理による地域拠点化を促進する必要があるため。</p>
	<p>・ 危機管理体制の充実</p> <p>広域的大規模災害に備え、災害時の応援協定を他の地方公共団体や民間事業者と結ぶことにより、応援のネットワークの充実を進めます。</p> <p>⇒災害時はどこでどの程度の被害が起こるかは予想しきれないうえに、近隣・遠隔地、また多種多様な協定が必要と考えるため。</p>
	<p>・ 初動体制の整備</p> <p>災害時における迅速な初動体制としての、要救助者の情報把握、被害等の情報収集体制、避難の指示・勧告、応援要請など情報発信体制の構築に向けて、防災訓練による防災体制の基礎の確立を図ります。</p> <p>⇒防災訓練を継続的に実施し、防災体制の確立を図る必要があるため。</p>
	<p>・ 地域消防力・防災体制の充実</p> <p>消防団、自主防災組織、婦人防火クラブ、防災ボランティアなどの育成を図り、地域の消防力の強化を推進します。</p> <p>⇒地域との協働を図りながら、さらなる地域の消防力強化に取り組む必要がある。</p> <p>消防力の低下を招かないよう、消防団活動への支援と普及活動を推進し、消防団員の確保に努めます。</p> <p>⇒消防団活動への支援と普及活動を推進し、消防団員の確保にさらに取り組む必要がある。</p>

区分	事項
	項目内容
	評価の理由
充 実	<p>・交通安全意識の高揚</p> <p>町民の交通安全意識の高揚を図るため、自治区や交通指導員連絡会などの関係団体と連携を図り、交通安全運動の交通安全啓発キャンペーンや子どもや高齢者に対する交通安全教室など各種啓発事業を実施します。</p> <p>⇒交通安全意識を高めるため、啓発活動や交通安全教室を行っているが、少子高齢化をふまえて充実する必要がある。</p>
	<p>・地域防犯活動の推進</p> <p>地域ぐるみの防犯活動を推進するため、町民、自治区、事業者、警察などと連携して防犯パトロールや啓発活動に取り組みます。</p> <p>⇒地域連携による啓発活動を行っているが、その強化が必要。</p> <p>各自治区が行う防犯灯の設置を支援します。</p> <p>⇒件数が多数となるため、補助金不足とならないよう予算確保に努めていく必要があるため。</p>
	<p>・防犯意識の啓発</p> <p>地域防犯活動を効果的に推進するため、各種防犯関連情報の迅速な発信に努めます。このことから、防犯に対する意識高揚と注意喚起を図ります。</p> <p>⇒防災ラジオ・LINE・メールなどで、啓発や注意喚起を行っているが、広報活動の充実が必要であるため。</p> <p>地域と連携した高齢者世帯への情報提供や子どもたちの地域での見守り活動など、地域の絆づくりによって、犯罪の未然防止に努めます。</p> <p>⇒防犯自治会や地域見守隊、地域ボランティアとの連携を強化しながら、情報提供を進める必要がある。</p>
	<p>・図書館利用の拡大と学習（読書）活動の推進</p> <p>従来の館内型サービスに加え、かつらぎ町立図書館インターネットサービスの構築によりインターネットによる蔵書の検索・予約等のサービスが可能になりました。幼児から高齢者まで幅広い利用者のニーズに応える図書・資料の提供に努めます。</p> <p>⇒読書手帳、電子図書の導入について検討していくため。</p> <p>学校等関係機関との連携による子ども読書活動を推進します。</p> <p>⇒連携機関を増やし、読書活動を推進していくため。</p>
	<p>・スポーツ団体の育成</p> <p>体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの体育団体の運営を支援するとともに、指導者や団体の育成、競技力の向上を図ります。</p> <p>⇒地域人材や総合型スポーツクラブとの連携体制の整備・強化が必要である。</p>
	<p>・事務事業の見直し</p> <p>事務事業の評価に基づき改善および整理・合理化・民間委託等を推進します。</p> <p>⇒PPP/PFI事業の活用などさらなる官民の連携が求められるため。</p>
	<p>・財政情報の提供</p> <p>町民にわかりやすい財政運営に関する情報提供を進め、財政への理解の充実を図ります。</p> <p>⇒発信する情報については随時見直しを行い、わかりやすい財政情報の発信に努める必要があるため。</p>

区分	事項
	項目内容
	評価の理由
充実	・ 情報公開の充実
	情報公開に係る資料の整備を図ります。
	⇒資料のデジタル化に向け、整備を進める必要があるため。
	最新の条例や規則など、町民等に対し積極的に情報提供を行います。
	⇒規則などの情報提供についても考察する必要があるため。
	・ 公文書の適正な管理等
公文書の適正な管理、適切な保存・利用に努めます。	
⇒公文書のデジタル化も含めて整備を進める必要があるため。	

## ■「見直し・改善」する項目内容と評価の理由

区分	事項
	項目内容
	評価の理由
見直し・改善	・ 土地利用指針の確立
	農業振興地域整備計画、森林整備計画、道路整備計画等を基本に、また自然公園地域、保安林等の指定地域を踏まえ、都市計画マスタープランなどの土地利用指針の確立を進めます。
	⇒都市計画マスタープランの見直しとともに、都市基盤の整備や、第5次長期総合計画の方向をふまえた見直しが必要。
	・ 都市基盤の整備
	無秩序な住宅開発の拡散を防止しつつ、住宅ニーズに対応するため、良好な住宅・宅地の開発を促進します。
	⇒都市計画マスタープランの見直しが必要となるため「見直し・改善」とした。
	・ 公共交通の確保
	公共交通空白地帯の解消や交通弱者の移動手段を確保するため、路線バスの運行支援や地域コミュニティバス運行の効率化を図り、利用者ニーズに合わせたルート・ダイヤとするとともに、利用促進に向けた周知・啓発に努めます。
	⇒住民の意見を取り入れながら、移動手段の充実を図るとともに、さらなる利便性の向上が必要であるため。
	・ 新たな担い手の確保・育成
	若手農業者間の繋がりを深める交流活動を支援します。
	⇒令和5年度時点では、活動再開の予定がないため。
・ 農業生産基盤の充実	
生産性の向上や効率的で収益性の高い農業経営の促進、優良農地の確保に向け、農業生産基盤の整備を引き続き推進します。	
⇒現時点で町補助金が終了しているため、改善が必要。	

区分	事項
	項目内容
	評価の理由
見直し・改善	<p>・ 商工振興</p> <p>地元商店への誘導を視野に入れた経済効果の発生に努め、併せて流通ルートに乗せ、合理化を図る取り組みを進めます。</p> <p>⇒クーポン券の種類や金額の見直しも含めて検討する必要があるため。</p> <p>地元商店の振興のため、消費者のニーズを踏まえた商店づくり、地域の特色を生かした商店づくり、空き店舗の再生や利活用など、地域に密着した取り組みを支援します。</p> <p>⇒自分ごと化会議における指摘に基づき、起業支援事業全体を見直す必要があるため。</p>
	<p>・ 工業振興と企業立地</p> <p>「京奈和自動車道」「国道 480 号鍋谷峠道路（府県間トンネル）」など基幹道路の整備に伴い、県との連携を図る中で、本町の特色である農林水産資源を生かした「地域資源活用型産業」を中心とした企業誘致に向け、経済社会の変化に対応した優遇措置などの支援策に取り組みます。</p> <p>⇒町の起業支援事業補助金の交付決定者の中には、地域資源を活用する事業者もいる。自分ごと化会議での指摘に基づき、このような事例が増やせるよう、起業支援事業全体を見直す必要があるため。</p>
	<p>・ 買い物弱者への対策</p> <p>日常の移動手段に問題を抱える町民に対する利便性の改善を図る取り組みなど、地域課題を解消しようとする活動を支援します。</p> <p>⇒運転免許証の返納などにより交通弱者の増加が予想されるため、公共交通の見直しが必要。</p>
	<p>・ 情報発信と受け入れ体制の整備</p> <p>わかりやすい観光案内看板の設置、魅力ある観光パンフレットの作成、インターネットの活用、イメージキャラクターを活用した PR 活動の強化を図ります。</p> <p>⇒ SNS の活用を強化した PR を促進していくため。</p> <p>豊かな自然や農産物直売所、寺社・名所旧跡、伝統行事など、地域に散在する観光資源の相互連携と併せて、レンタサイクルの整備等、観光客の利便性向上を図ります。</p> <p>⇒サイクリストに対して、観光資源や観光ルートの PR を行っていく必要があるため。</p>
	<p>・ 住環境の充実</p> <p>若年層が定住するに当たり、適切な支援を図ります。</p> <p>⇒子育て世帯等を対象とした賃貸住宅が少ないため、PFI 手法を活用した住宅整備を検討するなど、受け入れ先の確保に努める必要がある。</p>
	<p>・ 快適な生活環境づくり</p> <p>スクールバス、コミュニティバスなどの交通体系の充実を図ります。</p> <p>⇒コミュニティバス 3 ルート、デマンド型 5 ルートに対してさらなる利便性向上が必要。</p>
	<p>・ 地域資源利用とコミュニティビジネス</p> <p>農林水産物や自然の資源を有効活用して付加価値を付けていく「ものづくり事業」や、新たな産業創出と育成、地域内の就労・雇用に貢献するコミュニティビジネスの起業を促進します。</p> <p>⇒自分ごと化会議での意見（起業支援事業補助金を通じた、町内の就労・雇用に貢献する起業支援の必要性）を踏まえた見直しが必要。</p>

区分	事項
	項目内容
	評価の理由
見直し・改善	<p>・各種検診・指導等の充実</p> <p>健診受診データ等を基に町の健康課題を抽出し、その改善に向けた取り組みを進めます。</p> <p>⇒令和5年度に第3期国保データヘルス計画を策定し、保険事業の見直しを行うため。</p>
	<p>・高齢者サロンの充実</p> <p>地域社会で高齢者を支えるため、高齢者が気軽に集まれるサロンを拡充して、地域社会での活動の推進に努めます。</p> <p>⇒高齢者だけでなく、多世代の地域住民も参加できるサロンに拡充していくため。</p>
	<p>・地域防犯活動の推進</p> <p>町内の犯罪発生を抑制するために、防犯カメラの設置を推進します。</p> <p>⇒令和5年度から要望箇所に優先順位を付け、計画的な設置推進を図るため。</p>
	<p>・公共下水道の普及促進</p> <p>公共下水道については、認可区域の見直しを行い、今後も未整備区域の整備に努めます。</p> <p>⇒計画の見直しを行ったうえで、下水道区域の概成率95%を目標に区域の見直しが必要であるため。</p>
	<p>・青少年育成組織の強化・支援</p> <p>地域に根ざした青少年の健全育成活動の展開をめざし、青少年育成連絡協議会の調整機能を生かして、家庭・学校・地域、関係機関の連携を強化します。</p> <p>⇒子ども数の減少に起因する子ども会・育成会が減少している。休会や解散、合併する子ども会・育成会が増加しているので、今後の対応について抜本的な見直しが必要。</p>
	<p>各地域における活動への支援の充実を図り、効果的な事業展開を促進します。</p> <p>⇒子ども数の減少に起因する子ども会・育成会が減少している。休会や解散、合併する子ども会・育成会が増加しているので、今後の対応について抜本的な見直しが必要。</p>
	<p>少子化の進行により、将来の地域の担い手が減少することから、育成組織の再編を検討し、活性化を図ります。</p> <p>⇒子ども数の減少に起因する子ども会・育成会が減少している。休会や解散、合併する子ども会・育成会が増加しているので、今後の対応について抜本的な見直しが必要。</p>
	<p>・自主性と協調性のある若きリーダーの養成</p> <p>地域社会に対する自主性と協調性を持ち、自ら考え、仲間や異世代とともに行動することができるリーダー的な人材を、世代・地域ごとに発掘、育成していきます。</p> <p>⇒年々リーダー研修の受講率が低下している。学校や青少年の家と連携して、受講率増加に向け工夫が必要。</p> <p>子ども遊びのチャレンジ大会や子ども交流事業などを通じて、チャレンジ精神や社会奉仕の心を育みます。</p> <p>⇒参加者やリーダーが減少しているので、見直し・改善が必要。</p>
	<p>・広域的な交流推進</p> <p>大学などとの連携を図り「町民・大学機関・行政」が一体的に、地域の魅力拡大や課題の解決などに取り組みます。</p> <p>⇒大学側やフィールドワークの場として町に望むもの、あるいは大学が有するコンテンツや技能と、町・地域が求める課題解決に関する取り組みとの間で乖離がみられるため。</p>
	<p>・財源の確保</p> <p>手数料や使用料などについては、公平性を見地から応分の負担となるよう適正化を図ります。その他、公有財産の売却や貸し付けなどにより積極的な自主財源の確保に努めます。</p> <p>⇒再検討が必要になっており、例規整備を進めている。</p>

# 6

## みんなの“声”

### 1. 住民アンケート実施内容

#### (1) 調査の実施概要

本計画の策定にあたって、町が進むべき方向について住民の皆様のお考えをお聞きし、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

- ◆ 調査対象者：町内在住の16歳以上の方（無作為抽出）
- ◆ 調査期間：令和5年3月24日（金）～4月14日（金）
- ◆ 調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式またはWEBによる回答

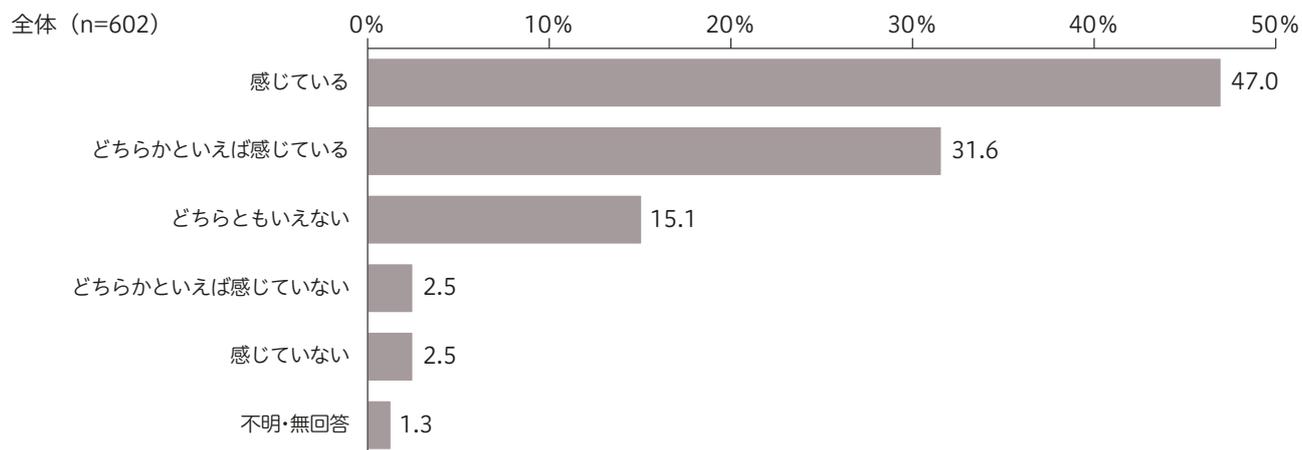
項目	
配布数	1,700件
有効回収数	602件
有効回収率	35.4%

#### (2) まちへの愛着と定住意向について

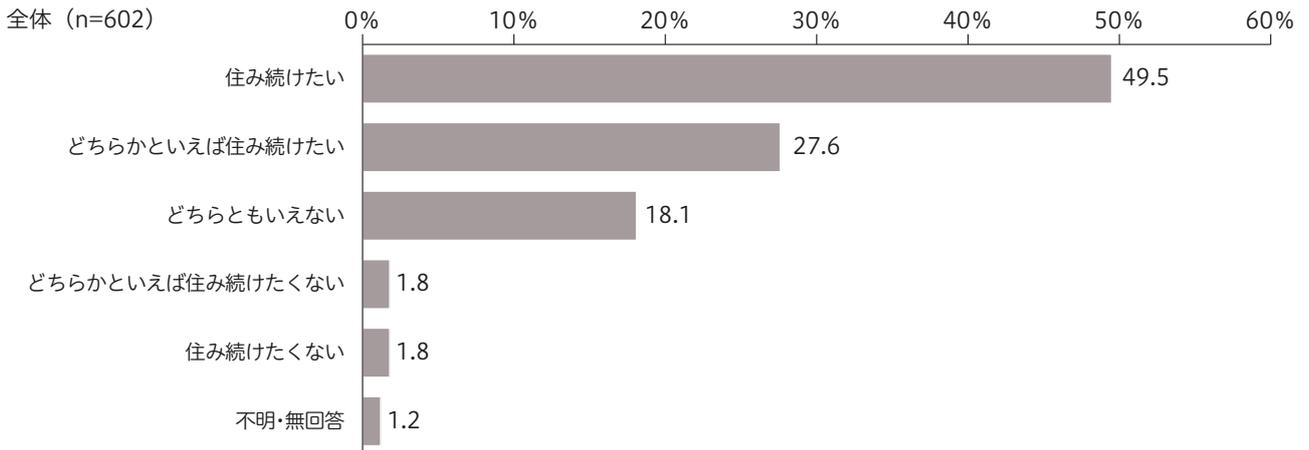
調査結果から、8割程度の人がかつらぎ町に「自分のまち」としての愛着を『感じている（「感じている」と「どちらかといえば感じている」の合計）』と回答しており、同様に8割程度の人がかつらぎ町に『住み続けたい（「住み続けたい」と「どちらかといえば住み続けたい」の合計）』と考えていることが明らかになりました。

今後がかつらぎ町に『住み続けたい』理由としては、「家や土地があるから」「自然が豊かだから」「家族や知人とのつながりがあるから」といった項目が上位を占め、地域と人々との関係性や、まちの貴重な資源である自然への好意的な意向がうかがえます。

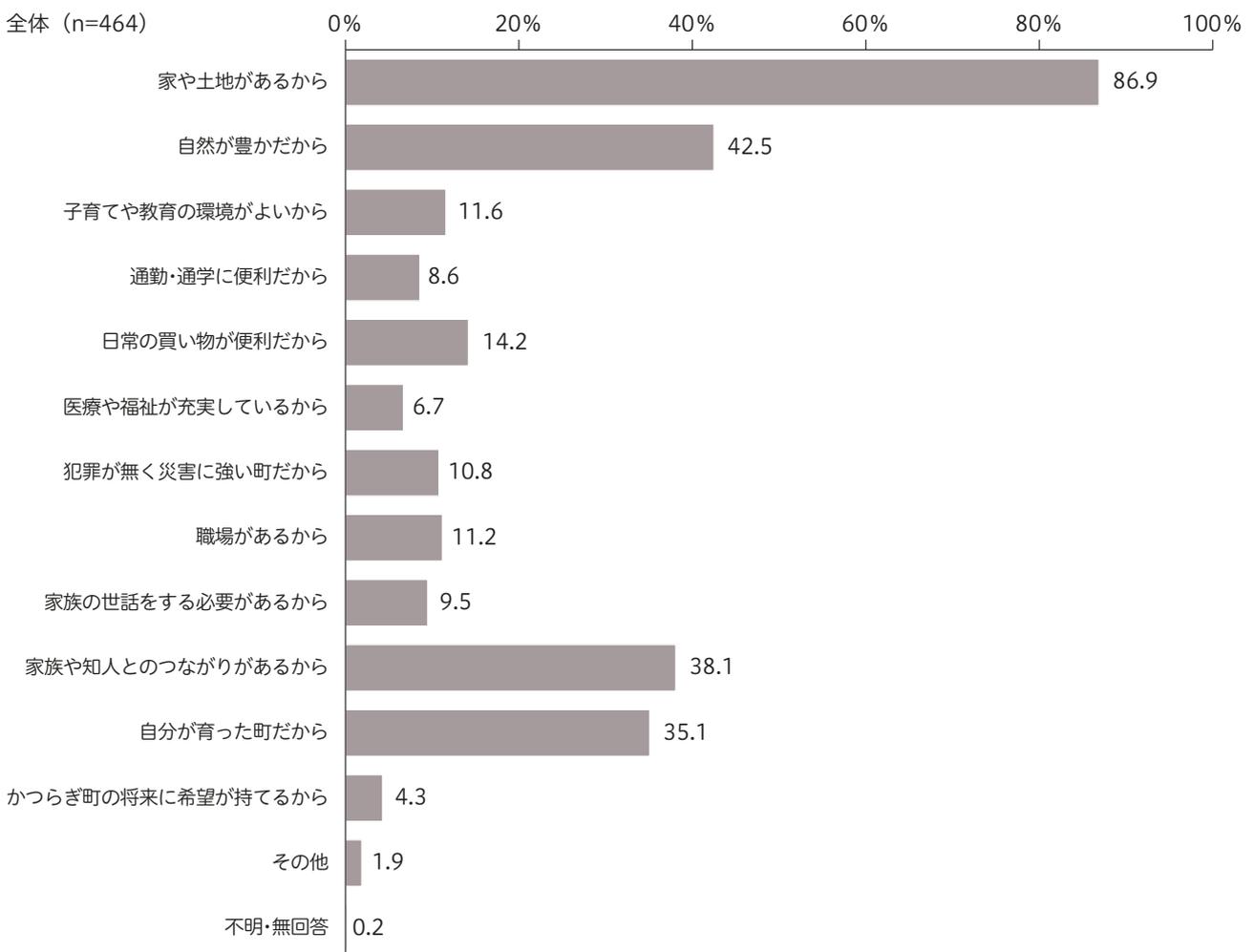
#### ■ かつらぎ町に「自分のまち」としての愛着を感じているか（単数回答）



## ■かつらぎ町への定住意向(単数回答)



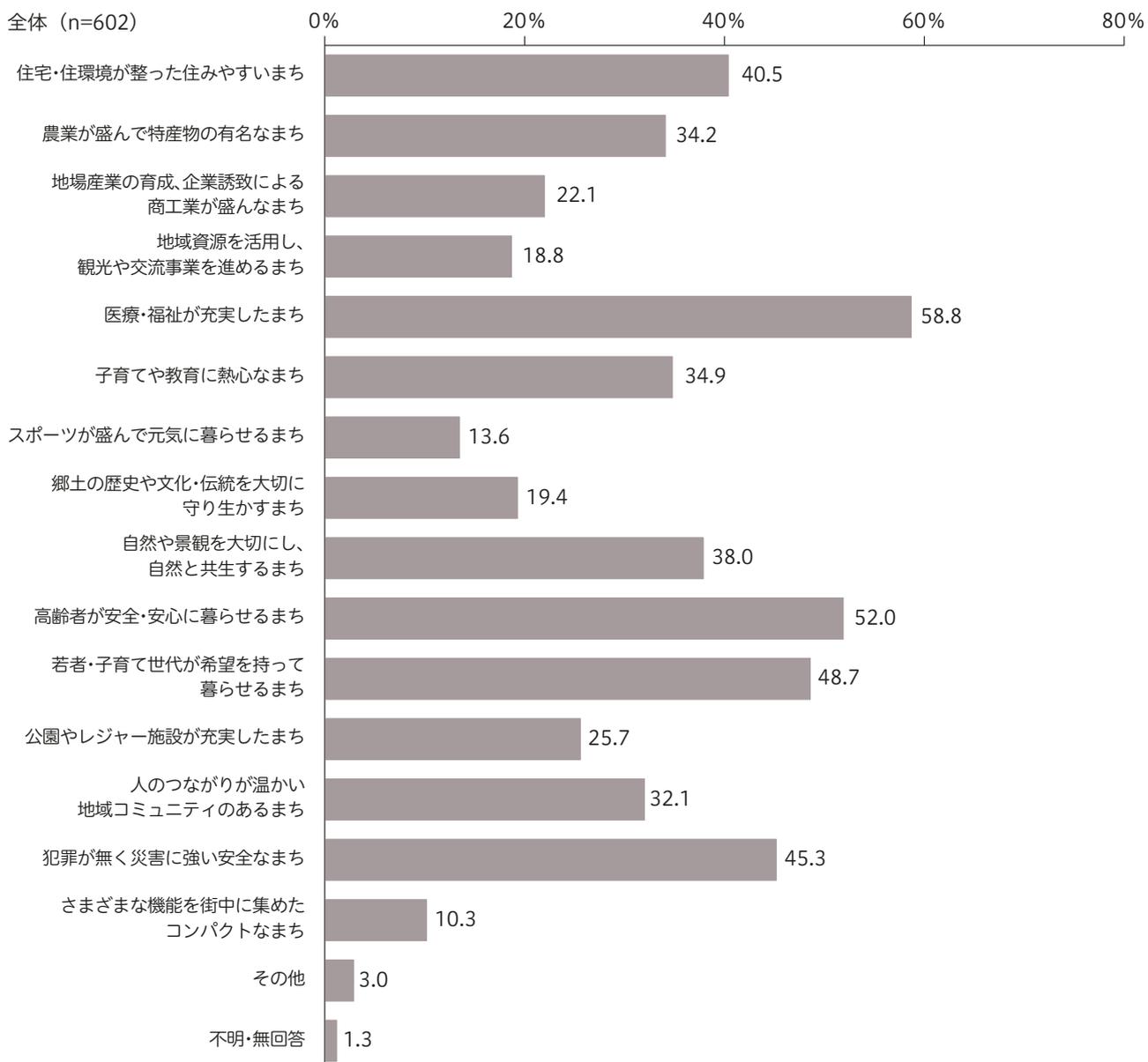
## ■かつらぎ町に『住み続けたい』理由(複数回答)



### (3) 将来のかつらぎ町に向けて

将来のかつらぎ町に望むこととしては、「医療・福祉が充実したまち」「高齢者が安全・安心に暮らせるまち」「若者・子育て世代が希望をもって暮らせるまち」といった項目が上位を占めており、高齢世代と若者・子育て世代それぞれにとって前向きで住みやすい、持続可能なまちづくりが求められていることがうかがえます。

#### ■将来のかつらぎ町に望むこと（複数回答）



#### (4) まちづくりにおける取り組み状況について

かつらぎ町のまちづくりにおける現在の満足度については「【13】病気の予防」「【23】消防体制の整備」「【2】クリーンなまちづくりの推進」が高く、一方で、満足度が低いものについては「【11】雇用・就業環境の整備」「【5】公共交通の確保」「【8】魅力ある商工業の振興」が上位を占めました。

また、今後の重要度については「【12】地域医療の充実」「【26】上水道の整備」「【2】クリーンなまちづくりの推進」が高く、一方の重要でない項目としては「【37】国際交流の推進」「【36】地域間交流の推進」「【6】歴史・文化の継承と創造」が上位を占めました。

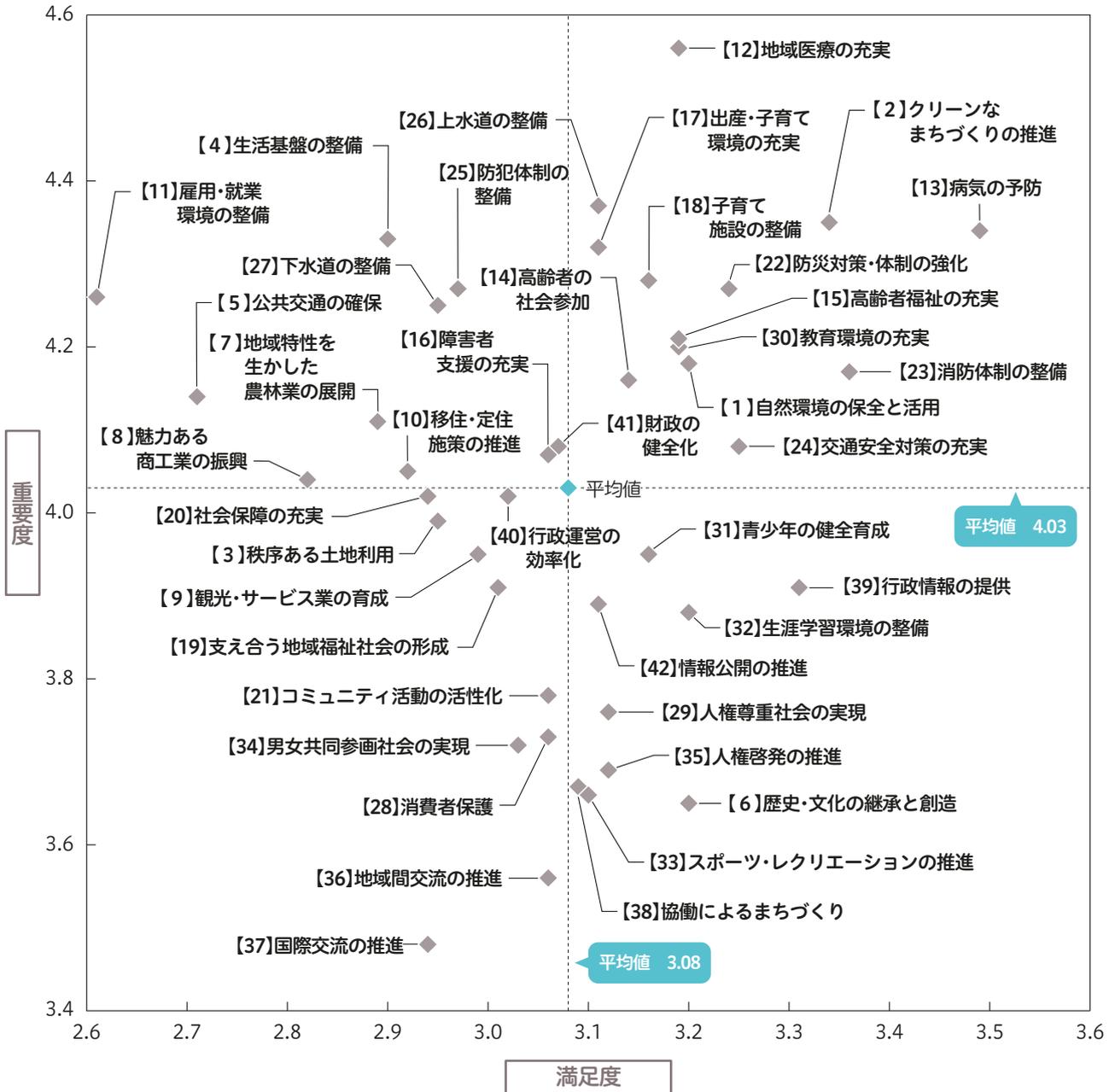
「【2】クリーンなまちづくりの推進」については満足度も高く、重要度も高いことから継続的な取り組みが求められることが考えられます。一方で、満足度が低い項目や重要度が低い項目については、特に取り組みを進めるにあたっては、住民ニーズを掘り下げた取り組みの検討を進めることが重要であると考えられます。

#### ■かつらぎ町のまちづくりにおける「現在の満足度」と「今後の重要度」(加重平均)

		満足度		重要度		
		得点	順位	得点	順位	
豊かな自然と歴史・文化のまちづくり	【1】 自然環境の保全と活用	3.20	9	4.18	14	
	【2】 クリーンなまちづくりの推進	<b>3.34</b>	<b>3</b>	<b>4.35</b>	<b>3</b>	
	【3】 秩序ある土地利用	2.95	33	3.99	26	
	【4】 生活基盤の整備	2.90	38	4.33	5	
	【5】 公共交通の確保	2.71	41	4.14	17	
	【6】 歴史・文化の継承と創造	3.20	7	3.65	40	
地域の特性を生かした活力あるまちづくり	【7】 地域特性を生かした農林業の展開	2.89	39	4.11	18	
	【8】 魅力ある商工業の振興	2.82	40	4.04	23	
	【9】 観光・サービス業の育成	2.99	31	3.95	27	
	【10】 移住・定住施策の推進	2.92	37	4.05	22	
	【11】 雇用・就業環境の整備	2.61	42	4.26	10	
安全で安心して暮らせるまちづくり	【12】 地域医療の充実	3.19	11	<b>4.56</b>	<b>1</b>	
	【13】 病気の予防	<b>3.49</b>	<b>1</b>	4.34	4	
	【14】 高齢者の社会参加	3.14	15	4.16	16	
	【15】 高齢者福祉の充実	3.19	10	4.21	12	
	【16】 障害者支援の充実	3.06	24	4.07	21	
	【17】 出産・子育て環境の充実	3.11	20	4.32	6	
	【18】 子育て施設の整備	3.16	14	4.28	7	
	【19】 支え合う地域福祉社会の形成	3.01	30	3.91	29	
	【20】 社会保障の充実	2.94	35	4.02	24	
	安全で安心して暮らせるまちづくり	【21】 コミュニティ活動の活性化	3.06	27	3.78	33
【22】 防災対策・体制の強化		3.24	6	4.27	8	
【23】 消防体制の整備		<b>3.36</b>	<b>2</b>	4.17	15	
【24】 交通安全対策の充実		3.25	5	4.08	20	
【25】 防犯体制の整備		2.97	32	4.27	9	
【26】 上水道の整備		3.11	19	<b>4.37</b>	<b>2</b>	
【27】 下水道の整備		2.95	34	4.25	11	
【28】 消費者保護		3.06	25	3.73	35	
【29】 人権尊重社会の実現		3.12	16	3.76	34	
豊かな人間性を育むまちづくり		【30】 教育環境の充実	3.19	12	4.20	13
		【31】 青少年の健全育成	3.16	13	3.95	28
		【32】 生涯学習環境の整備	3.20	8	3.88	32
	【33】 スポーツ・レクリエーションの推進	3.10	21	3.66	39	
	【34】 男女共同参画社会の実現	3.03	28	3.72	36	
	【35】 人権啓発の推進	3.12	17	3.69	37	
	【36】 地域間交流の推進	3.06	26	3.56	41	
みんなでつくる協働のまちづくり	【37】 国際交流の推進	2.94	36	3.48	42	
	【38】 協働によるまちづくり	3.09	22	3.67	38	
信頼される役所づくり	【39】 行政情報の提供	3.31	4	3.91	30	
	【40】 行政運営の効率化	3.02	29	4.02	25	
	【41】 財政の健全化	3.07	23	4.08	19	
	【42】 情報公開の推進	3.11	18	3.89	31	

先述した「まちづくりにおける取り組み状況について」は、【1】～【42】各項目の『現在の満足度』『今後の重要性』ともに5つの選択肢が与えられていますが、これを一元的に把握するために「加重平均点」を求め※、散布図で表しました。

■かつらぎ町のまちづくりにおける「現在の満足度」と「今後の重要度」の関係（散布図）



※ 満足度 = (「満足」の件数×5点 + 「やや満足」の件数×4点 + 「どちらともいえない」の件数×3点 + 「やや不満」の件数×2点 + 「不満」の件数×1点) ÷ (不明・無回答を除いた回答件数)  
 重要度 = (「重要」の件数×5点 + 「やや重要」の件数×4点 + 「どちらともいえない」の件数×3点 + 「あまり重要でない」の件数×2点 + 「重要でない」の件数×1点) ÷ (不明・無回答を除いた回答件数)

## 2. 高校生ワークショップ実施内容

### (1) 実施概要

本計画の策定にあたって、町内の高等学校に通学する生徒たちの、まちづくりへの参画機会を確保するとともに、若い世代のダイレクトな意見を把握し、計画に反映するための基礎資料を得ることを目的としました。

ワークショップの名称については「かつらぎ“ミライ”ワークショップ(高校生ワークショップ)～わたしたちが発信したい、12年後のかつらぎ町～」として実施しました。

テーマ	内容	参加者
発信したくなる “かつらぎ町の ミライ”について 考えよう！	町内の高校に通うみなさんから見た、かつらぎ町の「いいね！」と「イマイチ…」について意見交換しながら、12年後、みなさんが発信したくなるかつらぎ町を描いてください。 12年後の、まちの未来像については、動画投稿サイトのようなかたちで、グループワークでまとめあげます。キーワードは「#ハッシュタグ」をつけるなどして楽しくまとめ、最後はグループで発表してもらいます。	29人



## (2) 高校生からみたかつらぎ町の「いいね!」と「イマイチ…」について

「かつらぎ“ミライ”ワークショップ(高校生ワークショップ)」では、高校生が発信したい12年後のかつらぎ町を描くために、かつらぎ町の「いいね!」と「イマイチ…」について意見を出し合いながらワークを進めました。

ここでは、意見交換の際に寄せられた「いいね!」と「イマイチ…」について集計することで、町の高校に通う生徒たちが抱えている、かつらぎ町のいいところや課題について抽出しました。

### ■かつらぎ町の「いいね!」について

66件の「いいね!」意見が寄せられました。そのなかでも、「自然や風景に関すること(16件)」、「特産品に関すること(15件)」、「人柄に関すること(10件)」が上位を占めました。

#### かつらぎ町の「いいね!」 意見数：66件

##### 自然や風景に関すること

…意見数：16件

- ・自然が豊か
- ・景色がきれい
- ・空気がおいしい 等

##### 特産品に関すること

…意見数：15件

- ・フルーツ王国で有名
- ・果物や野菜が新鮮でおいしい 等

##### 人柄に関すること

…意見数：10件

- ・人がやさしい、温かい
- ・あいさつがすばらしい
- ・知っている人が多い

### ■かつらぎ町の「イマイチ…」について

42件の「イマイチ…」が寄せられました。そのなかでも、「生活の利便性に関すること(13件)」、「移動に関すること(9件)」、「安全に関すること(5件)」が上位を占めました。

#### かつらぎ町の「イマイチ…」 意見数：42件

##### 生活の利便性に関すること

…意見数：13件

- ・お店が少ない
- ・飲食店に限られる
- ・施設が少ない 等

##### 移動に関すること

…意見数：9件

- ・交通が不便
- ・電車の本数が少ない
- ・道がせまい 等

##### 安全に関すること

…意見数：5件

- ・街灯が少なく夜道が暗い
- ・歩道がせまい
- ・川の柵などがもろい

### (3) 発表の要旨

#### ■ Aグループ

## 自然豊かで人が優しい、遊べる施設のあるかつらぎ町

子どもが元気だというのは、まちのいいところだと思うし、子どもが走っている様子を描くことで、まちの元気なところを再現するようにした。

また、紀の川があるおかげで、水資源が豊富だということ、そして魚がいて、きれいな水を表した。

松や木がきれいで、星もきれい、そして果物がたくさん栽培されている様子も描いた。

そして柿や桃を描きつつ、柿とリンゴをおいしそうに食べている人も描いている。さらに人が優しいところもいいところだと考えて、おばあちゃんを助けている女性やおんぶしている人などがいるところも描いた。最後に、自然を活かした施設として、バーベキューのできる場所、テントでキャンプをして寝ているところとともに、自然が豊かで遊べるかつらぎ町を描いた。



#### ■ Bグループ

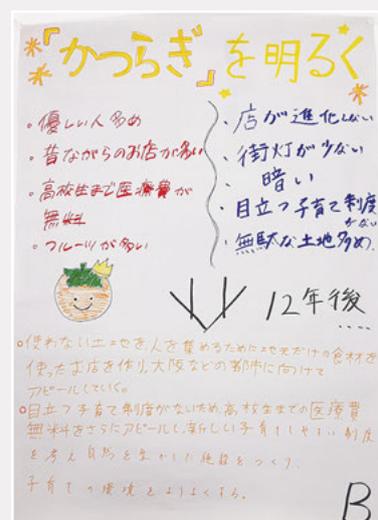
## 子育て環境をより良くして、明るいかつらぎ町を

かつらぎ町のいいところは優しい人が多く、昔ながらの店が多い、高校生まで医療費がタダ、そしてフルーツが多いところだと思う。

イマイチなところは、店があまり進化していない、街灯が少なくて夜暗いので危ないというようなことを、みんなで意見交換した。

そこで12年後どうあってほしいかと考えた時に、人を集めるために、使わない土地を活用した、地元だけの食材を使ったお店をつくって、大阪などの都市に向けてアピールをしていくことができると思う。

そして子育て制度については、高校生までの医療費無料をさらにアピールして、子育てがしやすくなる新しい制度を考え、自然を活かした施設をつくって子育て環境をより良くしたら、かつらぎが明るくなっていくと考えた。



■ Cグループ

## 公園が多く子どもたちが遊びやすい、人の温かいまち



細い道が草で歩きにくい、ゴミが少ないところがいいと思う。そして人のあいさつが素晴らしい。また、まちが狭い分、知っている人が多く、人の温かさを感じられるところがいいところだと思う。

公園が多くて子どもたちが遊びやすいし、笠田にはタコ公園が2つもあるところはいいところだと思う。一方でご飯屋さんが少ないので、店が増えたらいいなと思う。

地域の人が野菜をくれたりして、畑や田んぼが多く、自然が豊かだというところを描いた。街灯が少ないので、将来は明るくていい町になってくれたらいいなと思います。果物がおいしく、いろいろなキャラクターがいるのも、いいところだと思う。

■ Dグループ

## 老若男女みんなが住みやすい、たくさんの人に愛されているまち

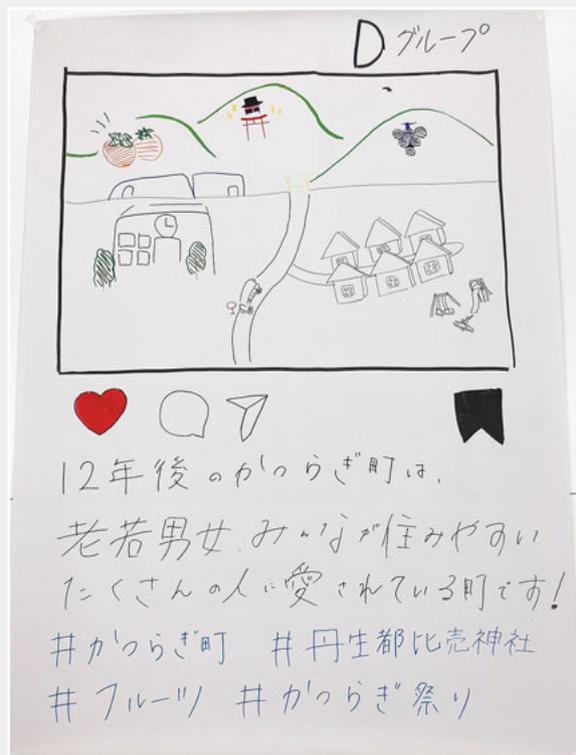
私たちの発表は、かつらぎ町の未来がこうなっていたら、という思いを込めて進めたい。

かつらぎ町では柿やぶどうの生産がすごく有名で、神社や世界遺産、日本文化遺産なども多くある。

そして地域では、おじいさんやおばあさんが優しく、関わりが深いことで有名になっていたらと思う。

さらに公園が多くあって、学校から駅が近いようになっていけば。

12年後のかつらぎ町は、老若男女みんなが住みやすい、たくさんの人に愛されているまちになっていたらと願う。

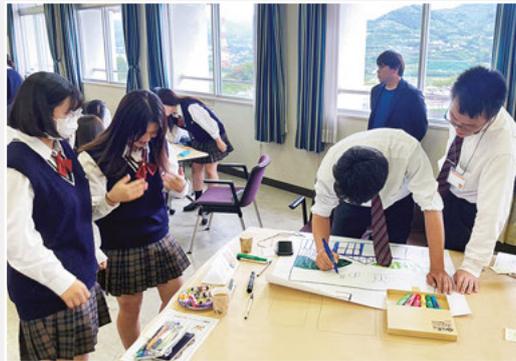


## ■ Eグループ

## 道の駅ができて、自然豊かでフルーツ豊富！



12年後のかつらぎ町は道の駅ができて、自然が豊かで(栽培されている)フルーツが豊富なまちになっていたらと願う。

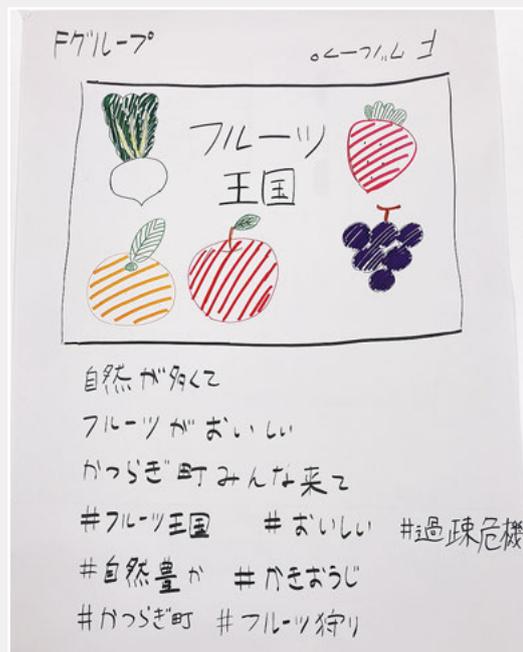


## ■ Fグループ

## 過疎の危機をフルーツで盛り上げたい！

自然が多くて、フルーツがおいしいところなどについては、いいところとしてまとめた。

ハッシュタグにも書いたように「#過疎危機」があるなど、どんどん人が少なくなっている状況なので、まちの自慢であるおいしいフルーツをきっかけに、かつらぎ町に来てほしいということが12年後に発信したいかつらぎ町だというように描いた。みんなもフルーツを食べよう！



### 3. 住民ワークショップ実施内容

#### (1) 実施概要

本計画の策定にあたって、将来のまちづくりに対する住民参画の機会を確保するとともに、広く住民の声を把握し、計画に反映させるための基礎資料を得ることを目的として実施しました。実施に先立って、住民アンケート調査の結果（概要）や、高校生ワークショップで出された意見も共有し、より良い意見聴取の場となるよう努めました。

また、ワークショップの名称については「かつらぎ“まちづくり”ワークショップ（住民ワークショップ）～未来に誇れる“かつらぎ町”の創造に向けて～」として実施しました。

テーマ	内容	参加者
未来に誇れる “かつらぎ町”の 創造に向けて 考えよう！	【第1部】 かつらぎ町の「良いところ（強み、自慢、誇り）」や「良くないところ（弱み、課題、伸びしろ）」について書き出すとともに意見交換を進め、あるべき“かつらぎ町”の将来像（キャッチコピー）について検討する。	24人
	【第2部】 第1部で検討した、あるべき“かつらぎ町”の将来像を実現するために必要な取り組みを検討するとともに、その取り組みの役割分担（住民がやるのか、行政がやるのかなど）についても検討する。また、その成果を踏まえて発表会を行う。	



## (2) 住民からみたかつらぎ町の「良いところ」と「良くないところ」について

「かつらぎ“まちづくり”ワークショップ(住民ワークショップ)」の第1部では、未来に誇れる12年後のかつらぎ町を描くために、かつらぎ町の「良いところ」と「良くないところ」について意見を出し合いながらワークを進めました。

ここでは、意見交換の際に寄せられた「良いところ」と「良くないところ」について集計することで、住民が抱えている、かつらぎ町の良いところや課題について抽出しました。

なお、子育て環境については「良いところ」「良くないところ」いずれにおいても意見が寄せられました。充実している側面と、そうではない側面を踏まえ、満足度の高い環境づくりが重要であると考えられます。

### ■かつらぎ町の「良いところ」について

55件の「良いところ」が寄せられました。そのなかでも、「自然が豊か、空気がきれい(13件)」、「子育て環境の充実(9件)」、「人・地域のつながり(6件)」が上位を占めました。

#### かつらぎ町の「良いところ」 意見数：55件

<p>自然が豊か、空気がきれい …意見数：13件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然が豊か</li> <li>・空気が良くてきれい</li> <li>・自然が残っている 等</li> </ul>	<p>子育て環境の充実 …意見数：9件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもがのびのび育つ</li> <li>・子育て世帯にやさしい</li> <li>・医療費・給食が無料 等</li> </ul>	<p>人・地域のつながり …意見数：6件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・つながりがあたたかい</li> <li>・やさしくて良い人が多い</li> <li>・あいさつが返ってくる 等</li> </ul>
--	--	---

### ■かつらぎ町の「良くないところ」について

47件の「良くないところ」が寄せられました。そのなかでも、「交通の便・移動について(16件)」、「子育て環境について(11件)」、「生活・暮らしについて(5件)」が上位を占めました。

#### かつらぎ町の「良くないところ」 意見数：47件

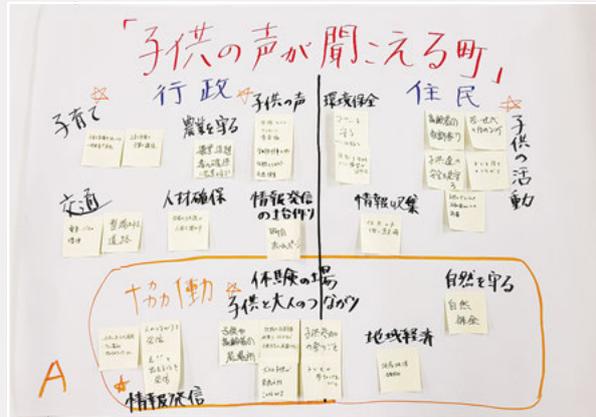
<p>交通の便・移動について …意見数：16件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の便が良くない</li> <li>・電車が不便、駅が遠い</li> <li>・道路が悪い 等</li> </ul>	<p>子育て環境について …意見数：11件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが少ない</li> <li>・公園が少ない</li> <li>・教育環境や施設 等</li> </ul>	<p>生活・暮らしについて …意見数：5件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミが多い、出しにくい</li> <li>・下水道整備の地域差</li> <li>・病院が遠い 等</li> </ul>
---	---	--

### (3) 発表の要旨

#### ■ Aグループ

## 子供の声が聞こえる町

12年後の町の理想は「子供の声が聞こえる町」である。環境や人手不足とか、次の子ども世代に対して子育て政策の面でサポートし切れていないという意見が目立ったことが背景にある。さらなる問題点としては、交通面と町の魅力を伝え切れていないという点。町の良さを活かしつつ、問題点を解決するための方向性を考えた末に、このテーマに至ったものである。



子どもがつながる場をつくり、子どもの意見を聞き、将来のことを考えて成長していけば、町全体が将来的により長く、より固く結ばれていくと思う。

#### ■ Bグループ

## すべての人が住みやすい町



私たちは「すべての人が住みやすい町」をテーマとした。交通の面ではコミュニティバスの不便が多かったが、回数・乗り合わせが増えてスムーズに行動できるようになった。タクシー化も加えることで、時間的な制約もなくなって便利になると思う。また、行政と協働できそうなことに、ウーバーのような仕組みがある。地域の人が運転・運航し、二次・三次交通

のようなものができれば。仕組みや許認可は行政、住民が運転手をするという役割分担で可能性があるように思う。

また、障害のある人も含めながら、一つの教室でみんな一緒になって学ぶ教育とか、どこにでもエレベーターがあるようなバリアフリーの観点も重要。

さらには交流の機会を増やして、子どもだけでなく高齢者、地域内外の老若男女みんなが楽しめる交流イベントを、地域住民が中心になって行政と協働しながらやっていけたらと思う。

## ■ Cグループ

## 帰りたい町

当グループは、キャッチコピーを「帰りたい町」とした。大学などの進学で、この町を出た人も帰って来たいと思えるまちづくりというところに着目した。交通、より良い生活、それから地域交流がテーマであり、今後これらの点を強化していくべきだと思う。

また、学校教育の質の向上であったり、住みやすい家の造りだったりなどさまざまな意見が出たが、そういうシステムづくりに関しては行政の関与が必要だと感じた。そのうえで、住民が月一回集まる機会をつくるとか、地域交流の面が強化されると良いと思った。

地域交流の取り組みを子どもの頃から体験し、味わってもらえるようにすることで、より帰りたくなるまちになるのではないかと考えた。



## ■ Dグループ

## 一人暮らしの人でも安心して暮らせるまちづくり



テーマは「一人暮らしの人でも安心して暮らせるまちづくり」である。

一人暮らしの方でも過ごせる、住みやすい公営住宅の検討とか、高齢者向けの専用の団地をつくってほしいという意見が出た。そのなかにはもちろん子育てについての意見も入っていたが、障害のある児童も健常児も一緒に過ごせるような施設があれば良いなというところにもつながる。

一方、町内会も少し希薄になりつつあるなか、町内会のような身近なコミュニティを強化することで、一人暮らしの人でも安心して過ごせるようなまちづくりにつながるのではないかと考えた。

協働の面では居場所づくりが大事ではないかという意見が出た。一人暮らしの人でも、たくさんの人と一緒に関わるようなコミュニティとか、子育て世代が高齢者の方と一緒に過ごせるような居場所があっても良いのではないかと考えた。また、そういう居場所づくりを協働で取り組めたら良いと思う。

## 4. 関係団体ヒアリング実施内容

### (1) 実施概要

本計画の策定にあたって基礎資料を得るため、各種関係団体の視点からまちづくりにおける分野ごとの意見を把握することを目的としました。

◆ 調査期間：令和5年6月27日(火)～7月20日(木)

項目	
配布団体数	20件
有効回収数	9件(13件※)
有効回収率	35.4%
回答団体 (順不同)	かつらぎ町医師会、かつらぎ町自治区長会、かつらぎ町消防団、 かつらぎ町民生児童委員協議会、JMT 大作戦実行委員会、かつ らぎ町農業委員会、かつらぎ町商工会女性部、女性問題アドバイ ザー OG 会、かつらぎ町老人クラブ連合会女性部

※1団体につき4件の意見提出があった団体もありますが、1団体の意見としてまとめました。

実施にあたっては、調査票の郵送配布・郵送回収により、質問票に記載のある任意のテーマを選択いただくとともに、その他質問への回答による意向調査としました。

### (2) かつらぎ町の今後の取り組み・まちづくりについて

No.	意見の内容
1	<p>僻地診療の事、天野診療所の開所日は現在2週間に一度(木曜日午後2時間)。利用者は平均3名で10年前に比べて激減している。補助金で何とか開催しているが、利用者がゼロになれば必然的に閉鎖となる。</p> <p>一度閉鎖となれば再開には時間がかかり、難しくなると思う。現在、天野地区にお住まいの方で病院・クリニック受診され、薬だけでも天野診療所で貰う(もちろん診察は必要)ことができれば受診者も少し増加するのではないかと。</p>
2	<p>かつらぎ町西部地区は西部公園パークゴルフ場がある。きれいに整備され年配者から子どもまで楽しめる。また、国道480号のトンネル開通により、大変便利になった。大型商業施設の計画もあり楽しみである。</p> <p>しかし東部地区(中飯降、妙寺)は昔とほとんど変わらない。妙寺駅周辺は目をそむけたくなる。かつらぎ平和公園があるが、夏まつり花火大会の時などは、駐車場が足りない。北側には広い柿畑がある。ここを買い取り駐車場にしたらいいと思う。そして平和公園に多くの子ども連れが遊びに来れるようにしてほしい。</p>
3	<p>「フルーツの町かつらぎ町」とPRしており、「御所ぶどう」がブランド化されているが、他の果実においてはブランド化がされていない。「桃」はあら川の桃に負けないおいしさがある。「紀ノ川柿」「平核無柿(刀根早生)」「富有柿」「柑橘類」どれをとっても他所に負けない味がある。町をあげてのブランド化に取り組んでほしい。</p>

No.	意見の内容
4	<p>現在世界的にグローバル化を推し進める動きが強くなり、その中で国・地域や家族のつながりを軽視する傾向が見られる。その証拠に、かつらぎ町に新しく転入された若い方にも地域とのつながりを煩わしく感じている方が多いように見受けられる。かつらぎ町には昔から地域コミュニティをかたちづくる最大のものとして「祭り」があった。現在は人口減少と高齢化、また最近のコロナ禍によりかなり衰退している。「祭り」は地域の歴史や伝統に触れながら住民が一丸となって行えるイベントであり、また同時にこれを実施するための地域組織づくりも重要である。</p> <p>現在行われている「かつらぎ夏祭り」のように花火がメインのものも大切だが、それぞれの地域の伝統にのっとった祭りを掘り起こし、地域のつながりを強めていくことが大事だと思う。</p>
5	<p>行政と民間とが一緒に、もっといろいろな取り組みをするべきだと思う。民間と行政の仕事に対する考え方や、取り組み方のギャップは大変大きい時がよくある。</p> <p>行政の仕事が楽だといっている訳では決していない。しかし民間はもっと厳しい現状で働いている人は少なくない。ともに理解の和を広げ、認識を広げる事はとても大切だと思う。</p>
6	<p>現在の農家は、自分の子どもには農家を継がせたくない、そんな農家が多いと思う。それは農業経営が安定していないことや、労働に見合った収入が得られないことなどが考えられるため、労働に見合った収入の確保、安定した農業経営、遊休農地の活用、生産品のブランド化、輸入に頼らず地産地消をめざすなどの取り組みが必要。</p> <p>農地の状況を判断し、どんな作物ができるかなど、活用できるよう労力を惜しまず働くこと。</p> <p>町とJAと一緒に、若者が夢を持てる農政を行うべき。ビジネスモデルをつくり、こういう経営をすればこれくらい稼げると示さなければ就農してもらえない。サラリーマンなら月収・年収がいくらとメドがつくが、新規就農の場合メドが立たない。本人が手探りするしかない。収入の話が一番大事。</p> <p>町をあげて若手農家を増やす政策に少しでも取り組んでほしい。農家の減少を食い止める事が、フルーツ王国かつらぎ町の活性につながると思う。</p>
7	<p>フルーツの町 かつらぎ町</p> <p>生産者が高齢になり、これから先、若い人たちがあとを継いでくれると良いがなかなかうまくいかない様子。そうなる若い人の力でフルーツづくりを続けていかないと、畑も、木も手入れができなくなる。若い人の力は重要で、生産してくれる人の手である。移住して、あとを継いでくれる人、働き手が必要。</p> <p>かつらぎ町に住んでくれる若い人が暮らしやすくするようにしなければならない。まずは、住宅でフルーツづくりを体験できる募集など、考えて行ってはどうか。</p>
8	<p>高齢者が住み慣れた家庭や地域で、自立した生活を送ることができるまちづくり。健康、医療、介護、住まい等、個々の責任において生活していく事が大事だが、住民同士の支え合いに加えて、体の不自由な人、病んだ人でもより住みやすい、生活しやすい地域づくりを町としても手助けしてほしい。</p>
9	<p>本町は同和問題が解決していない、他の町村よりも遅れているように思う。特に結婚問題がそうである。本年は町長選挙があるが、町長様をお願いしたいことは、4年で部落問題に取り組んでほしいということ。</p>

# 7

## かつらぎ町

# 長期総合計画策定審議会

### 1. かつらぎ町長期総合計画策定審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例（昭和35年条例第29号）第3条の規定に基づき、かつらぎ町長期総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会に関し必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、長期総合計画の策定に関する重要な事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内各種団体に所属する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、長期総合計画の策定が終了したときに解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

(委員の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画公室において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 2. 第5次かつらぎ町長期総合計画策定審議会委員名簿

No.	氏名	ふりがな	団体名等	役職等
1	池田 道夫	いけだ みちお	公募による者	一般公募
2	柏田 杏子	かしわだ きょうこ	公募による者	一般公募
3	北林 佳憲	きたばやし よしのり	かつらぎ町医師会	会長
4	小松 慎吾	こまつ しんご	紀陽銀行	橋本支店 統括支店長
5	阪田 恵央	さかた けいお	かつらぎ町商工会	事務局長
6	○櫻井 邦男	さくらくにお	かつらぎ町自治区長会	会長
7	谷口 千明	たにぐち ちあき	かつらぎ町受入協議会	会長
8	田村 哲男	たむら てつお	かつらぎ町 民生児童委員協議会	会長
9	豊原 弘恵	とよはら ひろえ	公募による者	一般公募
10	◎西本 真弓	にしもと まゆみ	阪南大学	教授
11	表具 恵子	ひょうぐ けいこ	JMT 大作戦実行委員会	代表
12	船富 由紀	ふなとみ ゆき	伊都振興局	局長
13	松下 京子	まつした きょうこ	かつらぎ町農業委員会	委員
14	宮本 晷夫	みやもと あつお	かつらぎ町消防団	団長
15	本山 貢	もとやま みつぎ	和歌山大学	学長
16	山本 幸則	やまもと ゆきのり	かつらぎ町社会福祉協議会	事務局長

(50音順、敬称略)  
◎:会長、○:副会長)

### 3. 諮問書

---

か第0614017号  
令和5年6月27日

かつらぎ町長期総合計画策定審議会会長 様

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

第5次かつらぎ町長期総合計画の策定について(諮問)

本町の総合的かつ計画的な行政運営の指針となる、第5次かつらぎ町長期総合計画を策定するにあたり、かつらぎ町長期総合計画策定審議会規則第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

### 4. 答申書

---

令和6年2月22日

かつらぎ町長 中 阪 雅 則 様

かつらぎ町長期総合計画策定審議会  
会 長 西 本 真 弓

第5次かつらぎ町長期総合計画について(答申)

令和5年6月27日付けか第0614017号で諮問のあった第5次かつらぎ町長期総合計画の策定について、本審議会において慎重に審議を行った結果、案を適当と認めましたことを答申します。

## 8

## めざそう値解説

ページ	めざそう値 (単位)	解説
26	地域の防火防災訓練実施率 (%)	令和9年度までにすべての自主防災組織で1回以上訓練を実施し、令和17年度までに再びすべての自主防災組織で訓練を実施する割合。
30	みまもり隊員一人当たりの児童みまもり数 (人)	児童数をみまもり隊員数で割って算出した人数。
32	消費者相談件数 (件)	特殊詐欺等の消費者問題に関する相談窓口や、町職員が対応した電話での相談件数。
	啓発キャンペーン等活動実施件数 (件)	特殊詐欺や消費者トラブルへの適正な対応の啓発を進めるため、和歌山県警と近隣の3市町と協力して実施する啓発活動の実施件数。
36	全国学力・学習状況調査で全国平均を上回る学校の割合 (%)	「全国学力・学習状況調査」で全国平均を上回っている町内7校の割合。
	全国学力・学習状況調査で「学校へ行くのは楽しい」と答えた児童の割合 (%)	「全国学力・学習状況調査」で楽しいと答えた町内7校の児童生徒の割合。
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の評価がA、Bランクの児童生徒の割合 (%)	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」でA～E評価中のA、Bランクであった町内7校の児童生徒の割合。
	学校給食における地場産物活用割合 (%)	「学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査」で食材購入額に占める地域産(町内産)、県内産を合わせた購入額の割合。
38	児童生徒の一人当たりの児童館年間利用回数 (回)	児童生徒の利用者数を児童生徒数で割って算出した回数。
40	図書館における町民一人当たりの年間貸出冊数 (冊)	年間の貸出冊数をかつらぎ町の人口で割って算出した冊数。
	総合文化会館利用における町民一人当たりの年間来館回数 (回)	来館者数をかつらぎ町の推移人口で割って算出した回数。
42	スポーツ施設における一人当たりの年間利用回数 (回)	町民スポーツ施設利用者数をかつらぎ町の人口で割って算出した回数。
	体育センター稼働率 (%)	かつらぎ体育センターの時間帯(午前、午後、夜間)ごとの利用割合の平均値。
	週1回以上のスポーツ・運動実施率 (%)	スポーツ推進計画のアンケート調査で、週1回以上、スポーツ・運動をしていると回答する人の割合。

ページ	めざそう値（単位）	解説
44	文化財関連イベント等参加者数（人）	文化財拠点施設および町内各施設における文化財イベントの参加者数。
	文化財指定等の件数（件）	かつらぎ町指定文化財として指定した、特に重要な文化財の件数。
46	審議会等の女性割合（％）	町が設置する審議会等の委員のうち、女性の人数の割合。
48	人権学習会等参加者数（人）	各公民館での人権学習会および人権フェスティバルの参加者数。
50	胃・肺・大腸がん検診受診率（％）	国勢調査人口（社会保険加入者を除く）のうち胃・肺・大腸がん検診を受けた者の割合。
	特定健診受診率（％）	40歳～74歳の国民健康保険被保険者のうち、特定健康診査を受診した者の割合。
56	シルバー人材センター就業延実人員（人）	シルバー人材センターの会員が、過去1年間に実際に作業に従事した延べ人数。
	75歳以上人口に占める要介護認定者の割合（％）	75歳以上の被保険者のうち、要支援認定、要介護認定を受けている者の割合。
62	遊休農地解消面積（㎡）	現況が休耕地に対して、農地法第3条による許可もしくは、利用権が設定された面積。
	有害鳥獣捕獲頭数（頭）	有害鳥獣である、イノシシ、シカ、サル、アライグマの年間の捕獲頭数。
	防護柵設置面積（ha）	農作物を有害鳥獣から守るために有効な、防護柵を設置した農地の面積。
	森林経営意向調査の進捗割合（％）	森林の所有者に森林経営の意向について確認する調査で、町が15年計画で実施している調査の進捗状況。
	森林環境譲与税を財源とした事業数（件）	町が森林環境譲与税を財源として実施を予定している事業数。
64	起業支援補助金による起業の累計件数（件）	町内での起業を考えて、町内に移住・居住する個人等を対象に、町が平成27年から実施している起業支援事業の対象事業者の累計件数。
	事業所支援交付金（仮称）の累計交付件数（件）	令和6年度中に作成予定の町内店舗のリニューアルや、看板整備への補助金である事業所支援交付金（仮称）の累計件数。
66	観光入込客数（人）	観光客の推移をみる数値として国が行う観光客動態調査の数値で、宿泊や日帰りにより、本町へ訪れた観光客数を表す数値。
	宿泊施設利用者数（人）	観光客の推移を見る数値として国が行う観光客動態調査の数値で、本町に訪れた観光客の内、町内で宿泊をした観光客数を表す数値。

ページ	めざそう値 (単位)	解説
72	大学連携に関する事業の参加者数 (人)	町と協定を締結している大学が連携して行う事業に参加した延べ人数。
	ふるさと住民数 (人)	町がふるさと住民票を発行している累計の人数。
74	森林組合施業面積 (間伐、ha)	かつらぎ町の森林組合が、風倒木の処理や間伐、測量や伐採、林道の路面整理等の、森林に関わる施行 (せぎょう) を行った面積。
	公共施設の CO <sub>2</sub> 排出量 (t)	年間の燃料使用量 (ガソリン・電気・灯油など) に燃料ごとの排出係数を掛けた数値。
76	1人当たりごみ排出量 (kg/年)	年間ごみの総排出量を人口で割った数値。
	リサイクル率 (%)	年間のリサイクル処理された量をごみの総排出量で割った率。
78	荒廃農地面積割合 (%)	かつらぎ町内において、農地 (田・畑・牧草地) であるが、実際には農作物の作付に利用されていない農地。
82	1人当たりの公園面積 (m <sup>2</sup> )	町の都市公園の面積を都市計画区域内の人口で割った面積。
	狂犬病予防接種率 (%)	狂犬病予防接種済票発行数を畜犬登録件数で割った率。
88	協働のまちづくり活動回数 (回)	住民や地域、町等が協力してまちづくりを推進する活動を実施した延べ回数。
90	県市町村職員研修協議会等研修受講率 (%)	県市町村職員研修協議会主催の各種研修について、かつらぎ町の職員のうち、研修を受講した人数の割合。
	オンラインによる行政手続申請率 (%)	オンライン手続きを導入している申請項目におけるオンライン申請利用割合。
	コンビニエンスストアにおける証明書交付率 (%)	コンビニエンスストアにて発行可能な証明書におけるコンビニエンスストアでの発行割合。
92	町税の徴収率 (%)	本来納めていただくべき町の税金に対する実際に納めていただいた税金の割合。
	ふるさとかつらぎ寄附金額 (千円)	「ふるさと納税制度」を活用した寄附金額の年間総額。

## 9

## 用語解説

用語	解説
<b>あ行</b>	
ICT	Information and Communication Technology の略。情報・通信に関連する技術一般の総称。多くの場合「情報通信技術」と和訳される。IT (Information Technology) の「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同) 性が具体的に表現されている点に特徴がある。
空き家バンク	空き家物件の情報を集約するとともに、空き家の利用希望者に対して情報提供できるように構成されたシステムのこと。
いきいきサロン	地域住民が気軽に集える場づくりを通じて、住み慣れた地域で安心して暮らし、ふれあいを通して仲間づくりの輪を広げ、生きがいづくりや社会参加を促進するための活動。
「生きる力」	自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、より良く問題解決をする能力、および自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力のこと。
田舎暮らし体験住宅	移住希望者が気候、風土、生活等を体験できる住宅のこと。
インフラ	インフラストラクチャー (infrastructure) を略した言葉。公共施設・ガス・水道・道路・線路・電話・電気など、日々の生活を支える基盤となる施設を指す。
ウェルビーイング (Well-Being)	身体的・精神的・社会的に良好な状態。特に、社会福祉が充実し満足できる生活状態にあること。
ALT	Assistant Language Teacher の略。「外国語指導助手」「英語指導補助」のこと。
SNS	Social Networking Service の略。登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。
SDGs	Sustainable Development Goals の略。持続可能な開発目標。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でより良い世界をめざす国際目標。
NPO	Non-Profit Organization の略。特定非営利活動法人。NPO法(特定非営利活動促進法)が定めた要件によって設立された、不特定かつ多数のものの利益のために活動する団体のこと。
汚水衛生処理率	下水道法上の下水道のほか、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)、浄化槽等により、汚水が衛生的に処理されている人口の割合を表したもの。
<b>か行</b>	
介護予防	要支援や要介護の状態の発生をできる限り遅らせる、または要支援や要介護状態にあっても、その状態の悪化を防ぐことを目的として行う取り組み。

用語	解説
かかりつけ医	家族なども含めて普段の健康管理や健康について気軽に相談できる、身近な診療所や医院の医師のこと。
合併処理浄化槽	汚水と生活雑排水を併せて処理することができる施設で、下水処理場と同等の優れた排水処理性能を有している。身近な小川や水路に処理水を放流することで河川水量を維持し水質を回復させる効果があり、環境保全にも資する施設。
かつらぎ町受入協議会	地域住民などで構成される移住相談窓口の一つ。地域情報の提供やローカルルールに対する助言など、移住希望者と地域の橋渡しを行っている。
噛ミング 30 (かみんぐさんまる) 運動	より健康的な生活をめざす観点から、一口 30 回以上噛むことを目標とした、歯科保健分野からの食育を推進する運動。
関係人口	定住している人とは異なる、地域づくりに欠かせない流動的に関わる人たちを意味する。
観光農園	観光客などに農作物の収穫体験や観賞、直売等のサービスを提供し、料金を得る事業。
観光ボランティア	観光客の案内や観光地の清掃など、観光地の魅力を高めるために行うボランティア活動もしくはその活動を行う人のこと。
緩衝地帯 (バッファゾーン)	登録資産を保護するために、その周囲に設けられる利用制限区域。
かん養	森林が水資源を蓄え、育み、守っている働きのこと。
管路更新率	水道管の総延長に対して、一年間で更新された水道管延長の割合のこと。
基本的人権	すべての人が生来的に等しく有する幸せに生きる権利。平等権、生存権、教育を受ける権利、勤労権等。
行政懇談会	町と住民とが協力し、ともにまちづくりを進めていくため、住民の声を聴き、その思いを活かした町政を行うことを目的に実施する地域住民との意見交換会。
行政評価	施策・事業ごとに効率性や有効性の視点で、数値などを用いて客観的に評価する仕組みのこと。
共助	周りの人たちと助け合うこと。自分の家族の身の安全を確保できた後に、地域の災害時要援助者（高齢者や心身障害者など災害時に手助けが必要な方々）の避難の協力や、地域の方々と消火活動等を行うこと。
協働（のまちづくり）	立場の異なる主体が、一つの目的や目標に向かって、それぞれの特性を生かして、かつ役割分担しながら取り組むこと。またはそのまちづくり活動。
クラウド方式	データやソフトウェアを自身のコンピューターに保存するのではなく、組織外の専用設備に保管し、インターネット等を介して利用するサービス方式。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
健康推進員	町長から委嘱を受けて、地域に密着した健康づくり活動を推進するボランティアのこと。県主催の養成講座を受講する必要がある。
後期高齢者医療	75 歳以上の方と、一定の障害があり、申請により後期高齢者医療広域連合の認定を受けた 65 歳から 74 歳までの方が加入する医療保険のこと。なお、生活保護の受給者は対象にならない。

用語	解説
公助	公的機関による支援。国や地方公共団体、消防、警察、自衛隊などが行う救助活動や支援物資の提供などを指す。
交通安全施設	道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設で、道路標識、区画線（ライン）、防護柵（ガードレール等）、歩道、道路照明、視線誘導標、道路反射鏡（カーブミラー等）、視覚障害者誘導用ブロックなどの施設を指す。
交通弱者	公共交通機関の利用が困難な地域に住んでいる、運転免許証を所有していない・返納したなど、移動に不便を抱える人のこと。また、高齢者や子ども、障害のある人といった交通事故に遭うリスクの高い人を指して使われることもある。
公認心理師	保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識および技術をもっており、心理に関する支援を要する者に対して相談や助言、指導その他の援助などをする人。
合理的配慮	障害のある方々の人権が、障害のない方々と同じように保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。
子育て世代包括支援センター	保健師等の専門職が妊娠・出産・育児に関するさまざまな相談に応じるなど、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を総合的に行う施設。
子ども会リーダー育成研修会	子ども会が自主的に運営され、各地域の子ども会がより活発な活動を進めていけるようリーダーを養成するため、昭和53年から開催している研修会。
子ども食堂	子どもやその保護者、および地域住民に対して、無料または安価で「栄養のある食事・温かな団らん」を提供するための食堂のこと。子どもが一人でも行ける。
個別避難計画	災害時に、自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障害のある人等（災害時避難行動要支援者）が、どのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人・家族と確認し作成する、一人ひとりの状況に合わせた個別の避難行動計画。
コミュニティ活動	自分たちの地域社会を、快適で住み良いものにしていこうとする自主的かつ自発的な共同活動。
コミュニティバス	自家用車以外の移動手段を確保するために、町が運営する公共交通。あらかじめ決まった時間帯に決まったルートを回るバス。
コミュニティビジネス	地域の資源を生かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法を用いて取り組むもの。
<b>さ行</b>	
再生可能エネルギー	太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマスなど、温室効果ガスを排出しない非化石エネルギー源のこと。
JA（農業協同組合）	農業に携わっている人たちを中心に、全国に組織がある協同組合。また協同組合とは、同じ目的をもった個人や事業者が集まり、お互いに助け合う組織のこと。
ジェンダー（平等社会）	文化的・社会的に構築された性差の概念のこと。

用語	解説
自助	自らの命は自らで守るという考え方。自分の大切な人や家族を守るために、日頃から災害に備え、備蓄を整えたり、災害時に避難したりすること。
実質公債費比率	町の借入金（地方債）の返済額・負担金などの大きさを数値にし、資金繰りの程度を示したものの。数値が大きいほど資金繰りが厳しい。
社会福祉協議会	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織。それぞれの都道府県や市区町村で、地域住民はもとより、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもとで活動している。社会福祉法に基づき設置されている。
受動喫煙	他人の吸ったたばこの煙を周囲の人が吸わされること。
手話奉仕員養成講座	聴覚障害や聴覚障害者の生活および関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うことができる手話奉仕員を養成するための講座。
循環型社会	①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用および、③適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
生涯学習	自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習。
消費者トラブル	一般的に「最終消費者として購入した商品・サービスおよびその取引を巡って生じる消費者の被害または不利益の問題」などのこと。
消防団協力事業所	従業員の勤務時間中の消防団活動への積極的な配慮や入団促進など、消防団への協力が得られる事業所のこと。
消防力	火災の予防、警戒および鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策等を遂行するための人員、機械（施設）および水利を指している。
将来負担比率	町の借入金（地方債）や預貯金の残高、将来支払う可能性がある負担金などから、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを数値にしたもの。数値が小さいほど将来の負担が少ない。
食育	「食」に関する知識と「食」（食べ物や食事はもちろん、農作物や食文化、食事のコミュニケーション、食環境などを含む）を選択する力を習得し、健全な食生活（規則正しい食事、栄養のバランス、食品の安全、家族の団らんを含む）を実践できる人間を育てること。
食生活改善推進員	「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食を通じた健康づくり活動を進めているボランティアのこと。
シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織。
新エネルギー	再生可能なエネルギーのうち、その普及のために支援を必要とするエネルギーのこと。
森林環境譲与税	生育の悪い木を間引く間伐などの森林整備や、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などの森林整備の促進に必要な費用にあてるもの。

用語	解説
水道事業有収率	浄水場から送った水道水が、家庭や事業所等でどの程度使われたかを示す割合のこと。
スクールカウンセラー	心理についての専門性を持ち、学校において、児童・生徒が抱えるさまざまな課題について解決のための助言や指導などを行う者のこと。
スクール ソーシャルワーカー	問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行ったりする者のこと。
スクラップアンドビルド	限られた財源（税金など）を有効活用するため、社会情勢の変化や新たな行政課題に対応し、現在行っている事業を見直すこと。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、ストレス、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患（高血圧・糖尿病・脳血管疾患・脂質異常症・がんなど）。
生活福祉資金貸付制度	低所得者や高齢者、障害のある人の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度。市区町村の社会福祉協議会で行われている。
青少年育成連絡協議会	地域の青少年の健全な育成をめざして活動する連絡組織のこと。青少年指導員と地域こども会の育成者が一体となって、定例会を通して相互の連絡や報告等を行っている。昭和 38（1963）年 11 月に発足。
世界かんがい施設遺産	かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、歴史的なかんがい施設を国際かんがい排水委員会（ICID）が認定・登録する制度のこと。
総合型地域 スポーツクラブ	人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。多世代・多種目・多志向という特徴をもち、地域住民により自主的・主体的に運営されている。
<b>た行</b>	
待機児童	保育園等の利用申込者数から、保育園等を実際に利用している者の数および、特定の除外類型を除いた児童と定義されている。
耐震化	強い地震でも建築物が倒壊、損壊しないように補強すること。また、そのような構造に造り替えること。
第二創業	事業者が、既存事業とは異なる新事業・新分野に進出することで経営刷新を図ること。
「確かな学力」 「豊かな心」 「健やかな体」	「確かな学力」……基礎的な知識・技術を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することによりさまざまな問題に積極的に対応し、解決する力。 「豊かな心」……自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性。 「健やかな体」……健康・体力、たくましく生きるための健康や体力。
脱炭素社会	地球温暖化・気候変動の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）について、実質的な排出量ゼロを達成している社会を指す。
ダブルケア	子育てと、親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

用語	解説
男女共同参画	男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりもっている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を指す。
地域猫活動	地域の理解のもと、野良猫の不妊去勢手術を行い、エサやり、ふん尿の処理など適切に管理していくことで、野良猫の数とトラブルを減らし、猫と地域の共生をめざして取り組む活動。
地域福祉	それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域での体制。
地域包括支援センター	高齢者等の保健・医療・福祉の向上と増進を図ることを目的に、地域において介護予防のケアマネジメントや総合相談窓口などの機能を総合的に担う中核機関。
地域見守り協力員	地域の実情に応じて、住民が安全・安心に暮らすことのできる社会づくりのために、必要とする地域にボランティアとして協力員を置き、日常生活で心配な高齢者等のさり気ない見守りを行う。
地域優良賃貸住宅	子育て世帯、高齢者世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯が居住するための、居住環境の良好な賃貸住宅のこと。
地産地消	国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る）を、その生産された地域内において消費する取り組みのこと。
着地型観光	旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でのおすすめ観光資源を基にした観光商品や体験プログラムを企画・運営する形態のこと。
デイサービス（通所介護）	利用定員が19人以上の通所介護の施設。利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的として実施される。
デジタル・トランスフォーメーション（DX）	さまざまなデータと、AIやSNSなどのデジタル技術を活用し、業務プロセスを根本から変革することにより、住民サービスの充実と業務効率の向上を実現する組織の取り組み。
デマンド型（乗合タクシー）	ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービスのこと。
都市計画マスタープラン	人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちのすがたを定める計画のこと。
特定健診	生活習慣病の予防のため、メタボリックシンドロームに着目して行う健康診断のこと。40歳～74歳が対象となる。

## 特別支援教育支援員

幼稚園、小・中学校、高等学校において、障害のある児童生徒に対して食事、排泄、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障害の児童生徒に対して学習活動上のサポートを行ったりするために配置されている人を指す。

## ドメスティック・バイオレンス (DV)

家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人など近い関係にある異性への暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的・経済的暴力も含む。配偶者間暴力。

## な行

## 日本遺産葛城修験

大阪、和歌山、奈良にまたがる峰々は「葛城」と呼ばれ、役行者（修験道の開祖）が初めて修行した地とされている。そこで営まれる修験道を里人とともに守り伝える文化が日本遺産として登録されている。

## は行

## ハイリスク者

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫機能不全（ステロイド全身投与等）等を有しており、治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等。

## 8050(はちまる・ごうまる)問題

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために、経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。

## 8020(はちまる・にいまる)運動

80歳になっても自分の歯を20本以上保つための取り組み。

## パブリックコメント

行政機関が、その計画等を定めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く住民から意見・情報を募集する手続のこと。

## バリアフリー

高齢者や障害のある人等が、生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味を指す。

## ひきこもり講演会

ひきこもりについて考え、理解を深めるとともに、当事者や家族が社会へつながるきっかけとなるために実施する講演会。

## 避難行動要支援者

災害時または災害の発生のおそれがある時に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とするものこと。

## 5R (ファイブアール)

ごみを減らすための、Rではじまる5つの行動のこと。  
 Refuse (リフューズ) 断る：ごみになるものを断ること  
 Reduce (リデュース) 発生抑制：ごみを発生させないこと  
 Reuse (リユース) 再使用：ものを繰り返し使うこと  
 Repair (リペア) 修理：ものを修理して使うこと  
 Recycle (リサイクル) 再生利用：資源として再生利用すること

## ふるさと住民

町外に住んでいる町出身者や、町を訪れるかつらぎ町ファンがふるさと住民として登録する制度。かつらぎ町と町外在住者の交流やつながりを深めることを目的としている。

## ふるさと納税制度

自分の故郷や応援したい自治体など、好きな自治体を選んで寄付ができる制度のこと。

## ふるさとの森

町民の財産として守り育て次世代へ引き継いでいくために、町が指定し森林の整備や適切な管理を行う、町が所有する森のこと。

用語	解説
ブロードバンド	広帯域通信網のことで、高速で大容量の情報を送受信できるアクセス回線。
文化財	歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなす住民共有の財産。
防災士	“自助”“共助”“協働”を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人。
防災メール・防災アプリ	かつらぎ町メール・町公式 LINE・Yahoo! 防災速報アプリなど、かつらぎ町発信の情報が入手できるもの。
ホームヘルパー (訪問介護員)	利用者の自宅にホームヘルパーが伺い、在宅での生活が継続できるよう食事介助や入浴介助などが実施されるサービスのこと。
母子保健推進員	町長の委嘱を受け、町の母子保健事業に協力する地域の身近な相談者。主に自分の住んでいる地域で、親子が安心して子育てできるように行政とお母さんとのパイプ役として活動するボランティア団体のこと。
ほ場	田や畑など農作物を栽培するための場所のこと。
ボランティア連絡協議会	町内のボランティアのつながりを強め、相互の情報交換と、交流学習を深めることにより、ニーズの変化に対応できるボランティア活動の普及拡大を図ることを目的として、賛同するボランティア団体および個人で組織している協議会。
<b>ま行</b>	
マイクロモビリティ	自動車よりコンパクトで機動性が高く地域の手軽な移動の手段となる一人または二人乗り程度の車両のこと。
マイナンバー制度	行政手続等における特定の個人を識別するための制度。行政機関等間での情報連携により、各種の行政手続における添付書類の省略などが可能となる。
ミスマッチ	すでに成立しているはずの組み合わせに、違和感やズレが生じる状態のこと。
みまもり隊	子どもたちが安全・安心に登下校ができるよう、子どもたちの見守り活動をしている組織。子どもたちとコミュニケーションを図りながら、あいさつの大切さ、ルールを守ることの大切さなどを伝えている。
民生委員・児童委員	「民生委員」は厚生労働大臣から委嘱され、各地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々のことで、「児童委員」を兼ねている。 「児童委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
無形民俗文化財	祭りや年中行事、人生儀礼などの風俗慣習や、神楽や田楽、風流などの民俗芸能、そして生活や生業に関わる製作技術などの民俗技術などで、世代から世代へと繰り返し伝えられてきた民俗文化財のうち無形のことをいう。
木質バイオマス	木材からなるバイオマスのこと。バイオマスは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉で、「再生可能な有機性資源 (化石燃料は除く)」のこと。

用語	解説
<b>や行</b>	
ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもを指している。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがある。
遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、または、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地のこと。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、文化の違い、障害の有無によらず、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた製品・建築・情報などのデザイン（設計）のこと。
要支援・要介護（状態）	「要支援」とは、現在は介護の必要が無いものの、将来的に要介護状態になる恐れがあり、家事や日常生活に支援が必要な状態をいう。 「要介護」とは、入浴、排泄、食事等の日常生活動作について常時介護を要すると見込まれる状態のこと。
<b>ら行</b>	
ライフライン	上下水道施設などの水の供給処理系（システム）、電力・ガス・オイルなどのエネルギーの供給系、道路・鉄道を含む交通網系、電信電話・専用回線放送などの情報伝達網系を指している。
老人クラブ	仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、「生活を豊かにする楽しい活動」を行うとともに、その知識や経験を生かして「地域を豊かにする社会活動」に取り組み、明るい長寿社会づくりと保健福祉の向上に努めることを目的としたもの。
6次産業化	1次産業、2次産業、3次産業の総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。
6024(ろくまる・にいよん)運動	60歳になっても自分の歯を24本以上保つための取り組み。
<b>わ行</b>	
ワーク・イン・レジデンス	町（当該自治体）の将来にとって必要な働き手や起業者を誘致すること。他の自治体においては、カフェ、パン屋、惣菜店、ゲストハウス、コーヒー焙煎所などの事例がある。
ワークショップ	一般的に「体験型セミナー・会議」といわれ、参加者同士で話し合いながら、理解を深めたり、案を作り上げるための会議の進め方を指す。
ワーク・ライフ・バランス	ワーク（仕事）とライフ（仕事以外の生活）を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

# 10 SDGs を踏まえた計画の推進

平成27(2015)年の国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標であるSDGsは、すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざして、経済・社会・環境をめぐる広範な課題解決に総合的に取り組むものです。

持続可能なまちづくりや、地域活性化に向けて取り組みを推進するにあたって、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できると同時に、総合戦略における取り組みのさらなる充実・深化につなげることができます。

国の第2期総合戦略においてSDGsは、横断的な目標「新しい時代の流れを力にする」の「地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり」に位置づけられています。本町においてもSDGsの理念を踏まえた取り組みを推進し、さまざまな地域課題を解決し、持続可能なまちづくりを進めるものとしします。

特に本計画においては、基本計画における分野ごとの施策に対して関連するSDGsを位置づけることにより、施策を強力に推進していくものとしします。

## ■ SDGsにおける17のアイコン

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第5次かつらぎ町長期総合計画

発行年月：令和6年4月 発行：かつらぎ町役場 企画公室  
〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地  
TEL：0736-22-0300 FAX：0736-22-6432  
メール：kikaku-seisaku@town.katsuragi.lg.jp



第 5 次  
かつらぎ町  
長期総合計画

